徴徴管2-2222224677787787787787878789112222223456778989989998999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999999<

各 国 税 局 長 沖縄国税事務所長

国税庁長官(官印省略)

## 「徴収事務提要の制定について」の一部改正について(事務運営指針)

標題のことについては、平成 25 年 4 月 1 日付徴徴 2-13 ほか 16 課共同「徴収事務提要の制定について」(事務運営指針)の一部を下記のとおり改正したから、これにより、適切に処理されたい。

## (趣旨)

滞納整理事務の集中化に関する事務処理手続を定めるほか、所要の改正を行うものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄のとおり改める。 なお、これに伴い、昭和62年11月27日付徴徴2-19「『自動車登録ファイルに 登録された自動車の差押登録等の嘱託手続等について』通達の全文改正について」 (事務運営指針)は平成29年6月9日をもって廃止する。

## 新 旧 対 照 表

					¬,			アンダーラインの箇所で
	改 正 後				改	正 前		
冊1「徴収事務提要	事務手続編)」	別冊	₩ 1	「徴収事務提要(哥	事務手続編)」			
	凡 例				凡	例		
(省略)		(	同左	)				
法令等に関するもの				等に関するもの				
略称・略語	意義			略称・略語		意	•	義
し (省略)	(省略)		し	(同左)	(同左)			
自動車抵当法	自動車抵当法(昭和 26 年法律第 187 号)		ŀ	(新設)	(新設)			
(省略)	(省略)			(同左)	(同左)			
は (省略)	(省略)		は	(同左)	(同左)			
番号法	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利		•	(新設)	(新設)			
	用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)							
略称・略語	意義			略称・略語		意		義
こ (省略)				CHIA CHEE		思		我
	(省略)		7.	(同左)	(同左)			我
個人情報 <u>保護</u>	(省略)		), J		(同左)	思		我
個人情報 <u>保護</u> 訓令	(省略)		), J	(同左)		尽		我
	(省略)			(同左) 個人情報 <u>管理</u>		尽		我
訓令	(省略)		こ し	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令	(同左)	尽		我
訓令(省略)	(省略) (省略) (省略)		こし	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左)	(同左)	尽		我
訓令 (省略) し (省略)	(省略) (省略) (省略) (省略)		こし	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左) (同左)	(同左) (同左) (同左)	尽		我
訓令 (省略) し (省略) <u>情報交換等通</u>	<ul><li>(省略)</li><li>(省略)</li><li>(省略)</li><li>(省略)</li><li>平成15年4月7日付官際1-20ほか5課共同「租税条約等</li></ul>	_	こし	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左) (同左)	(同左) (同左) (同左)	尽		我
訓令 (省略) し (省略) <u>情報交換等通</u>	(省略) (省略) (省略) (省略) 平成15年4月7日付官際1-20ほか5課共同「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続につい		こ	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左) (同左)	(同左) (同左) (同左)	尽		我
訓令 (省略) し (省略) <u>情報交換等通</u> 達	(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) 平成15年4月7日付官際1-20ほか5課共同「租税条約等 に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続につい て」(事務運営指針)	_	こした	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (同左) (新設)	尽		我
訓令 (省略) し (省略) 情報交換等通 達 (省略)	(省略) (省略) (省略) (省略) (省略) 平成15年4月7日付官際1-20ほか5課共同「租税条約等 に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続について」(事務運営指針) (省略) (省略)	_	L	(同左) 個人情報 <u>管理</u> 訓令 (同左) (同左) (新設)	(同左) (同左) (同左) (新設)	尽		我

## 新 旧 対 照 表

		 改 正 後				改	正 前		
ط	(省略)	(省略)		ح	(同左)	(同左)			
	特定個人情報	平成 27 年 9 月 11 日付官公 113「特定個人情報等の適切な			(新設)	(新設)			
	取扱指針	取扱いのための措置について」(事務運営指針)							
組織	は、機構等に関する	。 もの	3	組織	、機構等に関する	るもの			
	略称•略語	意義			略称•略語		意	ţ	義
Ĺ	(省略)	(省略)		IJ	(同左)	(同左)			
	国際税務専門	国税局徴収部国際税務専門官			(新設)	(新設)			
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)			
L	実施署	中心署及び対象署		L	(新設)	(新設)			
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)			
<u>た</u>	対象署	中心署に滞納整理事務を集中化する署		た	(新設)	(新設)			
	対象署職員	対象署の管理運営部門及び管理運営・徴収部門の職員(統			(新設)	(新設)			
		括国税徴収官を置かない署にあっては、総務課職員)							
	対象署署長等	対象署の署長及び対象署統括官			(新設)	(新設)			
	対象署統括官	対象署の管理運営部門及び管理運営・徴収部門の統括国税			(新設)	(新設)			
		徴収官(統括国税徴収官を置かない署にあっては、総務課							
		長)							
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)			
ち	<u>中心署</u>	対象署の滞納整理事務を集中化する署		ち	(新設)	(新設)			
	中心署職員	中心署の管理運営担当事務を担当する職員及び中心署担			(新設)	(新設)			
		当職員							
	中心署担当職	中心署に配置されている徴収職員で、対象署の滞納整理事			(新設)	(新設)			
	員	務に従事する職員							
	中心署統括官	中心署の徴収(第一)部門統括国税徴収官(徴収部門が設			(新設)	(新設)			
		置されていない署にあっては、管理運営・徴収部門統括国							

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後			改 正 前				
		税徴収官)					
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)	
ひ	評公官	<u>国税局徴収部</u> 評価公売専門官		ひ	評公官	評価公売専門官	

## 4 電子計算処理等に関するもの

	略称・略語	意義
V	(省略)	(省略)
	<u>e — T a x</u>	国税電子申告・納税システム
	(省略)	(省略)
き	(省略)	(省略)
	共通番号管理	共通番号と局署整理番号等を関連付け管理するシステム
	システム	
	(省略)	(省略)
ſĭ	(省略)	(省略)
	国税庁法人番	法人番号の指定を受けた者の商号又は名称、本店又は主た
	<u>号公表サイト</u>	<u>る事業所の所在地、法人番号を公表しているサイト</u>
	(省略)	(省略)

## 5 その他

	略称・略語	意義
<	<u>クレジットカ</u>	国税庁長官が指定した納付受託者が用意するインターネ
	<u>ード納付</u>	ット上の専用web画面から、クレジットカードを使用し
		てする国税の納付
	(省略)	(省略)
Ĺ	(省略)	(省略)

## 4 電子計算処理等に関するもの

	略称・略語	意義
٧٧	(同左)	(同左)
	(新設)	(新設)
	(同左)	(同左)
き	(同左)	(同左)
	(新設)	(新設)
	(同左)	(同左)
IJ	(同左)	(同左)
	(新設)	(新設)
	(同左)	(同左)

## 5 その他

		略称・略語	意義
<	<	(新設)	(新設)
		(同左)	(同左)
	ſĭ	(同左)	(同左)

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後				改正的力はアンダ・フィンの固別である。				
	国税クレジッ トカードお支 払サイト	国税庁長官が指定した民間の納付受託者が運営を行っている外部の専用webサイト			(新設)	(新設)		
	個人番号	番号法第2条第5項に規定する個人番号			(新設)	(新設)		
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		
た	(省略)	(省略)		た	(同左)	(同左)		
	滞納整理事務	小規模署の徴収事務について、一部の徴収単独部門非設置			(新設)	(新設)		
	の集中化	署の滞納整理事務を、近隣の徴収単独部門が設置されている税務署等に集中化すること						
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		
ک	(省略)	(省略)		٢	(同左)	(同左)		
	特定個人情報	個人番号をその内容に含む個人情報			(新設)	(新設)		
	特定個人情報	特定個人情報及び個人番号			(新設)	(新設)		
	(省略)	(省略)			(同左)	(同左)		
な	内部事務の集	小規模署の管理運営事務(窓口事務を除く。)及び課税内		な	(新設)	(新設)		
)7	中化	部事務の一部を、近隣の税務署に集中化すること			( N			
ほ	(省略)	(省略)		ほ	(同左)	(同左)		
	法人番号	番号法第2条第15項に規定する法人番号			(新設)	(新設)		
6 (省	(省略)			(同	左)			
	第1編 総則 第3章 徴収事務運営体制					第1編 総則		
				第3章 徴収事務運営体制				
		第3節 署における広域運営				第3節 署における広域運営		
第 <u>11</u> そ	<u>11</u> その他の広域運営等			<u>12</u> - <del>7</del>	の他の広域運	営等		

## 新 旧 対 照 表

			改	女正部分はアンダーラ	インの箇所である。
改 正 後		改	正	前	
1 • 2 (省略)	1 • 2 (省略)				
第4節 滞納整理事務の集中化	(新設)				
滞納整理事務の集中化の実施に当たっては、この節のほか、滞納整理事務の集中化通					
<u>達に定めるところにより、適切に実施する。</u>					
なお、具体的な実施署等については、局署の実情に応じて各局の定めるところによる。					
第12 滞納整理事務の集中化					
1 滞納整理事務の集中化の目的					
滞納整理事務の集中化により、徴収単独部門非設置署(以下、本節において「小					
規模署」という。)を含めた徴収事務全体として、効果的かつ効率的な事務運営を実					
施するものである。					
<u>2 共通的事項</u>					
(1) 実施署間の連携等					
実施署の署長は、滞納整理事務の集中化が円滑かつ効果的に実施されるよう、					
密接に連携・協調しながら、滞納整理の方針の協議や進捗状況等の情報共有など					
を適切に行う。					
なお、局徴収課は、実施署間における必要な調整及び指導等を行う。					
(2) 簿書等の取扱い					
<u> 簿書等の取扱いは、以下のとおりとする。</u>					
<u>イ 基本的な取扱い</u>					
滞納整理事務の集中化に当たっては、中心署において徴収システムを活用す					
ることにより、基本的には、滞納整理等が可能であることを踏まえつつ、対象署					
の滞納処分票等の簿書の中心署への移管の要否については、実施署の実情等に応					
じて、各局において決定する。					
なお、いずれの場合であっても、中心署においては、徴収システムを活用す					

改正後

※を行うとともに メールや共有フォルダ笙を迁田

<u>ることにより滞納整理事務を行うとともに、メールや共有フォルダ等を活用して</u> 対象署と必要な情報を共有する。

また、中心署において対象署の滞納事案に関する照会文書を送付する場合は、 回答書の返送先を対象署ではなく「中心署 (○○署担当)」とするなどして、文 書の移送をできる限り要しないよう工夫する。この際、対象署の簿書を中心署に 移管しない実施署は、中心署に返送された照会文書の回答書を、適宜の時期に、 確実に対象署へ移送する。

- (注) 実施署間の文書の移送に当たっては、必ず追跡可能であることが担保された方法により行う。
- ロ 対象署の簿書を中心署に移管する場合の取扱い

中心署に移管した簿書は、中心署において保管・管理することから、当該簿書に係る管理簿等は中心署において配備の上、中心署の簿書とみなした上で、適切に管理する。この際には、当該簿書を中心署と同様の簿書(保有個人情報及び個人番号を含む。)の保管・管理体制により取り扱う。また、中心署において作成等した対象署に係る滞納整理関係の書類については、中心署の文書と適切に区別した上で、中心署において一元的に管理する。

中心署の窓口に提出された対象署の滞納整理関係の文書は、当該対象署の収受 日付印を押なつし、また、対象署の窓口に提出された滞納整理関係の文書は、対 象署において収受日付印を押なつした上で、対象署から中心署に移送して、中心 署において一元的に管理する。

- (注) 1 中心署に移管された簿書及び中心署で新たに作成等した対象署に係る 簿書については、中心署において対象署の簿書として、一元的な文書管 理システムへ登録する。
  - 2 内部事務の集中化の対象署に送付された郵便物は、原則として対象署 では開封せずに中心署に移送され、中心署において開封し、当該対象署 の収受日付印を押なつする。
  - 3 個人番号の記載のある文書を中心署に移送する場合は、適宜の方法により提出者の住所、氏名等を特定するための記録を残す。この場合にお

正 前

改 正 後

改 正 前

<u>いて、当該文書の写し等を残すときは、必ず個人番号をマスキングする</u> ことに留意する。

### ハ 対象署の簿書を中心署に移管しない場合の取扱い

中心署において作成等した対象署の滞納整理関係の書類については、対象署において一元的に管理する。ただし、滞納整理に必要な場合には、一定期間、中心署において必要な簿書を保管することとして差し支えないが、適宜の時期に、確実に対象署へ移管する。

(注) 中心署に提出された対象署の滞納事案に関する文書は、当該対象署の収 受日付印を押なつする。

### (3) 決裁ルート等

中心署担当職員が対象署の滞納事案に対して、滞納整理を行った場合における 滞納整理事績については、中心署担当職員が徴収システムにより起案し、中心署 統括官が審理担当者として決裁した上で、対象署統括官(署長決裁の場合には、 対象署の署長)が最終決裁を行う。

また、対象署統括官が休暇等により不在の場合には、中心署統括官が代理決裁 を行う(対象署統括官は後閱)。

## 3 事務処理手順等

### (1) 中心署

## イ 事務計画の策定

中心署統括官は、局徴収課の指導の下、対象署の滞納整理状況等を分析した上で、中心署の署長及び対象署署長等と協議し、実施署の徴収事務に関する事務計画を策定する。

また、中心署統括官は中心署担当職員へ事務計画を説明し、方針等を共有する。 なお、事務計画の実施に当たっては、弾力的な事務運営に配慮するとともに、 特定の職員に過重な負担とならないよう配意する。

## 口 進行管理等

中心署統括官は、実施署の徴収事務運営に当たり、租税滞納状況等の進行管

改 正 後

改 正 前

理及び個別事案の進行管理を適切に実施し、事務量の最適な配分に努める。また、 滞納整理事務の集中化のメリットを十分に生かすよう、以下のことに留意する。

- ① 徴収システムの機能を最大限に活用することにより、中心署に居ながらに して処理が可能な事務と、対象署管内へ臨場して処理すべき事務を精査し、 移動時間の効率化等を図る。
- ② 対象署管内へ臨場する際には、複数の中心署担当職員が集中的に滞納整理を実施するなどして、特定の中心署担当職員への過重な負担がかからないよう配意する。
- ③ 対象署内において管内の滞納者等との納付相談を行う日(以下「納付相談 日」という。)を、できる限り特定の日に集約化することにより、中心署担当 職員の移動時間の効率化等を図る。

### ハ 対象署との連携

中心署統括官又は中心署統括官が指定する職員は、対象署と情報を共有する ため、少なくとも月1回、対象署署長等に対して、対象署の滞納整理状況等の進 捗状況について説明を行う。これに当たり、対象署署長等は、適宜メールを活用 させるなど、事務の効率化に配慮する。

また、対象署の滞納者にとって、特に重要と認められる財産の差押えを行う 場合などには、原則として、対象署において重要事案審議会を開催するなど、組 織として対応等を検討する。

なお、中心署統括官は、対象署の滞納者等から苦情等が寄せられるおそれが ある場合などについては、対象署統括官と早期に情報を共有し、必要な対応を協 議する。

### ニ 滞納処分票等の取扱い

中心署担当職員が対象署から滞納処分票等を持ち出す場合には、第5編第3 章第112の4《行政文書の庁舎外への持ち出し等》に定めるところにより、適切 に対応する。

なお、対象署から持ち出した滞納処分票等を中心署に持ち帰った場合には、対 象署統括官からメール等により持ち出しの記録を入手するなどの方法により、中

改 正 後 改 正 前

心署統括官が持ち帰りの確認を行う。

### ホ 滞納者等への対応

中心署担当職員は、対象署に併任発令を受けて滞納整理事務を実施することから、対象署の滞納者等に対しては、対象署の徴収職員として、滞納整理事務を実施する。

また、対象署の滞納者等に来署を依頼する場合は、原則として対象署への来署 を依頼することとし、中心署への来署は求めない。 ただし、滞納者等が自己の 都合により中心署への来署を希望した場合には、この限りではない。

### (2) 対象署

### イ 事務計画の策定

対象署統括官は、徴収事務に関する事務計画について、中心署統括官と協議の上で策定した中心署における対象署の事務計画を踏まえつつ、局徴収課の指導の下、来署者への対応や催告センターとの連絡等に係る必要な徴収事務量及び研修日数等を見積もり、管理運営部門の事務計画に織り込む。

また、対象署統括官は対象署職員へ事務計画を説明し共有する。

なお、事務計画の実施に当たっては、弾力的な事務運営に配慮するとともに、 特定の対象署職員に過重な負担とならないよう配意する。

## ロ 中心署との連携

対象署統括官は、中心署統括官と滞納整理状況等の進捗状況を共有するなど、 対象署の徴収事務に関して、中心署と緊密に連携する。

また、中心署が実施する対象署の滞納者に係る滞納整理についても、対象署統 括官が最終決裁者(署長決裁対象を除く。)となることを踏まえ、自署の事案で あることを十分認識した上で、事案内容の確認及び決裁を行う。

なお、中心署で実施した滞納整理について、滞納者等から苦情等が寄せられた 場合には、原則として対象署統括官が対応する。

## ハ 納付相談等への対応

対象署職員は、滞納者等から電話により納付相談の申出があった場合には、 滞納者等の希望を踏まえつつ、できる限り中心署担当職員が設定する納付相談日

改 正 後 改 正 前

### の来署を案内する。

なお、相談内容が比較的簡易なものについては、対象署職員が対応する。 また、中心署担当職員が不在の際の来署者(中心署担当職員が既に接触している事案を含む。)については、原則として対象署職員が対応することとするが、 相談内容が複雑な事案等については、対象署職員は、中心署統括官又は中心署担 当職員に連絡し、中心署担当職員が滞納者等と直接電話等により対応することを 依頼する。

ニ 早急に処理すべき文書を収受した場合

対象署において、次に掲げる文書を収受した場合は、対象署統括官は、速やかに中心署統括官に連絡する(書類の原本の保存は、本項の2(2)参照。)。

- ① 相手方に送達されず返戻された差押調書(謄本)などの滞納整理関係書類
- ② 競売開始等に係る債権届出の催告書、破産手続開始決定通知書等
- ③ その他早急に処理すべきと認められる文書

## 4 確定申告期の対応

対象署における確定申告期の管理運営事務の支援については、局徴収課と局管理 運営課が協議し、対象署の状況に応じて、中心署職員を派遣して支援を実施するほか、局職員の派遣や局職員を代行機関とした還付金の局集中処理の活用等による支援を行う。

## 5 会計検査院への対応

会計検査院への証拠書類の提出については、簿書を保管する実施署が行う。 なお、対象署に係る会計検査院の実地検査がある場合は、局徴収課、中心署及び その対象署が緊密に連携して対応する。

また、上記以外の対応については、第5編第2章第111《会計検査院への対応》に 定めるところによる。

## <u>6 自主監査</u>

改正部分はアンダーラインの箇所である。 徬 改正前 改正 対象署の定期的な事務実施状況等の監査(以下「自主監査」という。)については、 原則として、対象署の簿書を保管する実施署において行う。 なお、対象署の自主監査の実施に当たっては、実施署が緊密に連携し、適切に対 応する。 また、上記以外の対応については、第3編第1章第7節第51の2《自主監査》に 定めるところによる。 第5節 高度な審理等を要する事案に関する局間支援 第4節 高度な審理等を要する事案に関する局間支援 (省略) (同左) 1 • 2 (省略) 1 • 2 (同左) 第4章 事務の分担 第4章 事務の分担 第3節 局特整の事務分担 第3節 局特整の事務分担 第15 局特整の事務分担 第15 局特整の事務分担 1 特整総括課等の事務分担 1 特整総括課等の事務分担 特整総括課長等(特整総括第一課及び特整総括第二課が設置されている局にあっ 特整総括課長等(特整総括第一課及び特整総括第二課が設置されている局にあっ ては、特整総括第一課長及び特整総括第二課長を含む。)は、特整総括課(特整総括 ては、特整総括第一課長及び特整総括第二課長を含む。)は、特整総括課(特整総括 第一課及び特整総括第二課を含む。)の職員の経験、適性等を勘案して次に掲げる事 第一課及び特整総括第二課を含む。)の職員の経験、適性等を勘案して次に掲げる事 務を行わせる担当(人事異動に伴い発令される担当及び別に定める担当を除く。)を 務を行わせる担当(人事異動に伴い発令される担当を除く。)を決定する。この場合 決定する。この場合において、一人の職員に複数の担当を兼務させることとして差 において、一人の職員に複数の担当を兼務させることとして差し支えないが、特定 し支えないが、特定の職員に過重な負担がかかることのないよう留意する。 の職員に過重な負担がかかることのないよう留意する。 (1)~(8) (省略) (1)~(8) (同左) 2 (省略) (同左) 2

第5章 事務の区分

第5章 事務の区分

改正 徬

徴収職員が行う事務については、以下のとおり事務を区分して、これらの区分に 基づき投下した事務量を統一的かつ継続的に管理する。

(削除)

第16 事務の区分

1 (省略)

### 2 徴収事務

(省略)

### (1) 滞納整理事務

滞納整理事務とは、処分対象滞納事案、滞納処分の停止中の事案、保全差押事 案又は繰上保全差押事案に係る署内面接、臨戸、催告、現金領収、所在・財産等 の調査、財産差押え、交付要求等、第二次納税義務の賦課、納税の猶予等の猶予、 納付誓約、滞納処分の停止、その他の処分(捜索、取立て、公売等)及びこれら に関する決議書等の作成等の事務、審理・訴訟関係事務並びに国税の徴収の共助 の要請に関する事務等をいう。また、これらの事務に従事した場所により「出張 事務」と「署内徴収事務」に区分する。

なお、審理・訴訟関係事務には、滞納処分等の審理事務、滞納処分等に関する 法令等の適用や納税者等からの質疑等への対応などの法律相談事務、原告訴訟端 緒事案の把握・検討や原告訴訟の提起のための調査等に関する事務等がある。

(2)~(4) (省略)

3~5 (省略)

#### 6 その他事務

徴収事務及び管理運営事務に属さない研修等への出席、情報公開関係事務、会計 検査院関係事務、実績評価・総合視閲等の監督評価官室関係事務、人事評価事務、 厚生労働大臣から委任を受けた保険料等の滞納整理事務、相手国等から徴収の共助

### 第16 事務の区分

徴収職員が行う事務については、以下のとおり事務を区分して、これらの区分に 基づき投下した事務量を統一的かつ継続的に管理する。

改正前

事務の区分については、昭和48年5月4日付徴徴2-7ほか2課共同「徴収関係 定期報告について」(事務運営指針)を参照。

1 (同左)

### 2 徴収事務

(同左)

### (1) 滞納整理事務

滞納整理事務とは、処分対象滞納事案、滞納処分の停止中の事案、保全差押事 案又は繰上保全差押事案に係る署内面接、臨戸、催告、現金領収、所在・財産等の 調査、財産差押え、交付要求等、第二次納税義務の賦課、納税の猶予等の猶予、納 付誓約、滞納処分の停止、その他の処分(捜索、取立て、公売等)及びこれらに関 する決議書等の作成等の事務並びに審理・訴訟関係事務等をいう。また、これらの 事務に従事した場所により「出張事務」と「署内徴収事務」に区分する。

なお、審理・訴訟関係事務には、滞納処分等の審理事務、滞納処分等に関する 法令等の適用や納税者等からの質疑等への対応などの法律相談事務、原告訴訟端緒 事案の把握・検討や原告訴訟の提起のための調査等に関する事務等がある。

(2)~(4) (同左)

3~5 (同左)

#### 6 その他事務

徴収事務及び管理運営事務に属さない研修等への出席、情報公開関係事務、会計 検査院関係事務、実績評価・総合視閲等の監督評価官室関係事務、人事評価事務な ど、上記1から5のいずれにも該当しない事務をいう。

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後 の要請を受けた共助対象外国租税の徴収に関する事務など、上記1から5のいずれ にも該当しない事務をいう。

> 第2編 総括事務 第4章 進行管理

第1節 計数管理

第2編 総括事務

改 正 前

第4章 進行管理

第1節 計数管理

## 第31 各種帳票に基づく進行管理

(滞納処分実施状況)

各種帳票に基づく進行管理	第 31	各種帳票に基づく進行管理
(省略)		(同左)

(滞納処分実施状況、大滞納者滞納整理状況)

帳票の種類 帳票の概要等 (省略) (省略) 滞納処分実施状況 (省略) (省略) (省略) (省略) (削除) (削除) (削除) (削除) <u> 滯納者)</u>

	帳票の種類	帳票の概要等
滞納処	(同左)	(同左)
処分実施状況	(同左)	(同左)
沢	(同左)	(同左)
大	局署別処分対象滞	処分対象滞納のうち、指定した事務年度の始期において
滞納	納整理状況表(大	滞納額が1億円以上であった滞納事案又は期中に滞納額
者敷	滞納者)	が1億円以上となった滞納事案について、要整理滞納、整
大滯納者整理状況		理済滞納、滞納額が1億円未満になったもの、及び差引純
況		滞納の人員及び税額を所掌区分別(国税局・税務署)に表
		<u>示する。</u>
		また、それらを税額階層別に区分(4区分)して人員及び
		税額を表示する。
	業種別処分対象滞	大滞納者の処分対象滞納整理状況について、業種別(7
	納整理状況表(大	区分)に表示する。
	   滞納者)	

改正部分はアンダーラインの箇所である。

	改正後	改正前					
(削除)	(削除)		調査区分別処分対	大滞納者の処分対象滞納整理状況について、調査区分別			
			象滞納残高状況表	_(調査実施部署6区分) に表示する。_			
			(大滯納者)				
(削除)	(削除)		不動産関連区分別	大滞納者の処分対象滞納整理状況について、不動産関連			
			処分対象滞納整理	区分別 (不動産業以外で不動産の譲渡に係るもの及び不動			
			状況表 (大滞納者)	産業の2区分)に表示する。			
(削除)	(削除)		整理区分別税額階層	大滞納者の処分対象滞納整理状況について、整理区分別(15			
			別処分対象滞納残高	区分)に表示する。			
			状況表 (大滞納者)				
(削除)	(削除)		大滞納者名簿	処分対象滞納のうち、指定した事務年度の始期において滞納額			
				が1億円以上であった滞納事案又は期中に滞納額が1億円以上			
				となった滞納事案について、局、滞納者名、人格、業種、滞納額			
				等を一覧表示する。			
				なお、該当する滞納事案が20件に満たない局署においては、			
				滞納税額の大きい上位20件を表示する。			
	第2節 事務管理	第2節 事務管理					
(省略)		(同左)					
第32 事務実績等の的	確な管理	第 3	第 32 事務実績等の的確な管理				
1 • 2 (省略)		1	• 2 (同左)				
3 従事事務実績の	管理	3 従事事務実績の管理					
(1) 日次の従事事	務実績の管理	(1) 日次の従事事務実績の管理					
(省略)	(省略)						
イ~ト (省略)	イ~ト (省略)						
チ 滞納事案ご	との従事時間を補正する場合は、「従事事務実績(内訳)」画面の	(	(新設)				
<u>一覧から入力</u>	<u>する。</u>						
リ 「従事・滞	納整理事務実績(日次)」画面の下段の欄は、上記チの入力により						

改 正 後

補正できない場合など、個々の滞納事案に属さない時間を入力する。

(注) (省略)

第4節 国税の徴収権の消滅時効管理

(省略)

- 第37 国税の徴収権の消滅時効管理
- 1 (省略)
- 2 時効接近事案の管理等
- (1) (省略)
- (2) 徴収システムへの補正入力等 (省略)

### イ (省略)

ロ 徴収システムでは、債権管理システムから収納等の異動連絡を受けたときに、 民法第147条第3号による承認があったものとして、時効完成見込年月日等が更 新される。ただし、民法第147条第3号による時効中断は、滞納者の意思による ところ、納付計画で履行と判定された収納以外の収納等があった場合は、収納等 の事実をもって承認があったとは必ずしもいえない場合もあることから、「税額 異動一覧表」(様式204030-003)の備考欄に「時効管理年月日確認」と表示され る。

当該収納を確認した担当は、納付書や過去の接触事績等を確認しても納付の意思が確認できないときは、自動更新された時効完成見込年月日等を適正な時効完成見込年月日等に補正する。

第3編 徴収事務 第1章 滞納整理関係内部事務 第1節 滞納発生・完結時の処理 (注) (同左)

第4節 国税の徴収権の消滅時効管理

改正前

(同左)

- 第37 国税の徴収権の消滅時効管理
- 1 (同左)
- 2 時効接近事案の管理等
- (1) (同左)
- (2) 徴収システムへの補正入力等 (同左)

イ (同左)

ロ 徴収システムでは、債権管理システムから収納等の異動連絡を受けたときに、 民法第147条第3号による承認があったものとして、時効完成見込年月日等が更 新される。ただし、民法第147条第3号による時効中断は、滞納者の意思による ところ、収納等の事実をもって承認があったとは必ずしもいえない場合もあるこ とから、①納付計画で履行と判定された収納又は、②A4納付書を使用してコン ビニで納付された収納以外の収納等があった場合は、「税額異動一覧表」(様式 204030-003)の備考欄に「時効管理年月日確認」と表示される。

当該収納を確認した担当は、納付書や過去の接触事績等を確認しても納付の意思が確認できないときは、自動更新された時効完成見込年月日等を適正な時効完成見込年月日等に補正する。

第3編 徴収事務 第1章 滞納整理関係内部事務 第1節 滞納発生・完結時の処理

改正部分はアンダーラインの箇所である。

第38 滞納発生・完結時等の処理

1 (省略)

2 滞納発生時の処理

(1) 定期事案設定

(省略)

〔操:第2章6・2・5、9・3〕

督促状を発した日	定期事案設定を行う時期
月の最終稼働日以外の日	督促状を発した日の翌稼働日から、その月の最終稼
	働日 <u>の前稼働日</u> までの間
(省略)	(省略)
(省略)	(省略)

改 正 後

(注) (省略)

- (2) (省略)
- 3 (省略)
- 4 督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理

(省略)

- (1) (省略)
- (2) 結合処理

イ (省略)

口 (省略)

(注) 1 結合処理を誤ったときは、署において結合処理を解除して正当処理 をすることができない。

<u>この</u>ため、特に同姓同名等に注意して適切に結合データの確認を行う。

2 (省略)

第38 滞納発生・完結時等の処理

1 (同左)

2 滞納発生時の処理

(1) 定期事案設定

(同左)

〔操:第2章6・2・5、9・3〕

督促状を発した日	定期事案設定を行う時期
月の最終稼働日以外の日	督促状を発した日の翌稼働日から、その月の最終稼
	働日までの間
(同左)	(同左)
(同左)	(同左)

改 正 前

(注) (同左)

- (2) (同左)
- 3 (同左)
- 4 督促状発付前に納付相談を受けた場合等の処理

(同左)

- (1) (同左)
- (2) 結合処理

イ(同左)

口 (同左)

(注) 1 結合処理を誤ったときは、署において結合処理を解除して正当処理 をすることができないため、特に同姓同名等に注意して適切に結合デ ータの確認を行う。

2 (同左)

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正前 改 正 徬 3 仮滞納者の登録を行った事案が債権管理システムの督促情報の抽出 ハ 削除・完結処理 仮滞納者の登録を行った事案のうち、債権管理システムの督促情報の抽出処 処理前に完結したことにより、結合処理を行うことができないものに 理前に完結したことにより、結合処理を行うことができない仮口座については、 ついては、「滞納国税情報(滞納国税一覧)」画面又は「口座情報」画 面において当該仮口座を削除した上で、「滞納者一覧」画面又は「滞納 「口座情報」画面において当該仮口座の完結処理を行った上で、「滞納者概況」 者概況」画面において当該仮滞納者情報を削除する。 画面において当該仮滞納者の完結処理を実施する(全ての仮口座について完結処 理を行った場合、当該仮滞納者は自動的に完結処理済に更新される)。 なお、誤って仮滞納者及び仮口座を作成した場合等、仮滞納者及び仮口座情 報のじ後の管理が不要である場合には、「滞納国税情報(滞納国税一覧)」画面に おいて仮口座を削除するとともに、「滞納者一覧」画面において仮滞納者の削除 を行う。 (新設) (注) 滞納整理事績記事又は仮口座にひも付く猶予決議等が存在する場合に は、仮滞納者又は仮口座の削除ができないため、完結処理を行うことに 留意する。 〔操:第3章1・3、1・4〕 第7節 監查事務 第7節 監查事務 (省略) (同左) 第51 監查事務 第51 監査事務 1 (省略) 1 (同左) 2 自主監査 2 自主監査 局署の徴収担当部署においては、その所掌する徴収事務が適切に実施されている 局署の徴収担当部署においては、その所掌する徴収事務が適切に実施されている ことを確認するため、統括官等は、日々の決裁時等における確認のほか、定期的に ことを確認するため、統括官等は、日々の決裁時等における確認のほか、定期的に 自主監査を実施する。 事務実施状況等の監査(以下「自主監査」という。)を実施する。 (1)~(6) (省略) (1)~(6) (同左) (省略) (同左) 3 3

## 新 旧 対 照 表

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後			改止部分はアンダーフインの箇所である。         改 正 前		
第 4 章 納付催告			第4章 納付催告		
第 62 随時催告			第 62 随時催告		
1 (省略)			1 (同左)		
2 文書催告			2 文書催告		
(省略)			(同左)		
(参考) 随時催告書の種類	i.		(参考) 随時催告書の種	類	
帳 票 名	活用の目的	接触予定区分	帳 票 名	活用の目的	接触予定区分
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
猶予中の国税の納付催告	分納不履行者に対する催	連絡待ち	(新設)	(新設)	(新設)
書(不履行)	<u>告書</u>				
猶予中の国税の納付催告	新たに納期限が到来した	連絡待ち	(新設)	(新設)	(新設)
書(新規発生)	<u>国税の納付がない者に対</u>				
	する催告書				
納付誓約中の国税の納付	分納不履行者に対する催	連絡待ち	(新設)	(新設)	(新設)
催告書(不履行)	<u>告書</u>				
納付誓約中の国税の納付	新たに納期限が到来した	連絡待ち	(新設)	(新設)	(新設)
催告書(新規発生)	国税の納付がない者に対				
	する催告書				
(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)
(注) (省略)			(注) (同左)		
第3編 徴収事務			第3編 徴収事務		
	第5章 所在▪財産調査			第5章 所在▪財産調査	
(省略)			(同左)		
第63 署内調査			第 63 署内調査		

改 正 後

署内調査は、滞納者等の所在、課税原因、滞納者等の所有財産、過去に所有していた財産の異動状況、取引先、取引金融機関等を把握するため、各種異動届出書、滞納者等の納税申告書、更正・決定決議書、その他の内部資料により調査する。この場合において、申告書等の文書の調査にとどまらず、滞納者等の課税調査を担当する賦課部門から所在又は財産等に関する情報を入手するなど、滞納整理に有用な情報の収集に努める。

また、必要に応じ、<u>以下の各種システム等を使用して</u>滞納者等に関する資料情報を 取得する。

- ① 共通番号管理システム
- ② 資料調査システム
- ③ 個人・法人関連情報システム又は課税システムの「課税情報の照会等」画面
- ④ e-Taxの「申告書照会機能」

なお、国外財産等の調査に当たっては、上記の署内調査と併せて、資料調査システムによる法定資料等の照会、インターネット上に公開された情報、民間情報機関の調査報告書等を活用する(本編第12章1(2)《国外財産等調査》参照)。

[KSK:第3章2]

第64 質問及び検査

(省略)

1 • 2 (省略)

- 3 調査先別の留意事項等
- (1) 官公署等

官公署等の調査は、滞納者の所在等又は所有財産の状況を把握するための官公署の所管する公簿上の調査であり、閲覧又は謄本等の交付を受けるための申請書の提出を要する場合がある。

なお、滞納者の所在等の調査に当たっては、共通番号管理システムを使用する ことができる。 改 正 前

署内調査は、滞納者等の所在、課税原因、滯納者等の所有財産、過去に所有していた財産の異動状況、取引先、取引金融機関等を把握するため、各種異動届出書、滯納者等の納税申告書、更正・決定決議書、その他の内部資料により調査する。この場合において、申告書等の文書の調査にとどまらず、滯納者等の課税調査を担当する賦課部門から所在又は財産等に関する情報を入手するなど、滯納整理に有用な情報の収集に努める。

また、必要に応じ、<u>個人・法人関連情報システム又は課税システムの「課税情報の</u> 照会等」画面から滞納者等に関する資料情報を取得する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

なお、国外財産等の調査に当たっては、上記の署内調査と併せて、資料調査システムによる法定資料等の照会、インターネット上に公開された情報、民間情報機関の調査報告書等を活用する(本編第12章1(2)《国外財産等調査》参照)。

[KSK:第3章2]

### 第64 質問及び検査

(同左)

1 • 2 (同左)

- 3 調査先別の留意事項等
- (1) 官公署等

官公署等の調査は、滞納者の所在等又は所有財産の状況を把握するための官公署の所管する公簿上の調査であり、閲覧又は謄本等の交付を受けるための申請書の提出を要する場合がある。

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後

<u>また</u>、官公署別の主要な簿書名及び調査の要点は別表7(官公署別調査簿書等

第6章 差押え・交付要求 第1節 財産の差押え

(省略)

第68 各種財産の差押え

1~2 (省略)

- 3 不動産の差押え
- (1) (省略)
- (2) 差押えの登記・登録

一覧表)のとおりである。

イ(省略)

ロ 不動産以外の財産

(省略)

(注) 自動車の差押え等をした場合において、その登録の嘱託をするときは、 「登録嘱託書」(様式 306012-002) 及び「登録の目的等」(様式 306012-003) を使用して行う。この場合には「差押調書謄本」又は「参加差押調書謄本」 を添付する。

財産の種類	区分	登記・登録を行う機関
(省略)	(省略)	(省略)
(省略)		(省略)
自動車	登録	自動車の使用の本拠の所在地を管轄する運輸監理部、 運輸支局又は自動車検査登録事務所(沖縄県にあって は、沖縄総合事務局各事務所)(以下「運輸支局等」 という。)
(省略)	(省略)	(省略)

なお、官公署別の主要な簿書名及び調査の要点は別表 7 (官公署別調査簿書等 一覧表)のとおりである。

改正前

第6章 差押え・交付要求 第1節 財産の差押え

(同左)

第68 各種財産の差押え

1~2 (同左)

- 3 不動産の差押え
- (1) (同左)
- (2) 差押えの登記・登録

イ(同左)

ロ 不動産以外の財産

(同左)

(新設)

財産の種類	区分	登記・登録を行う機関	
(同左)	(同左)	(同左)	
(同左)		(同左)	
自動車	登録	自動車の使用の本拠の所在地を管轄する運輸監理部、 運輸支局又は自動車検査登録事務所(沖縄県にあって は、沖縄総合事務局 <u>陸運</u> 事務所 <u>又は同支所</u> )	
(同左)	(同左)	(同左)	

改正前 改 正 後 (3) 登記・登録の確認 (3) 登記・登録の確認 (省略) (同左) (注) 1 不動産以外の財産及び登記システムを使用せず登記を行った不動産につ (注) 不動産以外の財産及び登記システムを使用せず登記を行った不動産につい いては、受領した「登記完了証」等を滞納処分票に編てつして保管する。 ては、受領した「登記完了証」等を滞納処分票に編てつして保管する。 2 自動車の差押え等の登録の嘱託をした場合には、運輸支局等が自動車登 (新設) 録ファイルに登録した上で、添付書類のうち登録原因を証する書面(差押 調書謄本、差押解除通知書謄本等)に、当該嘱託書の受理年月日、受理番 号及び登録済の旨(抵当権等の設定の場合には、順位番号も表示される。) を表示し、返送される。 (4)~(7) (省略) (4)~(7) (同左) (8) 自動車の差押えに関する事項 (8) 自動車の差押えに関する事項 (省略) (同左) (注) 強制執行又は競売に係る差押え後(強制執行続行の決定があった場合を含 (新設) む。) に滞納処分による差押え等がされた自動車について、強制競売又は競売 による権利移転の登録があった場合には、運輸支局等が、滞納処分による差押 え等の登録を職権により抹消する(滞調令第27条1項において準用する滞調 法第32条)ので、差押え等の登録の抹消登録の嘱託は要しない(滞調法逐条 通達第36条の2関係3において準用する第32条関係)。 (9) (省略) (9) (同左) 4 (省略) 4 (同左) 第3節 差押え等の解除 第3節 差押え等の解除 (省略) (同左) 第71 差押え等の解除 第71 差押え等の解除 1 差押え等を解除しなければならない場合 1 差押え等を解除しなければならない場合 (省略) (同左) (1) 納付等により国税が消滅した場合 (1) 納付等により国税が消滅した場合

76	以上部分はアンターフィンの固所である。
改正後	改 正 前
(省略)	(同左)
(注) 1 (省略)	(注) 1 (同左)
2 <u>国税への収納登記前に、</u> 滞納者からコンビニ納付により差押え等に係	2 滞納者からコンビニ納付により差押え等に係る滞納国税の全額を納付
る滞納国税の全額を納付したことによる差押え等の解除の申出を受けた	したことによる差押え等の解除の申出を受けた場合において、次のいず
場合において、次のいずれにも該当するときは、差押え等を解除して差	れにも該当するときは、差押え等を解除して差し支えない。
し支えない。	①・② (同左)
①・② (省略)	(新設)
3 国税への収納登記前に、滞納者からクレジットカード納付時に表示さ	
れる「国税クレジットカードお支払サイト」の納付手続の完了ページを	
印刷した紙の提示等により差押え等に係る滞納国税の全額を納付したこ	
とによる差押え等の解除の申出を受けた場合であっても、収納登記前に	
おいては、差押え等は解除できないことに留意する。	
<u>4</u> (省略)	<u>3</u> (同左)
2 (省略)	2 (同左)
3 差押え等の解除手続等	3 差押え等の解除手続等
(1) 差押えの解除手続	(1) 差押えの解除手続
イ 差押えの解除手続	イ 差押えの解除手続
(4) (省略)	(() (同左)
(省略)	(印 (同左)
(注) 自動車の差押え等の登録の抹消登録を嘱託するときは、「登録嘱託書」	(新設)
_ (様式 306012-002) 及び 「登録の目的等」 (様式 306012-003) を使用し、	
これに「差押解除通知書謄本」又は「参加差押解除通知書謄本」を添付	
<u>する。</u>	
なお、参加差押えが差押えの効力を生じた後に、その参加差押えの登	
録の抹消登録を嘱託する場合には、差押解除通知書謄本を添付する。	
(A) ・ (a) <b>(省略)</b>	(4) ・(5) (同左)

イ (省略)

### 新旧対照表

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改 正 後 改正前 (省略) (同左) 第7章 納税緩和措置 第7章 納税緩和措置 第1節 猶予 第1節 猶予 (省略) (同左) 第78 猶予の取消し等 第78 猶予の取消し等 1 • 2 (省略) 1 • 2 (同左) 3 取消し等後の滞納処分 3 取消し等後の滞納処分 猶予を取り消した場合、又は猶予期間の終了後も滞納(未納)国税がある場合は、 猶予を取り消し又は猶予期間が終了した場合において、滞納(未納)国税がある 早急に財産の保全又は換価をする必要がある場合を除き、差押えの予告等を行った ときは、直ちに滞納処分に着手するものとするが、未督促のものについては、督促 上で滞納処分に着手する。 状の発付等通常の手続を経る必要があることに留意する。 (注) 1 納税の猶予を取り消した後の滞納処分、又は換価の猶予を取り消した後 (新設) の換価は、早急に財産の保全又は換価をする必要がある場合であっても、 「納税(換価)の猶予取消通知書」が滞納者に送達された後に行うことに 留意する。 なお、換価の猶予を取り消した場合において、早急に財産を保全する必 要があるときは、「換価の猶予取消通知書」が滞納者に送達される前におい ても差押えを行うことができることに留意する。 2 未督促の国税がある場合は、督促状の発付等通常の手続を経る必要があ ることに留意する。 また、猶予のために提供された担保がある場合は、本節第80《担保の処分》に定 また、猶予を取り消し又は猶予期間が終了した国税につき提供された担保がある 場合は、本節第80《担保の処分》に定めるところにより適切に処理する。 めるところにより適切に処理する。 第 79 担保 第79 担保 1 担保の提供及び徴取手続 1 担保の提供及び徴取手続 (1)・(2) (同左) (1)・(2) (省略) (3) 不動産等 (3) 不動産等

イ (同左)

改正前 改正 徬 ロ 抵当権の設定 ロ 抵当権の設定 (省略) (同左) (省略) (同左) (注) 1 担保提供された財産が登記・登録を受けた船舶、飛行機、回転翼 (注) 担保提供された財産が登記・登録を受けた船舶、飛行機、回転翼航空 航空機、自動車及び保険に附された建設機械の場合の「抵当権設定 機、自動車及び保険に附された建設機械の場合の「抵当権設定登記(登 登記(登録)嘱託書」は、手書きにより作成する。 録)嘱託書」は、手書きにより作成する。 (新設) 2 自動車について抵当権設定の登録を嘱託する場合には、「登録嘱託 書」(様式 306012-002) 及び「登録の目的等」(様式 306012-003) を 使用し、これに「担保提供書 (謄本)」(様式 307010-087) を添付す る。 なお、これについては、抵当権の設定の登録をした後、同一の国税 を担保するため、他の自動車に抵当権の設定の登録を嘱託する場合 (以下「抵当権担保物件追加設定登録の嘱託」という。) も同様であ るが、前の登録を表示するに足る事項を記載する(自動車登録令第53 条)。 また、保全担保(徴収法第158条)として自動車に根抵当権を設定 し、その登録を嘱託する場合には、「登録嘱託書」(様式 306012-002) 及び「登録の目的等」(様式 306012-003) を使用し、これに「保全担 保提供書(謄本)」(様式 310000-016) 又は保全担保に係る抵当権設定 通知書謄本及びその通知書が納税者に到達したことを証する書面(徴 収法第158条5項)を添付する。 (省略) (同左) 軍輸支局等から自動車抵当法第16条後段の規定により抵当自動車について (新設) 「自動車の登録の抹消登録申請を受理した旨」の通知を受けた場合には、次に より処理する。 A 新たな担保の提供があったことなどにより、納税の猶予等の取消しをする 必要がないときは、抵当自動車の抵当権の実行手続(担保物の処分)は行 わず、速やかに当該自動車について担保の解除をする。

改正部分はアンダーラインの箇所である。 徭 改正前 改正 B 新たな担保の提供がないことなどにより、納税の猶予等の取消しを行った ときは、速やかに抵当自動車の担保物処分をする。 (注) 運輸支局等から自動車抵当法第16条後段の規定 による「自動 車の登録の抹消登録申請を受理した旨」の通知を受けた場合には、抵 当権者は当該通知を受けた日から3月以内に抵当権の実行手続を行わ なければ、自動車の登録が抹消されることに留意する(自動車抵当法 第17条2項、自動車登録令第47条2項)。 (省略) (同左) 第2節 滞納処分の停止 第2節 滞納処分の停止 第82 停止要件の判定の留意事項 第82 停止要件の判定の留意事項 1 (省略) 1 (同左) 2 1号該当事実の有無を判断する場合の留意事項 2 1号該当事実の有無を判断する場合の留意事項 (1)~(3) (省略) (1)~(3) (同左) (4) 徴収の共助の要請により徴収することが困難な場合の取扱い (4) 徴収の共助の要請により徴収することが困難な場合の取扱い 滞納者の財産があると認められる国又は地域との間に徴収の共助に関する規定 滞納者の財産があると認められる国又は地域との間に徴収の共助に関する規定 を有する租税条約等が締結されている場合において、次のいずれかに該当すると を有する租税税条約等が締結されている場合において、次のいずれかに該当する きは、「徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められるとき」(徴基 ときは、「徴収の共助の要請により徴収することが困難と認められるとき」(徴 通第 153 条関係 2-2(2) $\mu(n)$  に該当するものとする。 基通 153 条関係 2-2(2)ロ(n)) に該当するものとする。 イ 実施取決めに定める徴収の共助の要件(最低額等)に該当しないとき イ 相手国等における戦乱、天災、通信又は送金の途絶その他やむを得ない事由 があるとき ロ 実施取決めに定める徴収の共助の要件(最低額等)に該当しないとき 口 ハ その他、相手国等におけるやむを得ない事由により、徴収の共助の実施が困 難又は徴収見込みがないと認められるとき

改正部分はアンダーラインの箇所である。

後 改 正 前 改正 (5) (省略) (5) (同左) 3 • 4 (省略) 3 • 4 (同左) 第83 滞納処分の停止の処理手続等 第83 滞納処分の停止の処理手続等 1 (省略) 1 (同左) 2 局又は庁との事前協議 2 局又は庁との事前協議 (1) 局に対する事前上申 (1) 局に対する事前上申 (省略) (同左) イ (省略) イ (同左) ロ 滞納処分の停止の事由が本節第82の2(4)《事業を継続している ロ 滞納処分の停止の事由が本節第82の2(5)《事業を継続している 滞納者の取扱い》及び3(3)《相続税を滞納している滞納者の固有 滞納者の取扱い》及び3(3)《相続税を滞納している滞納者の固有 財産が生活の維持に必要なものである等の場合》に当たるとき 財産が生活の維持に必要なものである等の場合》に当たるとき (削除) (2) 庁との事前協議 (2) 庁との事前協議 局特整が所掌する滞納事案について滞納処分の停止をすることにつき、租税負 次に掲げる場合に該当するときは、庁徴収課と事前に協議を行う。 担の公平の確保を図る観点から特に慎重な判断を要すると認められるときは、庁 徴収課と事前に協議を行う。 (削除) イ 局特整が所掌する滞納事案について滞納処分の停止をすることにつき、租税 負担の公平の確保を図る観点から特に慎重な判断を要すると認められるとき (削除)

\_\_\_\_\_

改正

改 正 前

#### 第85 滞納処分の停止の取消決議等

(省略)

1 (省略)

### 2 取消し後の対応

滞納処分の停止を取り消した滞納事案については、遅滞なく滞納整理を実施する。

徬

(注) 滞納処分の停止の取消しの通知は、滞納処分の再開の要件であることから、 「滞納処分の停止取消通知書」が滞納者に送達された後に滞納処分を行うことに留意する。

## 第8章 差押財産の取立て及び換価 第2節 差押財産の換価

(省略)

### 第89 評価換価事務の適切な運営

- 1 計画的かつ効率的な実施
- (1) (省略)
- (2) 評価換価事務の計画的かつ効率的な実施

評価換価管理者は、策定した公売等実施計画及び局において決定した事案の選定基準等に基づき、評価換価事務を計画的かつ効率的に実施する。

なお、特定の地域について、局からの移動距離、管内面積及び公売対象財産の物件数の状況等に鑑み、当該地域において広域運営を行うことが評価換価事務の円滑な運営に資すると認められる場合には、局特整総括課等は庁徴収課と、庁徴収課は庁総務課と協議した上で、評公官を署へ派遣配置することができる。この場合における評公官への指揮命令は、評価換価管理者が行う。

2 \* 3 (省略)

#### 第85 滞納処分の停止の取消決議等

(同左)

1 (同左)

### 2 取消し後の対応

滞納処分の停止を取り消した滞納事案については、遅滞なく滞納整理を実施する。 (新設)

## 第8章 差押財産の取立て及び換価 第2節 差押財産の換価

(同左)

### 第89 評価換価事務の適切な運営

- 1 計画的かつ効率的な実施
- (1) (同左)
- (2) 評価換価事務の計画的かつ効率的な実施

評価換価管理者は、策定した公売等実施計画及び局において決定した事案の選定基準等に基づき、評価換価事務を計画的かつ効率的に実施する。

2 \* 3 (同左)

改 正 後

#### 第11章 納税義務の拡張等

## 第 102 連帯納付責任

(省略)

### 1 共涌事項

- (1) (省略)
- (2) 「連帯納付責任者からの徴収決議書」の作成等

担当は、相続税法第34条第1項に基づく連帯納付責任を追及する場合には、徴収システムの「連帯納付責任者からの徴収決議書作成」から所要事項を入力して起案し、その他の連帯納付責任(連結子法人の連帯納付責任を除く。)を追及する場合には、「滞納整理関係書式出力」画面において「連帯納付責任者からの徴収決議書」を選択し、所要事項を入力して起案する。

〔操:第4章9・2、第4章11・2〕

担当は、上記の決裁を了したときは、徴収システムの「帳票出力」画面から「連帯納付責任者からの徴収決議書」(様式 311000-006)を出力し、管理運営部門(局特整においては債権管理担当。以下、本項(第102の各項)において同じ。)に回付して「納付通知書」、「納税告知書」又は「連帯納付責任のお知らせ」の送付を依頼する。

(注) (省略)

(3)・(4) (省略)

#### 2 相続等による連帯納付責任(相続税法第34条)

相続、遺贈等により財産を取得した者(以下「相続人等」という。)は、取得した 財産に係る相続税又は贈与税(以下「相続税等」という。)について、相続又は遺贈 により受けた利益の価額に相当する金額を限度として連帯納付責任を負う(相続税 法第34条第1項から第4項まで)。

相続税法第34条により連帯納付責任を負う相続人等に対し、連帯納付責任を追及する場合は、昭和63年6月13日付徴徴2-9ほか1課共同「相続税法第34条に規

# 改 正 前 第11章 納税義務の拡張等

### 第 102 連帯納付責任

(同左)

### 1 共通事項

- (1) (同左)
- (2) 「連帯納付責任者からの徴収決議書」の作成等

担当は、相続税法第34条第1項に基づく連帯納付責任を追及する場合には、徴収システムの「連帯納付責任者からの徴収決議書作成」から所要事項を入力して起案し、その他の場合には、「滞納整理関係書式出力」画面において「連帯納付責任者からの徴収決議書」を選択し、所要事項を入力して起案する。

「操:第4章9・2、第4章11・2〕

担当は、上記の決裁を了したときは、徴収システムの「帳票出力」画面から「連帯納付責任者からの徴収決議書」(様式 311000-006)を出力し、管理運営部門(局特整においては債権管理担当。以下、本項(第102の各項)において同じ。)に回付して「納付通知書」、「納税告知書」又は「連帯納付責任のお知らせ」の送付を依頼する。

(注) (同左)

(3)・(4) (同左)

### 2 相続等による連帯納付責任(相続税法第34条)

相続、遺贈等により財産を取得した全ての者(以下「相続人等」という。)は、取得した財産に係る相続税又は贈与税(以下「相続税等」という。)について、相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として連帯納付責任を負う(相続税法第34条第1項から第4項)。

相続税法第34条により連帯納付責任を負う相続人等に対し、連帯納付責任を追及する場合は、昭和63年6月13日付徴徴2-9ほか1課共同「相続税法第34条に規

改 正 後

定する連帯納付の義務に係る通知等について」(法令解釈通達)によるほか、次に掲げる事項に留意する。

(1) 「納付通知書」又は「連帯納付責任のお知らせ」の送付

相続、遺贈等の基因となった相続税等の納税地を管轄する署(以下「相続人等の管轄署」という。)の管理運営部門は、上記1(2)により回付を受けた「連帯納付責任者からの徴収決議書」について、所要の処理を了した後、相続税法第34条第1項の連帯納付責任の場合は「納付通知書」を、同条第2項から第4項までの連帯納付責任の場合は「連帯納付責任のお知らせ」を連帯納付責任者に送付するとともに、連帯納付責任者の管轄署に「連帯納付責任に関する通知書」を送付する。なお、相続税法第34条第1項及び第4項の連帯納付責任の追及の要否の判定に当たっては、次によるものとする。

イ 相続税法第34条第1項の連帯納付責任者から徴収しようとする場合 本来の納税義務者に対して督促状を発した日から1月を経過する日までに相 続税が完納しないときは、管理運営部門から連帯納付責任者に対し、相続税が 完納されていない旨の通知を発することとされている(相続税法第34条第5 項)。

担当は、相続税が完納されていない旨の通知を発した日からおおむね1年を 経過する日までに、連帯納付責任の追及の要否を判定し、次に掲げる場合を除 き、連帯納付責任を追及するものとする。

- (イ) 本来の納税義務者の資力等<u>の</u>状況から、おおむね<u>3月</u>以内に完納が見込まれる場合
- (ロ) 相続税を充足する差押え又は担保提供がある場合
- (ハ) <u>本来の納税義務者について、</u>納税の猶予、換価の猶予又は徴収の猶予を行っている場合
- (注) 上記(イ)に該当する場合は、完納が見込まれると認めた期間経過後に、 上記(ロ)に該当する場合は、その判定後1年に1回、上記(ハ)に該当する場

改 正 前

定する連帯納付の義務に係る通知等について」(法令解釈通達)によるほか、次に掲げる事項に留意する。

(1) 「納付通知書」又は「連帯納付責任のお知らせ」の送付

相続、遺贈等の基因となった相続税等の納税地を管轄する署(以下「相続人等の管轄署」という。)の管理運営部門は、上記1(2)により回付を受けた「連帯納付責任者からの徴収決議書」について、所要の処理を了した後、<u>下記イに該当する</u>場合は、「納付通知書」を、<u>下記口に該当する</u>場合は、「連帯納付責任のお知らせ」を連帯納付責任者に送付するとともに、連帯納付責任者の管轄署<u>の署長</u>に「連帯納付責任に関する通知書」を送付する。

- イ 相続税法第34条第1項の連帯納付責任者から徴収しようとする場合本来の納税義務者に対して相続税の督促状が発付された場合において、督促状を発付した日から1か月を経過する日までに完納されないときは、管理運営部門において、相続税法第34条第5項の規定に基づき、連帯納付責任者に対し、相続税が完納されていない旨等の通知が発せられた日からおおむね1年を経過するときまでに相続税法第34条第6項の規定に基づき、連帯納付責任者に対し、次に掲げる場合を除き、「納付通知書」を送付する。
- (イ) <u>相続税の</u>本来の納税義務者の資力等状況から、おおむね<u>3か月</u>以内に完納が見込まれる場合
- (ロ) 相続税を充足する差押え又は担保提供がある場合
- (ハ) 納税の猶予、換価の猶予又は徴収の猶予を行っている場合
- (注) 上記(イ)に該当する場合は、完納が見込まれると認めた期間経過後に、 上記(ロ)に該当する場合は、その判定後1年に1回、上記(ハ)に該当する場

改正後

合は、猶予期間経過後に<u>連帯納付責任の追及</u>の要否を再度検討するものと する。

なお、本来の納税義務者の相続税の申告書の提出期限等から5年を経過する日 までに「納付通知書」を発していない場合は、連帯納付責任を追及できないこと に留意する。

- ロ 相続税法第34条第4項の連帯納付責任者から徴収しようとする場合 担当は、本来の納税義務者に督促状を発した日からおおむね1年を経過する 日までに、連帯納付責任の追及の要否を判定し、上記イ(イ)から(ハ)までと 同様である場合は、上記イ(注)に準じて再度検討するものとする。
- (2) (省略)
- (3) 督促
  - イ 相続税法第34条第1項の連帯納付責任者に対する督促

本来の納税義務者又は相続税法第34条第1項の連帯納付責任者が、「納付通知書」を発した日の翌日から起算して2月を経過する日までに完納しないときは、管理運営部門から連帯納付責任者に対して督促状が発付される。

ロ 相続税法第34条第2項から第4項までの連帯納付責任者に対する督促 本来の納税義務者又は相続税法第34条第2項、第3項若しくは第4項の連帯 納付責任者が、「連帯納付責任のお知らせ」を発した日からおおむね1月を経過 する日までに完納しないときは、管理運営部門から連帯納付責任者に対して督促 状が発付される。

ハ <u>連帯納付責任者に繰上請求事由がある場合の督促</u> 連帯納付責任者につき通則法第38条第1項各号に掲げる繰上請求事由があ 合は、猶予期間経過後に<u>それぞれ「納付通知書」の送付</u>の要否を再度検討

ロ 相続税法第34条第2項、同条第3項又は同条第4項の連帯納付責任者から徴収しようとする場合

正 前

本来の納税義務者に対して相続税等の督促状が発付された場合は、管理運営部門において、連帯納付責任者に対し、「連帯納付責任のお知らせ」を送付する。

- (2) (同左)
- (3) 督促
  - イ 相続税法第34条第7項の規定による督促

するものとする。

本来の納税義務者又は相続税法第34条第1項の連帯納付責任者が、「納付通知書」を発した日の翌日から起算して2月を経過する日までに完納しないときは、管理運営部門において連帯納付責任者に対して督促状が発付される。

ロ 相続税法第34条第8項の規定による督促

連帯納付責任者につき通則法第38条第1項各号に掲げる繰上請求事由があり、かつ、相続税等の徴収に支障があると認められる場合には、「納付通知書」又は「連帯納付責任のお知らせ」を送付することなく、直ちに通則法第37条第1項の規定による督促を行う。この場合においては、「連帯納付責任者からの徴収決議書」に「『納付通知書』又は『連帯納付責任のお知らせ』を送付することなく督促状を発付する」旨を記載する。

- (注) 「徴収に支障があると認められる場合」とは、「納付通知書」又は「連 帯納付責任のお知らせ」の送付を行った上で、相続税等の連帯納付責任 者から徴収しようとする場合においては、相続税等の連帯納付責任者か ら完納されないと認められる場合をいう。
- ハ 上記イ及びロ以外による督促

本来の納税義務者又は相続税法第34条第2項、同条第3項若しくは同条第4

改正後

り、かつ、相続税等の徴収に支障があると認められる場合には、「納付通知書」 又は「連帯納付責任のお知らせ」を送付することなく、直ちに通則法第 37 条第 1項の規定による督促を行う。この場合においては、「連帯納付責任者からの徴 収決議書」に「『納付通知書』又は『連帯納付責任のお知らせ』を送付すること なく督促状を発付する」旨を記載する。

- (注) 「徴収に支障があると認められる場合」とは、「納付通知書」又は「連 帯納付責任のお知らせ」の送付を行った上で、相続税等の連帯納付責任 者から徴収しようとする場合においては、相続税等の徴収を確保するこ とができないと認められる場合をいう。
- (4)・(5) (省略)
- (6) 連帯納付責任の適用除外

相続人等は、次に掲げる場合には、相続税法第34条第1項の連帯納付責任は負わない(同項ただし書)。

イ 本来の納税義務者の相続税の申告書の<u>提出期限等</u>から5年を経過する日まで に税務署長等が連帯納付責任者に対し相続税法第34条第6項の通知(納付通知) を発していない場合

ロ・ハ (省略)

3 (省略)

#### 4 連結子法人の連帯納付責任

(省略)

- (1)・(2) (省略)
- (3) 連結滞納事案の進行管理

連結滞納事案については、親法人署の統括官等が連結グループ内の各法人について、連帯納付責任者(連結子法人)の本店等所在地を管轄する署(以下「子法人署」という。)又は子法人署から徴収の引継ぎを受けた局(以下「引受局」という。)と連携・協調して、一体的な進行管理を行う。

改正前

項の連帯納付責任者が、「連帯納付責任のお知らせ」を発した日からおおむね1 月を経過する日までに完納しないときは、管理運営部門において連帯納付責任 者に対して督促状が発付される。

(4)・(5) (同左)

(6) 連帯納付責任の適用除外

相続人等は、次に掲げる場合には、相続税法第34条第1項の連帯納付責任は負わない(同項ただし書)。

イ 本来の納税義務者の相続税の申告書の<u>提出期限</u>から5年を経過する日までに 税務署長等が連帯納付責任者に対し相続税法第34条第6項の通知(納付通知) を発していない場合

ロ・ハ (同左)

3 (同左)

### 4 連結子法人の連帯納付責任

(同左)

- (1)・(2) (同左)
- (3) 連結滞納事案の進行管理

連結滞納事案については、親法人署の統括官等が連結グループ内の各法人について、本来の納税義務者(連結子法人)の本店等所在地を管轄する署(以下「子法人署」という。)又は子法人署から徴収の引継ぎを受けた局(以下「引受局」という。)と連携・協調して、一体的な進行管理を行う。

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後

(注) (省略)

- (4) (省略)
- (5) 「連帯納付責任のお知らせ作成一覧表」等の回付

親法人署の管理運営部門において「連帯納付責任のお知らせ」が送付された場合は、「連帯納付責任のお知らせ作成一覧表」及び「連帯納付責任のお知らせ作成一覧表(決裁用)」の写しが徴収部門に回付される。

親法人署の統括官等は、当該一覧表の写しを受領した後、子法人署における連結子法人の整理番号を把握し、必要に応じて子法人署に<u>連帯納付責任者</u>(連結子法人)の滞納の有無、滞納状況等を確認する。

<u>なお、回付された一覧表の写しは、</u>本来の納税義務者(連結親法人)の滞納処分 票に編てつして保管する。

- (6)・(7) (省略)
- (8) 徴収の引継ぎ等

(省略)

イ 引継基準

(省略)

- ① 連結法人税につき本来の納税義務者(連結親法人)から早期かつ確実に徴収することが困難と認められる場合
- ② (省略)
- ロ <u>連帯納付責任者</u> (連結子法人) に対する督促状の発付 (省略)
- (9) (省略)

第11章 納税義務の拡張等

### 第 103 連帯納付義務

(1)~(3) (省略)

(注) (同左)

- (4) (同左)
- (5) 「連帯納付責任者からの徴収決議書」等の返付

親法人署の管理運営部門において「連帯納付責任のお知らせ」が送付された場合は、「連帯納付責任のお知らせ作成一覧表」(又は連帯納付責任のお知らせ発付決議書)の写しの回付とともに、上記1(2)により回付した「連帯納付責任者からの徴収決議書」が徴収部門に返付される。

改正前

親法人署の統括官等は、当該決議書の写しを受領した後、子法人署における連結子法人の整理番号を把握し、必要に応じて子法人署に本来の納税義務者(連結子法人)の滞納の有無、滞納状況等の確認する。この場合において、親法人の担当は、返付された「連帯納付責任者からの徴収決議書」等を本来の納税義務者(連結親法人)の滞納処分票に編てつして保管する。

- (6)・(7) (同左)
- (8) 徴収の引継ぎ等

(同左)

イ 引継基準

(同左)

- ① <u>連帯納付責任者(</u>連結法人税<u>)</u>につき本来の納税義務者(連結親法人)から早期かつ確実に徴収することが困難と認められる場合
- ② (同左)
- ロ <u>本来の納税義務者</u>(連結子法人)に対する督促状の発付 (同左)
- (9) (同左)

### 第11章 納税義務の拡張等

### 第 103 連帯納付義務

(1)~(3) (省略)

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正前 徬 改正 (新設) (4) 徴収システムへの入力 法人の合併等の無効判決に係る当該合併等の日以後に納税義務の成立した国税 の連帯納付義務を負うこととされた者(以下「合併等無効に係る連帯納付義務者」 という。)については、徴収システムの「連帯等納税義務者(概況)」画面におい て、「連帯小区分」を「合併等無効」とする。 「連帯小区分」は、合併等無効に係る連帯納付義務者を管理するため、KSK システムから連帯等納税義務者情報が連絡されたときは、速やかに設定する。 「連帯小区分」が設定された事案は、「連帯等納税義務者(一覧)」画面、「連帯 納付責任口座一覧」画面及び「連帯等納税義務者一覧表」(帳票)の「区分」欄に おいて、「連他\*」と表示される。 〔操:第3章1・1・2〕 第12章 租税条約等に基づく税務執行の共助 第12章 租税条約等に基づく税務執行の共助 和税条約等に基づく徴収の共助、情報交換及び送達共助(以下「徴収の共助等」とい 和税条約等に基づく徴収の共助、情報交換及び送達共助(以下「徴収の共助等」と う。) は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、条約締結国の税務当局が相 いう。)は、国際的な脱税及び租税回避行為に対処するため、条約締結国の税務当局が 互に税務の執行に協力するものである。 相互に税務の執行に協力するものであることから、我が国から要請する場合はもとよ 徴収の共助等に関する事務の処理については、本章の定めによるほか、徴収共助事 り、相手国等からの要請についても、我が国の国税に関する執行と同様に適切に対処 務提要及び情報交換等通達により処理する。 <u>する。</u> 1 徴収の共助等の基本的な考え方 (新設) 国際的な租税回避行為に対しては、国税庁の任務である適正かつ公平な課税と徴 収の実現により税務行政に対する国民の信頼を確保する観点から適切に対応する必 要がある。 このため、徴収担当部署においては財産を海外に移転させるなどの徴収回避行為 に対して、資料情報の活用等により国外財産等の情報を的確に把握するとともに、 租税条約等に基づく情報交換制度等を積極的に活用し、租税条約等における徴収の

共助の要件に該当する場合には、確実に共助要請を行うなど、厳正に対処していく。

改正部分はアンダーラインの箇所である。

また、租税条約等の相手国等から共助要請があった場合は、我が国の国税に関する執行と同様に適切に対応する。

改正後

### 2 徴収の共助等事務の適切な運営

局徴収課長及び特整総括課長等は、徴収の共助等の事務の処理には専門的な知識を要することや、相手国税務当局との連絡等に一定の期間を要することなどを踏まえ、国際税務専門官及び共助事務担当の事務を適切に管理するとともに、次に掲げる事項に留意し、効果的・効率的な事務運営に努める。

- (1) 徴収の共助等に関する事務に係る事務量を踏まえた適切な事務計画の策定
- (2) 徴収の共助等に関する研修の実施等による職員の知識の向上
- (3) 資料情報の効果的な活用等による海外関連事案 (下記 3 (1)参照) の的確な把握 及び適切な管理
- (4) 徴収の共助等に関する事務に係るノウハウの蓄積・共有(局内、局署間、局間) 及び人材の育成
- (5) 課税部、調査査察部等の国際関係部署との緊密な連携
- (注) 共助事務担当とは、徴収共助事務提要に定めるところにより指定した徴収の 共助等に関する事務を担当する者をいう。

### 3 海外関連事案の管理等

(1) 海外関連事案の把握・管理

担当は、所在・財産調査等により、おおむね次に掲げるような一定の具体性がある情報を把握した事案(以下「海外関連事案」という。)<u>について</u>的確に把握するとともに、徴収システムにおいて適切に管理する。

① (省略)

9

③・④ (省略)

(新設)

### 1 海外関連事案の管理等

(1) 海外関連事案の把握・管理

<u>徴収の共助等により国際的な租税回避行為等に適切に対応するため、</u>所在・財産調査等により、おおむね次に掲げるような一定の具体性がある情報を把握した事案(以下「海外関連事案」という。)<u>を</u>的確に把握するとともに、徴収システムにおいて適切に管理する。

改正前

① (同左)

(2)

③・④ (同左)

(2) (省略)

(2) (同左)

### 4 徴収の共助

徴収の共助は、租税条約等に基づき互いに相手国等の租税債権を徴収する枠組みである。

徬

改 正

徴収の共助に係る事務は、相手国等への要請及び相手国等から要請を受けた租税 債権の徴収のいずれも、局特整において行う。

なお、署統括官は、次に掲げる全てに該当する海外関連事案がある場合には、徴収の共助の要請の適否及び徴収の引継ぎの可否について、局徴収課又は特整総括課等の担当者と協議する。

①~④ (省略)

⑤ 実施取決めに定める徴収の共助の要件(最低額等)に該当すること、



5 情報交換

情報交換は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する締約国の法令の運用、執行に関連する情報を互いに提供する枠組みである。

国内財産では徴収不足が見込まれる海外関連事案に係る徴収の共助の要請の適否検 討又は国内における滞納処分の実施のため、国内において入手困難な情報を収集する必 要があるときは、積極的に相手国等に対して情報提供を要請する(徴収共助事務提要第

### 2 徴収の共助

徴収の共助は、租税条約等に基づき互いに相手国等の租税債権を徴収する枠組みである。

改正前

<u>徴収の共助の実施に当たっては、徴収共助事務提要の定めるところにより適切に</u> 処理する。

なお、徴収の共助に係る事務は、相手国等への要請及び相手国等から要請を受けた租税債権の徴収のいずれも、局特整において行う。

<u>おって、</u>署統括官は、次に掲げる全てに該当する海外関連事案がある場合には、 徴収の共助の要請の適否及び徴収の引継ぎの可否について、局徴収課又は特整総括 課等の担当者と協議する。

①~④ (同左)

⑤ 実施取決めに定める徴収の共助の要件(最低額等)に該当すること、

⑥ (同左)

## 3 情報交換

情報交換は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する締 約国の法令の運用、執行に関する情報を互いに提供する枠組みである。

国内財産では徴収不足が見込まれる海外関連事案に係る徴収の共助の要請の適否検 討又は国内における滞納処分の実施のため、国内において入手困難な情報を収集する必 要があるときは、積極的に相手国等に対して情報提供を要請する(徴収共助事務提要第

改正 徬

3章第1節61-3参照。)。

3章第1節61-3参照。)。

(注) 情報提供の要請に当たっては、情報提供要請事項と課税(徴収)上の問題点 の関連性を明らかにする必要があることに留意する。

### 6 送達共助

送達共助は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する文 書の送達を互いに依頼する枠組みである。

相手国等から租税債権の徴収を目的とする文書の送達が要請された場合における 署の徴収部門による送達、又は相手国等に所在する滞納者等へ滞納処分などに関する 文書の送達を当該相手国等に要請する場合の事務については、情報交換等通達の定め るところにより適切に処理する。

### 7 関係部署との連携・協調

徴収担当部署は、上記1の基本的な考え方並びに課税部、調査査察部及び賦課部 門における国際課税への取組を踏まえ、局署内における国際関連の協議会や研修への 参加等により情報の共有に努めるとともに、国外財産や海外取引等に関する資料情報 の提供が円滑になされるよう、課税部等との連携、協調を図る(第5編第1章《関係 部署との連携・協調》参照)。

### 第5編 その他 第3章 文書管理及び情報セキュリティ

### 第 112-2 個人番号及び法人番号の取扱いに係る留意事項

申告書等に個人番号及び法人番号の記載が義務付けられたことにより、国税当局に おいては、平成28年1月以降番号を保有・管理しているところ、個人番号については、

なお、租税条約等に基づく情報交換に関する事務については、平成15年4月7日 付官際1-20ほか5課共同「租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共 助手続について」(事務運営指針)に定めるところにより適切に処理する。

改 正 前

(注) 相手国等へ情報提供を要請する場合は、要請時点において、要請する情報が 滞納者に関連することの合理的な蓋然性が求められることに留意する。

### 4 送達共助

送達共助は、租税条約等に基づき、締約国の税務当局間において、租税に関する 文書の送達を互いに依頼する枠組みである。

相手国等から租税債権の徴収を目的とする文書の送達が要請された場合における 署の徴収部門による送達、又は相手国等に所在する滞納者等へ滞納処分などに関する 文書の送達を当該相手国等に要請する場合の事務については、上記3の事務運営指針 の定めるところにより適切に処理する。

### 5 関係部署との連携・協調

徴収の共助等により国際的な租税回避行為等に適切に対応するため、徴収担当部 署は、徴収の共助の実施を含む滞納整理に有効な情報、特に国外財産や海外取引等 に関する情報の提供が円滑になされるよう、課税部、調査査察部及び賦課部門との 連携、協調を図る(第5編第1章《関係部署との連携・協調》参照)。

> 第5編 その他 第3章 文書管理及び情報セキュリティ

(新設)

### 1 個人番号の取扱いに係る留意事項

個人番号の取扱いについては、個人情報保護訓令及び特定個人情報取扱指針によるほか、以下の点に留意する。

(1) 個人番号が記録された媒体の庁舎外への持ち出し

原則として、個人番号が記録された媒体は庁舎外へ持ち出さないこととし、業 務上、やむを得ず庁舎外へ持ち出す場合には、持ち出し指針に基づき個人番号部 分を確実にマスキングし、許可者の確認を受けるなど、適切に対応する。

(2) 個人番号が記載された文書の送付等

個人番号は、番号法第 19 条各号に定められた場合を除き、他者へ提供してはならない旨規定されており、特定個人情報の保護の観点からも、外部に発する照会文書、各種処分通知書等には、個人番号を記載しないものとする。

なお、申告書等が郵送により提出され、同封された返信用封筒により個人番号 の記載がある控えを返送する際には、誤送付防止の観点から発送前の確認作業を 実施した上で、普通郵便で返送することとしても差し支えない。

また、国税組織内において、個人番号が記載された文書を追跡可能であることが担保された方法により送付等を行う場合は、個人番号のマスキングを省略する こととして差し支えない。

(3) 他の行政機関等への特定個人情報の提供

会計検査院へ証拠書類を提出する場合や地方公共団体から協力要請があった場合などは、番号法第19条第13号の規定により、特定個人情報を提供することが認められており、特定個人情報取扱指針に従い提供することができる。

なお、個人番号が記載された税務関係書類を裁判所へ提出するときは、訴訟手続等において個人番号自体を立証する必要があるなどの限られた場面を除いては、個人番号をマスキングして提出することに留意する。

(4) 各システムにおける帳票出力時の留意事項

各システムにおいて申告書等データの印刷を行う際、納税者が入力した個人番号の印字要否を選択することができるが、事務処理に必要な場合を除き、個人番

改正部分はアンダーラインの箇所である。 正 前 改 正 徬 号の印字は行わないことに留意する。 なお、個人番号が印字されて出力された帳票については、個人番号部分を確実 にマスキングし、許可者の確認を受けるなど、適切に対応する。 (5) 個人番号の記載を要しない書類に関する取扱い 法令上、個人番号の記載を要しない書類に個人番号が記載されたものが提出さ れた場合、番号法第19条及び同第20条に抵触する可能性があることを踏まえ、 次のとおり対応する。 イ 窓口等における対応 窓口等において、法令上、個人番号の記載を要しない書類に個人番号が記載 されていることを把握した場合には、納税者に対して個人番号の記載が不要で あることを説明し、納税者に個人番号をマスキングした上で提出するなどの対 応を求める。 なお、納税者の承諾を得て担当者がマスキングすることとしても差し支えな い。 ロ 郵送等における対応 窓口等で個人番号の記載が不要であることを説明できなかった場合や郵送等 で提出を受けた場合においては、原則として、当該書類の処理の過程において 個人番号が記載されている事実を把握した時点で、担当者がマスキングを行う。 なお、マスキングの際は、納税者の承諾なく担当者がマスキングを行ったこ とを判別するために、税務署整理欄の余白等にマスキングを行った年月日を簡 記するとともに、担当者印を押印する。 おって、個人番号の記載を要しない書類への担当者によるマスキングは、原 則として当該文書の保管を所掌する部門において実施することに留意する。 ハ 個人番号の提供を求めない手続に添付された番号確認書類等について 法令上、個人番号の提供を求めない手続において個人番号カード等の写しなど が添付されていることを把握した場合、窓口等においては納税者に返却し、それ 以外の場合においては上記口に準じてマスキングを行う。

(6) 事業者等からの番号法上の安全管理措置に係る質問等への対応

改正後

正 前

事業者等から、事業者等が講ずべき番号法上の安全管理措置に関する質問を受けた場合、納税者の立場に立って丁寧に対応することとし、回答が困難な場合は、 内閣府のコールセンターを利用するよう案内する。

なお、事業者等が講じている安全管理措置が適切であるかの指導を求められた場合、局又は署は番号法上の安全管理措置に対して適否を判断する権限を有していないことを説明するとともに、番号制度に関するチラシの交付や個人情報保護委員会が定める特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを確認するよう依頼するなどの対応を行う。

(7) 特定個人情報等の取扱記録

特定個人情報等の廃棄・消去及びその取扱状況の記録方法については、別途定める。

### 2 法人番号の取扱いに係る留意事項

法人番号は、番号法による保護措置は定められていないが、国税庁法人番号情報 提供サイトに掲載される、「公表に同意していない人格のない社団等に係る情報(法 人番号、商号又は名称、所在地)」については、公益性確保の観点から必要な情報と して行政機関に提供されるものであり、国家公務員法第 100 条第1項における「職 務上知ることができた秘密」に該当する守秘義務が課された情報であることから、 納税者等から照会があった場合などの対応に当たっては、その取扱いに十分注意す る。

### 3 徴収担当部署における取扱い

(1) 個人番号の記載を要しない行政文書の収受時(出張時を含む。)の対応 再調査の請求書を除き、滞納者から個人番号が記載された申請書等が提出され

た場合は、マスキングした上で提出するなどの対応を求める。

<u>なお、滞納者が求めに応じない場合や郵送等により提出されマスキングを求め</u>ることができない場合は、収受後、担当者がマスキングする。

おって、マスキングした申請書等は滞納処分票等に編てつし、適切に管理する。

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正前 改正 徬 (2) 個人番号の記載を要する行政文書の収受後における管理 個人番号が記載された徴収関係の申請・届出書については、収受した事績を「特 定個人情報記載申請書等保管簿」(様式 204030-040) に入力した後、個人番号をマ スキングした写しを滞納処分票等に編てつし、原本及び本人確認書類については、 保管専用ファイルに編てつの上、保存期間が満了するまでの間、施錠可能な書庫 等において厳重に管理する。 なお、個人番号が記載された徴収関係の申請・届出書の保存期間は、当該事案 の滞納処分票の保存期間と同じである点に留意する。 (3) 徴収システム等への個人番号の入力 出力帳票に個人番号が表示されることを防止するため、徴収システム及び集中 電話催告システムには個人番号を入力してはならない。 (4) 個人番号が記載された課税資料及びシステム出力帳票の取扱い 複写する課税資料やKSKシステムから出力した帳票に個人番号が記載されて いる場合には、写しや出力帳票をマスキングするとともに統括官等の確認を受け る。 (5) 個人番号が記載された行政文書の持ち出し 個人番号のマスキングを行うと業務の目的を達成できない等の真にやむを得な い理由による場合を除き、個人番号が記載された行政文書の持ち出しは行わない。 なお、出張携行書類については、その持ち出し時において、個人番号の表示の 有無を統括官等及び徴収職員の双方にて確認し、表示がある場合には、確実にマ スキングを行う。 (6) 調査等における取扱い 番号法第15条及び第19条第13項の規定により、滞納処分のため、納税者や調 査先に対し個人番号の提示や提供の求めを行うことができるが、原則として、帳 簿書類等を取得する時は、個人番号部分を確実にマスキングした写しを作成して 持ち帰るなど、個人番号は収集しない。 ただし、事後の滞納処分等で個人番号を用いることが見込まれる場合や帳簿書 類等が大量又はコピー機が無いなどの場合は、その場で管理者の許可を受けた上

改 正 後

改 正 前

で持ち帰ることとする。

(7) 個人番号が記載された文書を収受する際の留意事項

納税者が個人番号を記載した申請書等を徴収部門に持参した場合は、第三者に よるのぞき見等を防止するため、面接ブースなど情報漏えいを防止できる場所に 案内した上で対応することに留意する。

#### 第113 情報セキュリティの確保

(省略)

- (1) (省略)
- (2) 情報管理区分

### イ 閲覧制限の設定

統括官等は、滞納事案のうち特に厳正な情報管理を行う必要があると認める 事案がある場合は、徴収システムの「滞納者基本情報(概況)」画面の「情報管理区分」欄にチェックを付し、統括官等管理事案として情報管理を徹底する。

なお、情報管理区分が設定された滞納者に係る徴収システムで保有する全ての情報は、統括官等<u>及び</u>統括官等<u>から閲覧権限を付与された職員</u>のみが閲覧及び 更新することができる。

〔操:第3章1・3〕

### ロ 定期人事異動期等の対応

定期人事異動等により、部門単位及び担当別に設定した閲覧権限は、定期人 事異動後においても、情報が引き継がれる。

ただし、職員情報の登録、変更及び休止化に伴う閲覧権限の変更は、原則夜間の処理にて行い、翌業務日に反映されることに留意する。

なお、緊急事案が発生した場合など、即時に閲覧権限の反映を要とする場合 には、管理者の操作により署単位の変更又は個別の単位の変更が可能である(権 限の解除についても同様である。)。

[操:第2章10]

#### 第113 情報セキュリティの確保

(同左)

- (1) (同左)
- (2) 情報管理区分の設定

統括官等は、滞納事案のうち特に厳正な情報管理を行う必要があると認める事 案がある場合は、徴収システムの「滞納者基本情報(概況)」画面の「情報管理 区分」欄にチェックを付し、統括官等管理事案として情報管理を徹底する。

(注) 情報管理区分が設定された滞納者に係る徴収システムで保有する全て の情報は、管理者のみが閲覧及び更新することができる。

「操:第3章1・3〕

(新設)

改 正 後

### 第5章 その他

### 第5節 行政手続法の適用

(省略)

- 1 (省略)
- 2 許認可等をする権限等を行使し得る旨を示して行う行政指導の根拠等の明示 (省略)
- (1) 納税の猶予又は換価の猶予に関する行政指導

次に掲げる行政指導をする場合は、それぞれの例示に従い、口頭により根拠法 令等を明確に示す。

なお、納税者に説明する時間が十分に確保できない場合のほか、下記イからホまでの行政指導による納付を確実に履行させる必要があるなど、書面により行政指導をすることが適当であると認められる場合は、根拠法令等を記載した通知書 (様式 304000-005、304000-005-1、304000-005-2、304000-005-3、304000-005-4、505000-001、505000-002、505000-003、505000-004、505000-005、505000-006、505000-007、505000-008、505000-009)を普通郵便により納税者に送付する。イ〜ニ (省略)

### ホ 新規滞納の納付

新たに滞納となった国税を、おおむね次回の分割納付期限までに納付することができると認められることを理由として、納税の猶予又は換価の猶予を取り消さないこととした場合において、納税者に対し、「次回の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す」旨の行政指導をするとき(猶予通達 44(4)注書 1 参照)。

#### 【根拠法令等の明示の例】

(省略)

(注) 催告センターでは、上記イの行政指導をすることがないこと、また、上 記口からホまでの行政指導を行う場合であっても、納税の猶予又は換価の 猶予を取り消す権限を有していないことから、根拠法令等を示す(様式 改 正 前

#### 第5章 その他

#### 第5節 行政手続法の適用

(同左)

- 1 (同左)
- 2 許認可等をする権限等を行使し得る旨を示して行う行政指導の根拠等の明示 (同左)
- (1) 納税の猶予又は換価の猶予に関する行政指導

次に掲げる行政指導をする場合は、それぞれの例示に従い、口頭により根拠法令等を明確に示す。

なお、納税者に説明する時間が十分に確保できない場合のほか、下記イからホまでの行政指導による納付を確実に履行させる必要があるなど、書面により行政 指導をすることが適当であると認められる場合は、根拠法令等を記載した通知書 (様式 505000-001、505000-002、50500-003、505000-004、505000-005、505000-006、 505000-007、505000-008、505000-009)を普通郵便により納税者に送付する。

#### イ~ニ (同左)

#### ホ 新規滞納の納付

新たに滞納となった国税を、おおむね次回の分割納付期限までに納付することができると認められることを理由として、納税の猶予又は換価の猶予を取り消さないこととした場合において、納税者に対し、「次回の分割納付期限までに納付しない場合は猶予を取り消す」旨の行政指導をするとき(猶予通達 44(4)注書 1 参照)。

#### 【根拠法令等の明示の例】

(同左)

(注) 催告センターでは、上記イの行政指導をすることがないこと、また、上 記口からホまでの行政指導を行う場合であっても、納税の猶予又は換価の 猶予を取り消す権限を有していないことから、根拠法令等を示す((様式

改 正 後	改 正 前
<u>304000-005</u> , <u>304000-005-1</u> , <u>304000-005-2</u> , <u>304000-005-3</u> , <u>304000-005-4</u> ,	505000-001、505000-002、505000-003、505000-004、505000-005、505000-006、
505000-001、505000-002、505000-003、505000-004、505000-005、505000-006、	505000-007、505000-008、505000-009 <u>)</u> を送付する)必要はない。
505000-007、505000-008、505000-009 を送付する)必要はない。	
(2) (省略)	(2) (同左)
3 (省略)	3 (同左)
C (BPH)	(1.42.2)

## 新 旧 対 照 表

	 改							正 前		<u>ーラインの</u> [	<u> </u>
	<u> </u>	ш (д				   別表6 照会文書の種類等	<u> </u>	TT 13.0			
帳票名	照	会文書作成榜	<b>炎能</b>		  産調査等   成区分	帳票名	照	会文書作成榜	所在・財産調査等 状況作成区分		
	一括作成	個別作成	CSV出力	所在調査	財産調査		一括作成	個別作成	CSV出力	所在調査	財産調査
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
年金の支給状況等の照会について	=	=	=	=	<u>O</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
住民票の写し等の交付請求書	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	住民票の写し申請書	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
戸籍謄本 <u>等の</u> 交付申請書	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	戸籍謄本交付申請書	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
在留カード記録・特別永住 者証明書記録等の照会につ いて	П	=	_	<u>O</u>	=	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
照会書(ドコモケータイ送 金・docomo Money Transfer)	11	=	_	=	<u>O</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
照会書 (KDDI・携帯電 話番号等に基づく照会)	=	=	=	=	<u>O</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
照会書(KDDI・メール アドレス変更履歴照会)	=	_	=	=	<u>O</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
照会書(KDDI・メール アドレスに基づく照会)	=	_	=	=	<u>O</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
(注) 1・2 (省略) 3 照会文書作成機能が全 画面から帳票ファイルを					・ ウンロード <u>」</u>	(注) 1·2 (同左) (新設)					

# 新 旧 対 照 表

34丁却ハはマンガーラ ハンの然正でも

		 改 正 後				改正部分はアンダーラインの箇所である。改 正 前						
別表7 官公署別調査帳簿等一覧表				別表7 官公署別調査帳簿等一覧表								
(4)		動車検査登録事務所・沖縄総合事務局 <u>各</u> 事務所 調査の要点等 1 登録番号、車台番号、所有者等並びに抵当権及び処分制限の登録等の権利に関する事項が高される。 2 <u>「登録事項等証明書交付申請書」(様式306012-001)</u> の送付により調査する(閲覧不可)。	載	(4)	奪書名等 車登録ファイル	動車検査登録事務所・沖縄総合事務局 <u>陸運</u> 事務所 <u>(支所)</u> 調査の要点等 1 登録番号、車台番号、所有者等並びに抵当権及び処分制限の登録等の権利に関する事項が記載される。 2 「登録事項証明書交付申請書」(OCRシート)の送付により調査する(閲覧不可)。						
<b>川表 16</b> (省略)	6 事実関係等	等が複雑なもの及び重要なもの(審理を要する事項) 		引 <b>表 16</b> (同 左)	(同左)	<b>等が複雑なもの及び重要なもの(審理を要する事項)</b>						
② ①以外の滞	<ul><li>(徴 22)</li><li>譲渡担</li><li>滞納者</li></ul>	財産が譲渡された場合の国税の徴収に係る交付要求、抵当権代位実 保権者の物的納税責任に係る告知(徴 24) 名義で登記登録等がされている財産以外の財産の差押え(徴 47① による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知		② ①以外の滞納処分等	(徴 22) ・ 譲渡担・ 滞納者: ・ <u>相続人</u> ( 50)	財産が譲渡された場合の国税の徴収に係る交付要求、抵当権代位実行保権者の物的納税責任に係る告知(徴 24) 名義で登記登録等がされている財産以外の財産の差押え(徴 47①) による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知(復 による差押換えの請求に係る差押えの解除又は解除不相当の通知(復						

#### 改 正 後

- ・ 差し押さえた債権の取立てに伴う形成権(解除権等)の行使(徴67)
- ・ 差し押さえた不動産の使用収益の制限(徴 69)
- ・ 差し押さえた第三債務者等のある無体財産権等の取立てに伴う形成権(解除権等)の行使(徴73⑤)
- ・ 無益な差押えに係る差押えの解除(徴79①二)
- ・ 超過差押えに係る差押えの解除(徴79②一)
- 滞納者が他の財産を提供した場合の差押えの解除(徴 79②二)
- ・ 3回公売に付しても入札等がなく更に換価に付しても売却見込みがない場合の差押えの解除(徴79②三)
- ・ 差押財産の取戻請求に係る差押えの解除(第3編第6章第3節第71の6「差押換えの請求等」参照)
- ・ 任意売却の申立てに伴う差押えの解除(第3編第6章第3節第71の5「任 意売却の申立てに伴う差押えの解除」参照)
- ・ 換価代金等の配当(交付要求等に係る執行機関からの配当を含む)及び充 当(徴129)
- 保全担保の提供命令等(徴158①~⑦)
- 保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知(徴159⑤)ー、⑥)
- 換価の猶予(延長を含む。)及び取消し(徴 151、151 の 2、152③④→通 46
   ⑦、49)
- ・ 換価の猶予に伴う差押えの解除(徴152②)
- 納税義務の承継通知(通5)
- ・ 法人の分割に係る通知(通9の2)
- ・ 繰上保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知 (通 38④→徴 159 ⑤一、⑥)

### 改 正 前

- ・ 差し押さえた債権の取立てに伴う形成権(解除権等)の行使(徴 67)
- ・ 差し押さえた不動産の使用収益の制限(徴69)
- ・ 差し押さえた第三債務者等のある無体財産権等の取立てに伴う形成権(解 除権等)の行使(徴 73⑤)
- 無益な差押えに係る差押えの解除(徴79①二)
- 超過差押えに係る差押えの解除(徴79②一)
- ・ 滞納者が他の財産を提供した場合の差押えの解除(徴 79②二)
- ・ 3回公売に付しても入札等がなく更に換価に付しても売却見込みがない場合の差押えの解除(徴79②三)
- ・ 差押財産の取戻請求に係る差押えの解除(第3編第6章第3節第71の6「差押換えの請求等」参照)
- ・ 任意売却の申立てに伴う差押えの解除(第3編第6章第3節第71の5「任 意売却の申立てに伴う差押えの解除」参照)
- ・ 換価代金等の配当 (交付要求等に係る執行機関からの配当を含む) 及び充 当 (徴 129)
- 保全担保の提供命令等(徴158①~⑦)
- ・ 保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知(徴159⑤)一、⑥)
- 換価の猶予(延長を含む。)及び取消し(徴 151、151 の 2、152③④→通
   46⑦、49)
- 換価の猶予に伴う差押えの解除(徴 152②)
- 納税義務の承継通知(通5)
- 法人の分割に係る通知(通9の2)
- ・ 繰上保全差押えに係る差押えの解除又は解除不相当の通知 (通 38④⇒徴 159 ⑤一、⑥)

改 正 後	改正部分はアンターラインの固所である。 改 正 前
・ 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例に係る執行機関への通知(通 39②)	・ 強制換価の場合の消費税等の徴収の特例に係る執行機関への通知(通 39②)
・ 債権者代位権の行使 (訴訟によるものを除く) (通 42)	・ 債権者代位権の行使(訴訟によるものを除く)(通 42)
(例) 滞納処分の場合の代位登記(民 423、不登法 30、31、37、38、	(例) 滞納処分の場合の代位登記(民 423、不登法 30、31、37、38、
51、53 等)	51、53 等)
・ 納税の猶予(延長を含む。)及び取消し(通46②③⑦、49)	・ 納税の猶予(延長を含む。)及び取消し(通 46②③⑦、49)
・ 納税の猶予に伴う差押えの解除 (通 48②)	・ 納税の猶予に伴う差押えの解除 (通 48②)
・ 増担保の提供命令等 (通 51①)	・ 増担保の提供命令等 (通 51①)
・ 担保の変更の承認等 (通 51②)	・ 担保の変更の承認等(通 51②)
・ 保証人に対する告知及び督促 (通 52②)	・ 保証人に対する告知及び督促(通 52②)
・ 延滞税の免除 (通 63)	・ 延滞税の免除 (通 63)
(省略)	(省略)

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正後 改 正前 別冊2 「徴収事務提要(様式編)」 別冊2 「徴収事務提要(様式編)」 204010-025 猶予該当条項別処理状況表 204010-025 猶予該当条項別処理状況表 【調理要領】 【調理要領】 1 (省略) 1 (同左) 2 調理要領 2 調理要領 (共涌) (共涌) (1)~(6) (省略) (1)~(6) (同左) (要処理) (要処理) (7) (省略) (7) (同左) (8) 「新規発生」欄には、新規に発生した納税の猶予の申請及び換価の猶予の申請を計 (8) 「新規発生」欄には、新規に発生した納税の猶予の申請及び換価の猶予の申請を計 上する。 上する。 税額については、猶予申請を最終決裁した時点の申請額を計上する。 税額については、現在滞納額及び申請決議時に行った「シミュレート結果複写」 の未確定延滞税を含む金額を加算して計上する。 (9)~(11) (同左) (9)~(11) (省略) (処理済) (処理済) (12)~(18) (省略) (12)~(18) (同左) (19) 「翌期繰越」欄は、猶予申請に関する最終決裁が行われたが、後続決議が行われて (19) 「翌期繰越」欄は、申請が行われたが、後続決議が行われていないものについて計 いないものについて計上する。 上する。 税額については、「新規発生」欄に計上した税額と同額を計上する。 税額については、「新規発生」欄に計上した税額と同額を計上する。 (処理てん末) (処理でん末) (省略) (同左) (該当条項別) (該当条項別) (省略) (同左)

	改	正	後							改	正	前				
削除)						<u>20</u>	4010-	-034 J	<b>司署別</b> 夕	<b>见分</b> 対象	象滞納	整理状	況表(:	大滞納	者)_	
					_【様式】_											
						HK.	五〇 !	E.								174
						KE V. 58	#8 #8	a	-	<u> </u>				-		
						13	TE GO	E .	*							
							12.22.21	<b>ε</b>	-	-	-	-				
						Ð	2.2	۷ .	-	-	_		_			
							#	2								
							8	Ψ.			- 3	_				
					能	1	第四条を表現し、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2		-	. 3					
					<b>大</b>	- S	4 4 4 4	α					-			
					**	4	# #	8				X				
					茶		*	× -	-							
					報		5	<b>S</b>		1						
					<b>光</b>		報会位入	5	+	-	-		-			
					后署別処分対象溝納整理状況委 (大語納者)	-	$\forall$	入資	1							15
					別後		# 4	20	-		-					
					施	ĺ.			-	-		-	-		-	
						14 B	A 88 E	8								- 3
						1	× ×	Α		_		ļ	-			1.5
						æ	的原格	82							1	
					-	*	8	Y Y			and to					
						4	4:	48	8 3	* @	1億円以上 5億円未満	5銀円以上 10億円米数	10億円以上 50億円入業	干が出事の		
					£10,6075X	٠	Ħ	四条电影等分	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	# (@+@) # (@+	55	20 S S S	2000年度 2	30		
					24				9 -	<b>P</b> 3	19	Core	- THE P. ST.			

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
改 正 後	改 正 前
(削除)	204010-034 局署別処分対象滞納整理状況表(大滞納者)
	<u>【調理要領】</u>
	1 目 的
	「局署別処分対象滞納残高状況表」は、指定した期間における滞納税額が1億円超
	の処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに滞納残高を表示し、局署ごと、税額階
	層区分ごとにその整理状況を確認して、滞納整理事務の進ちょく状況を把握するため
	<u>に作成する。</u>
	2 調理要領
	(1) 処分対象滞納のうち、滞納額が1億円以上の者を集計対象とする。具体的には、期
	<u>首の滞納額が1億円以上又は指定期間中に滞納額が1億円以上となった事案を集計</u>
	対象とする。
	なお、期中において収納等により滞納残高が1億円を下回った場合でも、事務年
	度中は、対象者として計上し、事務年度末の滞納額(月締切時の滞納額)により洗
	い替えを行う。
	(2) この帳票は、事務年度及び単月単位で集計する。
	(注) 集計期間の(自)は、事務年度の期首である7月を指定して活用することに
	留意する。_
	なお、集計期間の(自)を期首(7月)以外に指定して作成することも可
	能であるが、「滞納額が1億円未満になったもの」の欄は、期首からの対象者
	を表示することから、期末残高との関係で異常値が表示されるので、期首を
	7月として活用すること。
	(3) 「要整理滞納欄」は、次のとおり表示する。
	イ 「前期繰越」欄は、前期(又は前月)の「④差引純滞納」欄の人員、税額を表示

	<u> </u>
改 正 後	改 正 前
	<u> </u>
	ロ 「新規発生」欄は、指定期間中に新規に大滞納者となったものの人員、税額及
	び既に計上している者に係る併有滞納発生額を表示する。この場合、確定延滞税
	についても当該確定額を表示する。
	なお、指定期間中に新規に大滞納者となったものを同期間中に局に引き継いだ
	ときは、「税務署所掌分」欄には表示されない。
	また、前期末において署所掌であったものを指定期間中に局に引き継いだとき
	は、「税務署所掌分」欄にマイナスで表示する。
	(4) 「整理済滞納」欄は、次のとおり表示する。
	イ 「現金収入」欄は、指定期間中に納付により減少した人員、税額を表示する。
	ロ 「その他」欄は、指定期間中に換価代金の配当、充当及び課税の取消し等により
	減少した人員、税額を表示する。
	ハ 「期中における滞納処分の停止」欄は、指定期間中に滞納処分の停止を行った
	人員、税額を表示する。
	(5) 「③滞納額が1億円未満になったもの」欄は、期首において対象者であったもの又
	は指定期間中に新規に対象者となったもののうち、指定期間中に滞納残高が1億円未
	満となったものの人員、税額を表示する。
	(6) 「④差引純滞納」欄は、「要整理滞納」から「整理済滞納」及び「滞納額が1億円
	未満になったもの」を差引きした人員、税額を表示する。同一滞納者を局、署ともに
	所掌している場合には、人員は「国税局所掌分」欄に本書し、「税務署所掌分」欄に
	外書表示する。
	生したものについては、その新規発生滞納額)がいずれの税額階層に属するかによ
	り判定する。
	<u> </u>

改 正 後	改正前
(削除)	204010-035 業種区分別処分対象滞納整理状況表(大滞納者)
	(2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	86.5 m
	の事を取べ
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #
	(を) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	大
	東東京 (大連納者) (大連納者) (大連納者) (大連納者) (東京 大神 (東京
	数
	2000年
	753/163
	W   V   V   V   V   V   V   V   V   V
	日
	# C M M C M M M M M M M M M M M M M M M
	2 選 選
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *
	日本

改 正 後	改止部分はアンターフィンの箇所である。       改 正 前
(削除)	204010-035 業種別処分対象滞納整理状況表(大滞納者) 【調理要領】 1 目 的 「業種別処分対象滞納整理状況表」(大滞納者) は、指定した期間における滯納税名 が 1 億円超の処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに滞納残高を表示し、局署ご認業種ごと区分し、その整理状況を確認して、滞納整理事務の進ちよく状況を把握する方的に作成する。  2 調理要領 (1) この帳票の調理要領は、下記②及び③を除き、様式 204010-034「局署別処分対象滞納整理状況表」(大滞納者)に同じ。 (2) 「業種区分」欄は、次表のとおり、滞納者の「業種コード(徴収)」を「業種区分(大滞納者)置き換えて判定する。 なお、「その他の事業」欄は、製造業から金融業までに掲げる業種以外の業種を表示し、「その他」には給与所得者、無職の者等を表示する。  業種コード(徴収) 業種区分(大滞納者)  00:製造業 01:製造業 01:製造業 02:販売業 02:小売業 02:販売業 03: 在動産・建築業 04:運送業 06:その他の事業 05:サービス業 06:その他の事業 05:サービス業 06:その他の事業 05:分融業 05:金融業 08:不動産・
	<u>0910:その他事業</u> <u>06:その他の事業</u>

改 正 後	改正前
	<u>0920:その他業種</u> <u>07:その他</u>
	<u>分類不能</u> 06: その他の事業
	<u> </u>
	(3) 「純滞納の内書き(個人の滞納分)」欄は、上記「④差引純滞納」欄のうち、「人格
	区分」が「個人」であるものの滞納分を表示する。

	改 正 後	<u> </u>							改	正	前				
川除)					20401	0-036	3 調	医分.	別処分	·対象清	帯納整:	理状況	表(大	滞納者)	
			<u>【様</u> 3	式 <u>】</u>											_
					F #	6 m								1	
					W 14 15	米書になったもの (①②③) 人員 (6億 人員 条値			-						
					10 M	3 T					_		_		
					W	86	-								
					€9 E	調									
				_		・ 会計 人員 紀稿	-		_		_				
				総		04 B						-			
				*	£	A METERS OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STATE OF THE PERSON NAMED IN COLUMN 1 A STA					_		_	4	Y
				* 23	2 2	和 篇				-					
				经		A R	$\neg$								
				经		成人	2								1
				<b>施分</b> 3	Ц	λ. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18. 18				-					
				調査区分別处分対象部納整理状況表(大港納若)		数据 最高									
				超	x =	Y W									
					****	東 家 年									
					PK .	Ψ E	_								
					-	報金									
					4	* 8		_							
						ds.	u	*	×	易もの地	*	##	±		
				155,690,19		<b>u</b>	HX	E	*	D.F		en .	¢s		
				<u>s</u>											
															-1

## 新 旧 対 照 表

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(削除)	204010-036 調査区分別処分対象滞納整理状況表(大滞納者)
	額が1億円超の処分対象滞納の滞納発生及び整理状況並びに滞納残高を表示し、局署ご
	調査区分ごとにその整理状況を確認して、滞納整理事務の進ちょく状況を把握するため
	作成する。
	2 調理要領
	(1) この帳票の調理要領は、下記(2)及び(3)を除き、「局署別処分対象滞納整理状況表
	_(様式 204010-034、大滞納者) に同じ。_
	(2) 「申告区分」欄は、課税部門で入力した調査区分が債権管理システムを経由して
	収決定口座ごとに徴収システムへ連絡され、これを受けた徴収システムにおいて下
	のとおり区分して表示する。
	なお、複数の徴収決定口座において異なる調査区分がある場合は、①査察>②調
	>③料調>④局その他>⑤署>⑥自主の順に表示する。
	調査区分 徴収システムの区分 名称
	<u> </u>
	<u> </u>
	局料調 料調 料調
	局その他     局をの他
	<u>署</u> <u>署</u> <u>署</u>
	<u>その他</u>
	<u>自主申告</u> <u>自主</u> <u>自主</u>
	<u>入力なし</u>

21 - 22 10	以上部分はアンターフィンの固所である。
改 正 後	改 正 前
	(3) 「純滞納の内書き(個人の滞納分)」欄は、上記「④差引純滞納」欄のうち、「人格
	区分」が「個人」であるものの滞納分を表示する。

改 正 後	改正前
(削除)	204010-037 不動産関連区分別処分対象滞納整理状況表(大滞納者) 【様式】
	(大学を開催 (大大学 大学 )

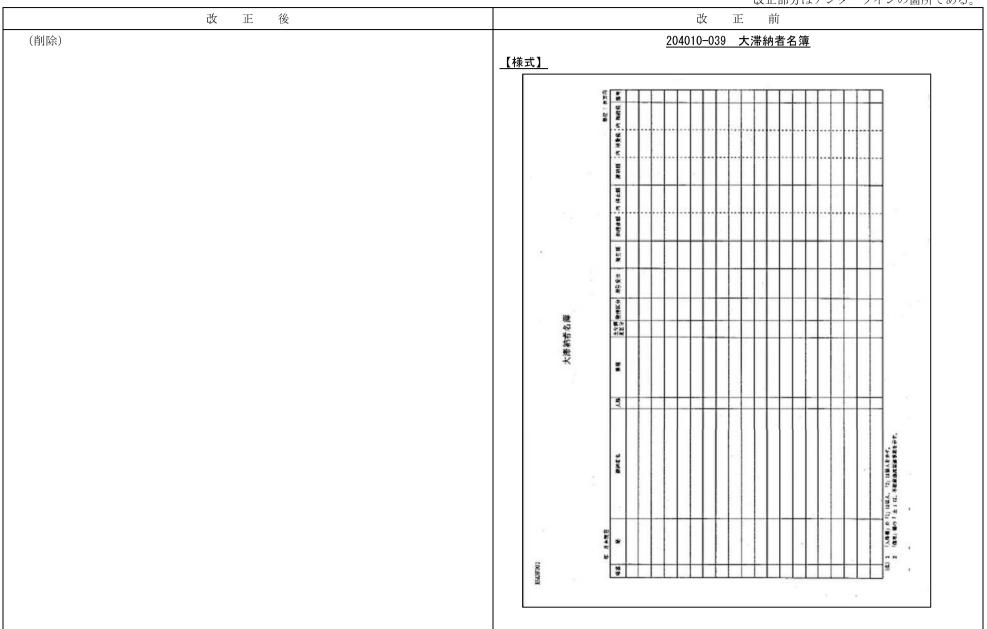
	<b>ು</b>	以上部分はアンダーフィンの固所である。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	改 正 後	改 正 前
(削除)		204010-037 不動産関連区分別処分対象滞納整理状況表(大滞納者)
		<u>【調理要領】</u>
		1 目 的
		「不動産関連区分別処分対象滞納整理状況表(大滞納者)」は、指定した期間におけ
		る不動産譲渡関連滞納(業種が不動産以外で主な課税原因が不動産譲渡に係るもの及
		び業種が不動産業であるものをいう。)である滞納者の滞納発生及び整理済並びに期末
		残高について表示し、不動産譲渡関連滞納事案の整理状況を確認して、滞納整理事務
		の進ちょく状況を把握するために使用する。
		の進りよく状況を化難するために使用する。_
		(1) この帳票の調理要領は、下記(2)及び(3)を除き、様式 204010-034「局署別処分対象
		滞納整理状況表」(大滞納者)に同じ。
		(2) 「不動産区分」欄は、課税部門で入力した業種と譲渡区分を債権管理システムを経
		<u>由して連絡を受け、これを徴収システムにおいて区分して表示する。</u>
		(3) 「純滞納の内書き (個人の滞納分)」欄は、上記「④差引純滞納」欄のうち、「人
		格区分」が「個人」であるものの滞納分を表示する。
		l

_	改 正 後						改	ζ	正		前					ンの箇所	
]除)		<u>204010-</u>	-038	整理	区分	·別移	額階	層別	]処分	対	象滞	納残	高状	況表	(大	滞納者)	_
		 <u>式】</u> 		-													7
												,					-
			-	-		_			-	_					_		i
			H 1.	2													1
			4	-			11			-		+	†			-	1
		21	Н	< a	+	+	╁┤	+	-	$\vdash$	H	+	+		+	-	1
		(多	4 TH-18001	æ						ļ			<u> </u>				i
		(大帝	601	*													- M. C. S.
		米				$^{\dagger}$	$\Box$		$\top$		Т	$^{\dagger}$	$\top$	П	_	1	92.Co.0014
		<b>整理区分别税額塔層別処分対象藩納残高状況表(大審納者)</b>	大学 (1995年) 1995年														2 20 10
		製		4		_					1.0	_		Ш	1		1
		被	100 H H H H H H H H H H H H H H H H H H	2													4.56.14
		别称	200														
		1000年 1022年 1023年	H			+	+	+	+	Н		+	+		-	1	1
		28	16円が上 10円				-			ļ			. <b>.</b>				Total Marie
		理区分	1 1	∢													The same
		**	1000 H	2													-
		(*)	25 F.	4			177		1						1		CANADA CONTRACTOR
			*		3	4	H		+	$\vdash$	81	N: 55	Sign	4	+	┤ '	Decision.
			W M	**	<b>路便中(朱耆布職人。)</b>	B+B#	** 70	ROBERT	Zitigat.	PHES	100000000000000000000000000000000000000	20 20	S SUBIN	*0#	(K) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A		we for 1%
		125-MESH	/	**	**	•		施		_	<b>第</b> 14 卷		ĸ		*   °	] ,	Section 1
		ž.															
																	_

## 新 旧 対 照 表

	改 正 後			改正的がはアンターノインの	
(削除)			204010-038 整理区	区分别税額階層別処分対象滞納残高状況表(大滞 <b></b>	納者)_
		<u></u>	調理要領】		
		1	<u>目的</u>		
				川処分対象滞納残高状況表(大滞納者)」は、様式	
		_		<u>埋状況表」の「差引純滞納」欄に表示される滞納</u>	
		-		を整理区分別、税額階層別に表示することにより	、重点的に処
		<u> </u>	<u>埋する税額階層を把握し、</u>	て、事務計画の策定に活用するため作成する。	
			<u>調理要領</u>	定した月の月末時点における整理区分(大区分)	が下丰のいず
			<u>(1) 「整理区力」は、16</u> れに属するかにより判		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			当該帳票の区分	滞納事案の整理区分	
			01:未着手	016: 処理中 (未着手)	
			02: 処理中 (未着手	012: 処理中(保留)、014: 処理中(処理中)、	
			<u>除く。)</u>	017:処理中(折衝中)、	
				018: 処理中 (財産調査)、019: 処理中 (そ	
				<u>の他)</u>	
			03:猶予調査	<u>021:猶予調查</u>	
				031:財産差押(充足)、032:財産差押(不	
			04:財産差押え	充足)、034:財産差押(未判定)、035:財産	
				<u>差押(その他)</u>	
				041:換価 (評価未済)、042:換価 (評価済)、	
			05:換価	043:換価 (公売中)、	
				044:換価(差押債権取立中)	
			06:所在財産調査	051:所在調査、061:停止相当	
			-		

	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
改 正 後	改正前
	084:猶予(納税猶予)、085:猶予(換価猶 予)、086:猶予(徵収猶予)、 07:猶予 081:猶予(納付受託)、083:猶予(納付誓
	約)
	<u>08:交付要求</u> <u>090:交付要求、091:交付要求(破産)</u>
	<u>09:内部交渉</u> <u>100:内部交渉</u>
	<u>10:</u> 不服申立 <u>課税</u> <u>110:</u> 不服申立(課税関係)
	<u>11:不服申立徵収</u> <u>111:不服申立(徴収関係)</u>
	<u>12:訴訟_課税</u> <u>120:訴訟 (課税関係)</u>
	<u>13:訴訟_徴収</u> <u>121:訴訟(徴収関係)</u>
	<u>14:訴訟_その他</u> <u>122:訴訟 (その他)</u>
	<u>15: 更生会社</u> <u>130: 更生会社</u>
	(2) 「税額区分」は、指定した月の月末時点における処分対象滞納残高がいずれの税額
	階層区分に属するかにより区分して表示する。



## 新 旧 対 照 表

改 正 後	改正的力はアンダーフィンの固角である。
(削除)	<u>204010-039</u> 大滞納者名簿
	【調理要領】
	1 目 的
	「大滞納者名簿」は、その局署において、①事務年度当初に処分対象滞納額が1億円
	以上の者、②期中に処分対象滞納額が1億円以上となった者を対象とする。ただし、
	③滞納額が1億円以上の者が10件未満の局署にあっては、滞納額の上位10名を表示
	することとし、大口滞納事案を把握するために作成する。
	2 調理要領
	(1) 前期末において滞納額が1億円以上であった者又は指定期間中に滞納額が1億円
	以上となった者が、指定期間の期末において滞納額が1億円未満となった場合には、
	その者については、当該名簿の末尾に参考として表示する。
	(2) 滞納額が1億円以上の者が10人未満の場合においては、前期末の上位10人のうち、
	指定期間の期末において上位 10 人に該当しない者を、当該名簿の末尾に参考として表
	<u>示する。</u>
	(3) 表示項目は、次により表示する。
	イ 「項番」欄は、1番から順に付番して表示する。 
	□ 「局署」欄は、滞納者の局署整理番号を表示する。 □ 「滞けれた」(間) 、
	<u>ハ 「滞納者名」欄は、滞納者の氏名(名称)を表示する。</u>
	_ニ 「人格」欄は、法人の場合は「1」を、個人の場合は「2」を表示する。
	ホ 「業種」欄は、滞納者の業種(小区分)を表示する。
	へ 「主な調査区分」欄は、滞納者の調査区分を表示する。
	(注) 「調査区分」は、様式 204010-036「調査区分別処分対象滞納整理状況表」
	の調理要領を参照。 ト 「整理区分」欄は、指定した月の月末時点における整理区分を表示する。
	<u>↑ 「登壁区分」 欄は、指足した月の月末時息にわける登壁区分を表示する。</u> チ 「局引受日」 欄は、局所掌の滞納者について、初回引受年月日(数回に渡って引
	2 「同分叉日」側は、同分季の海州省について、初回分叉平月日(数凹に扱って5」 継ぎを受け、継続して所掌している場合は、完結しているものを含め最初に引継ぎ
	を受けた年月日)を表示する。

改 正 後	改 正 前
	なお、税務署所掌の滞納者については、「一」表示とする。
	リ 「発生額」欄は、指定した期間における滞納発生額の合計額(処分対象滞納の発
	<u>生額)を表示する。</u>
	ヌ 「処理済額」欄は、指定した期間における処理済額の合計額を表示する。
	ル 「内 停止額」欄は、指定した期間における滞納処分の停止(滞納処分の停止兼
	納税義務消滅を含む。)決議に係る停止税額の合計額を表示する。
	ヲ 「滞納額」欄は、指定した月の月末現在の未納額を表示する。
	ワ 「内 消費税」欄は、ヲの滞納額のうち、消費税及び地方消費税額を表示する。
	カ 「内 相続税」欄は、ヲの滞納額のうち、相続税額を表示する。
	ョ 「備考」欄は、滞納者が不動産関連事案滞納を有する場合には、「 <u>む</u> 」と表示す
	<u> </u>
	(注) 「不動産関連事案滞納」については、様式 204010-037「不動産関連区分別
	処分対象滞納整理状況表」の調理要領を参照。
	2007 A SKINAMETE KARAN SAN KARAN KAR
	·

															【様式】		
ESCALO	er.										▽						
									26	予中の国税の		(不履行)	1				1
	住所(所	在地)			11)	7						の国税等につい				<u> </u>	
								ありま	せんでしたの	納付期限) までは で、平成 年 (続けできない)	月 庄	サマにお近くの までにお近くの 、やむを得ない	全額)の納付が 全融機関の窓口 用山バルス基合			304000-005-1	
	八名 (名	: #Ac 1				_		は、同	日までにた記る	の担当者にそのも	を認絡して	ください。)。 152条第 項				9	
		1						ため、	下記の国税等に			割納付をしない。 予を取り削すこ				05-	
	1			11000		-5		まお	意ください。 、既に納付され	れているときは、	この給付係	告書とあなた () からずご了承く)	貴性) の納付と			<u> </u>	
								79-11 <del>@</del>	酒いになった。	Den C WATER ;	K) ( 100	W51 - 1 A ()	CC Ve			猶う	
	平战	年 月 部門	Н	説: 担当者	5署											中	农
	(#5	M.			)											の国	
	この文書 なお、内容 徴収担当に	こよる行政! 等についてこ お問い合せる	指導の声 ご不明な ください	(任者は当税務 (点がありまし )。	客長です。たち、当	税務署		=	相談場所							]税	Ħ
	滞納国養等					~ ~	游納效	分費		[P]	呼流 年	月 自現	在)			の参	
	华度	概	H.	納用限	本	椛	加	算机	延 游 税	利子概	推納処分責	t 法定納期限等	備考			り付.	翁
	游				-					"	1	1		-		猶予中の国税の納付催告	
	報															事	
	税						+			-				-		_	
	9															(不履行)	l
	備考:延养8	522-00-00-0	1 1 100	ol-188-19-da			7		ann see							行)	
	m a cachio	CIMY IMPRO		1131 174							160					l	
											Δ						
																	l
								- 0		-					╛		l
																	l
																	l
																_	l
																(新設)	
																전)	
																I	ı
																	改
																	改正
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ
																	Ħ

表

出

茶

Ш

撵

改正部分はアンダーラインの箇所である。 湿 끰 改 (新設) \*ヤワ資件のウま日 以 学 別等、お別者送: 客盤 (新規発生) 33 函 猶予中の国税の納付催告書 等期限转变班费役员帐品 班 干 床 與 虧 並 並 凍 城 本 別 附 株 簽 黄农政府帮助 (我思日 ¥ 热料 ы 指合の姿勢回路網 この文書によら行政指導の實代等は当和影響等長です。 なお、内容等についてこで明によびありましたら、当税表帯 様域和当にお聞い合せください。 --班格納は-出 報題) 相景集 间器 松 H 本 邓士 推察准 国式し染限地類開始に対象でいているを手盤の開発な (長長) さなる 支援機能、アパウス (のさぶつ) から同の311 文地点の [岩陽田衛都] 近下) 字簿 機会の 予認が当ウま日 頁 年 法平 ケのましア かかまして 心事を得るが付金に 、 (、パイと) アフレ (おようでからかり) (インを) アンナ (株本を) (インを) ( 304000-005-2 (建步) 安定 (計事而) 預測 (立発表者) 吾古野小権の諸国の中で護 Δ H2CVI 00-1 [様式]

表

出

茶

Ш

擀

安京、東京新作品下いると記れまでで、あしからずご家ください。  「年度 作 月 日 成務署 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)		住所 (所)							(下記 納付が の窓口 担当者 納付 を行う	「溶納国 ありませ で流行の旨 に又はあ こともあ	脱等」の んでした てくださ を連絡しかな りますの	右側会自に ので、平成 い (納付で なください では合い でごはなく	ただちに都 ださい。	たもの) 月 がある; 納処分	について 日までにお 場合は、同 (財産の差	、納斯限 近くの金 日までに 押え、公	までに 酸機関 左配の 売等)		
機	[8	(電影 この文書になる。内容等取担当にお 常 新 国 税 等	部門 よる行政 について 間い合せ の合計	指導の責 ご不明な ください	担当者 (任者は当我務等 点がありました	) を及です。 たら、当1	可 他	1	が行き	塩いにな	> c + c - c - c - c - c - c - c - c - c -	と思われま	中ので、あ	<b>年</b>	<b>г</b> ∵гж<	ださい。	1907-1907-1		
Δ		規																	

**-** 22 **-**

			Ę	<b>改正部分はアンダーラインの箇所である。</b>
改 正 後		改	正	前
304000-005-1 猶予中の国税の納付催告書(不履行)	(新設)			
304000-005-2 猶予中の国税の納付催告書(新規発生)				
304000-005-3 納付誓約中の国税の納付催告書(不履行)				
304000-005-4 納付誓約中の国税の納付催告書(新規発生)				
<u>【調理要領】</u>				
1 目 的				
(1) 「猶予中の国税の納付催告書(不履行)」は、猶予中の納税者について、納付計画	<u>i</u>			
どおりの納付がない場合に、その履行を催告するために使用する。				
(2) 「猶予中の国税の納付催告書 (新規発生)」は、猶予中の納税者について新たに納	<u>1</u>			
<u>期限が到来した国税の納付がない場合に、その納付を催告するために使用する。</u>				
(3) 「納付誓約中の国税の納付催告書(不履行)」は、納付誓約中の納税者について納	<u> </u>			
付計画どおりの納付がない場合に、その履行を催告するために使用する。				
(4) 「納付誓約中の国税の納付催告書(新規発生)」は、納付誓約中の納税者について	, -			
新たに納期限が到来した国税の納付がない場合に、その納付を催告するために使用す	-			
<u> 3.</u>				
<u>2 調理要領</u>				
(1) 宛先欄は、滞納者の住所(所在地)(連絡先が登録されている場合は、当該連絡先	-			
及び氏名(名称)を表示する。				
(2) ①不履行となっている分割納付の期限、②分割納付金額、③指定する納付の期限及	<u>-</u>			
び④猶予の取消しの根拠条文については、催告文の空欄に、手書きで補完する。				
(3) 猶予催告書の右上に、滞納者の整理番号を表示する。				
(4) 連絡先欄は、発送年月日、署(局)名、部門名、事案担当者の氏名、署(局)電話	<u>i</u>			
番号及び内線番号を表示する。				
(5) 「相談場所」は、手書きで抹消する。				
(6) 「(年月日現在)」欄は、最終決裁年月日を表示する。				
(7) 「滞納国税等」欄は、最終決裁年月日現在の未納国税を表示する。				
なお、滞納国税の件数がこの欄を超える場合は、「別紙滞納税金目録のとおり」と	-			

# 新 旧 対 照 表

	改正部分はアンダーラインの箇所である。
改 正 後	改 正 前
表示し、滞納税金目録が作成される。	
(8) 「延滞税」欄には、随時催告書作成画面で延滞税計算を「要」とした場合に、同画	
面で「指定日」欄に入力した日(下記如参照)までの延滞税額を表示し、延滞税計算	
を「不要」とした場合には、「要す」と表示する。	
(9) 猶予催告書のうち分割納付の不履行に係るもの(上記1(1)及び(3))は、不履行とな	
っている分割納付額の納付を催告するものであるため、原則として、延滞税計算は「不	
要」とする。この場合、「備考:延滞税は、相談日までの計算です。」は、手書きで抹	
<u>消する。</u>	
10) 猶予催告書のうち新規発生に係るもの(上記 1 (2)及び(4))は、新たに滞納となった	
国税の納付を催告するものであることから、催告文において指定する納付の期限(上	
記(2)③) までの延滞税計算を行う。この場合、「備考」欄の「延滞税は、相談日まで	
の計算です。」の表示を、「延滯税は平成○年○月○日までの計算です。」と手書きで	
補正する。	
(注) 延滞税の割合が確定していない期間が含まれる延滞税計算を行う場合は、延	
滞税額の右側に「*」を表示するとともに、欄外下部に「『*』の延滞税等の	
額は、延滯税等の割合が未確定である期間が含まれており、作成日現在の割合	
により計算しているため、過不足が生じる場合があります。」と表示する。	
なお、計算の結果、延滞税が不徴収(延滞税額が 1,000 円未満)となる場合は、延	
滞税額に「0」を表示するとともに、「0」の右側に「*」を表示する。	
(11) 「滞納国税等の合計」欄は、最終決裁年月日現在の未納国税の合計を表示する。	
なお、延滞税計算を「要」とした場合の合計に含まれる延滞税については、100によ	
り計算したものであることに留意する。	
① 「他滞納処分費」欄は、手書きで補完する。	
①3 猶予催告書のうち新規発生に係るもの(上記1(2)及び(4))の新たに滞納となった国	
税の表示は、「滞納国税等」欄の右側余白に〇印を手書きで付す。	
なお、当該国税の督促が未了の場合については、KSKシステムで「未納税金目録」	
を出力し、添付することとして差し支えない。	

205000 (	002 住民票の写	*! 学々	なみはませま					20500	1_002	住民票 <u>等</u> の	アレ かっ	なみきませま	
305000-0	002 住氏系の与	- し <u>寺</u> り	父刊請水書				,	30300	J <del>-</del> 002	住氏宗 <u>寺</u> の	与しのご	<b>《</b> 刊	
					【様式】								
			整理番号	B								整理番号	
			平成 年	F 月 日								年 月	п
122								殿					
殿				ED				~					
				32.									Œ
	住民票の写し等の交付	請求書							住民票	<b>事の写しの交付</b>	非求書		
是基本台帳法(昭和 42 年法律)	第81号) 第12条の2の	相守に並っ	1巻 下炉のとおりは	1日東の写し第		A- FR dE	at do district	/ 8/2 Tri 4/2	for 54: 1th box	01-EL\ \$10.8\m\n	の田字に	書づき、下記のとおり	D:
かけるでは、	A. J. M. 12 A. V.	130 100 1 - 100					平口帆伍 写しの交付			01-7/ MRIEMEN/2	AND NO. 100 S	a ret lange and	134
	58												
請求機関の名称		税	<b>庁</b>							56			
住民票の写し等の種類・数		通通	<ul><li>□ 除票</li><li>□ 記載事項証明書</li></ul>	通		an mar san	dur Helen steel			1002	1.65.0	- 907	1
ELLAND-Y C 4 DIEM W		通		7	14	青 求 榜	関の	名 称		TE	税	PT .	
	口 世帯主・続柄		<b>ド籍・筆頭者</b>	100					D	世帯全員 通		除票 通	
	口その他(	m#18 A m	C OF MY	<u>)</u>	1	主民票等	の写しの種	重額・数	-	本人のみ 通		記載事項証明書	通
特別の請求により記載が可能となる事項	(以下、外国人住民 口 国籍・地域 ロ				1	ici m				世帯の一部 通			
	口 住民区分(住民		777 20 77			必 累	4 4	項	D	本籍 □	40C 495		
	口在留資格・在留				2	見在請求の	任に当たっ	ている者	職名		氏点	š	
田に味かのだになる。 ていてき	WAY MEET	100	D番号 □ 通称及び3 E 名	その推進		北 路	黄	年 者	助名		氏点		
現に請求の任に当たっている者						* **			398 341		***	*	
事務責任者	職名	E	E 名			情求の対象	象とする4	皆の氏名					
請求の対象とする者の氏名						事业のを	ままとす	スまの					-
請求の対象とする者の				1	1 1	生所							Ì
住 所						南水を	必要と	する	121 80 Mg	の滞納処分			- 25
請求を必要とする事務の内容	国税等の滞納処分					事務の内容	存		THE DE SE	COMMING AS JO			
根拠法令の条項	国研集順法第146条の	2				极数	進 法	命	国税徵	权法			
14 150 12 17 <u>07 35 18</u>		=>:	- BB C - Ax ( 7 )			南水事	由を明	らかに	税務調	直等に関する情報 なのには、pelonic	を第三者に	明らかにすることによ れなどがあることから	D .
請求事由又は請求事由を	務調査等に関する情報 り、証拠物等の仮装・						が困難な理		務調查	<b>夢については具体</b>	内な請求事	れなどがあることから 由を明らかにすること	社图
明らかにすることが困難な理由				***************************************			- HENDER OF STREET		難であ	ちため			
	することは困難である	ため。				X.	付	先					
連絡(送付)先						-	114	20					

5	女 正 後		改正前	
		(新設)		
	別紙			
	***			
	枚中 枚目			
請求対象者氏名・住所【筆頭	頁者氏名 (対象者氏名)・本籍】一覧表 日 整理番号 )			
請求対象者氏名 【筆頭者氏名(対象者氏名)】	請求対象者住所 【本籍】			

改 正 後	改正部分はアンダーラインの箇所である。      改正前					
305000-002 住民票の写し <u>等</u> の交付請求書	305000-002 住民票 <u>等</u> の写しの交付請求書					
【調理要領】	【調理要領】					
1 (省略)	1 (同左)					
2 調理要領	2 調理要領					
(1)~(8) (省略)	(1)~(8) (同左)					
(9) 「特別の請求により記載が可能となる事項」欄には、住民票の写し等への記載を希	(新規)					
望する事項があれば、チェックを表示する。						
(10) (省略)	<u>(9)</u> (同左)					
(11) (省略)	<u>(10)</u> (同左)					
(12) (省略)	( <u>11)</u> (同左)					
(13) (省略)	(12) (同左)					
(14) (省略)	(13) (同左)					
(15) 「請求の対象とする事務 <u>の</u> 内容」欄には、「国税 <u>等の</u> 滞納処分」を表示する。	(14) 「請求の対象とする事務内容」欄には、「国税滞納処分 <u>のため</u> 」を表示する。					
(16) 「根拠法令 <u>の条項</u> 」欄は、 <u>交付</u> 請求を必要とする事務の根拠となる法令名を表示す	( <u>15</u> ) 「根拠法令」欄は、 <u>公布</u> 請求を必要とする事務の根拠となる法令名を表示する。					
る。 (17) (公理4)	( <u>16)</u> (同左) (新設)					
(17) (省略) (18) 一度に多数の者の住民票の写し等の交付を請求する際、1件別に作成するより簡易	(村立)					
となる場合には、別紙を用いて、交付請求書を作成する。						
なお、この場合、割り印を押なつする等により、別紙が交付請求書の一部であるこ						
とを明確にする必要があることに留意する。						
C C // METC / S/J S/N W S C C TC ETM / S S						

205000	000 三突晞十笑の女母寺	<b>+</b> +	0050	305000-003 戸籍謄本等の交付請求書			
305000-	-003 戸籍謄本等の交付請	水書		100-003 戸耤謄本₹	テの父付請求書		
			【様式】				
		を理番号 平成年月日			整理番号 年 月 日		
殿			ME				
教文		ED	nc nc				
	戸籍謄本等の交付請求書			戸籍聨本等の交付請求	The state of the s		
	224 号)第 10 条の 2 及び住民基本台帳 、下記のとおり戸籍謄本等の交付を請す 記	SAL NO PORTO DE LA MARCO DE LA CASA DEL CASA DE LA CASA DEL CASA DE LA CASA D		224号) 第10条の2及び住民 、下記のとおり戸籍様本等の 記	と基本台帳法(昭和42年法律第81 交付を請求します。		
青求機関の名称	国税	庁					
	□ 戸籍謄本 通 □改製原戸籍謄本	通 □ 除籍謄本 通	請求機関の名称	Į E	税が		
□籍謄本等の種類・数	□ 戸籍抄本 通 □改製原戸籍抄本	通 口 除籍抄本 通		□ 戸籍謄本 通	□ 除籍謄本 通		
	□ 戸籍の附票 通 □改製前の戸籍の附票	道()その他())	戸籍勝木等の種類・数	□ 戸籍抄本 通 □ 戸籍の附裏 通	□ 除廃抄本 通 □ その他( ) 通		
青求の任に当たっている者	官職 氏名		請求の任に当たっている者		压名		
落 責 任 者			事 務 責 任 者				
情求の対象とする戸籍の筆頭者の氏名 (抄本の場合は対象者の氏名)			請求の対象とする者の氏名				
請求の対象とする ■ 籍の本籍			請求の対象とする者の本籍				
<b>ま求を必要とする</b>	国税等の滞納処分		請 求 を 必 要 と す る 事務の検別	国税等の滞納処分			
艮拠 法令の条項	国税徴収法第146条の2		根拠法令の条項	国税徴収法第146条の2			
	□ 親族関係の把握 □ 関係者 □ 相続人の把握 □ その他		戸籍の記載事項の 利用目的	□ 親族関係の把握 □ 相続人の把握	□ 関係者の確認 □ その他( )		
重絡 (送付)先			連絡 ( 透 村 ) 先				

改 正 後			前
		(新設)	
	引紙		
	77 455		
枚中	++- 🖯		
124	TX E		
請求対象者氏名・住所【筆頭者氏名 (対象者氏名)・本籍】一覧 (平成 年 月 日 整理番号 )	表		
請求対象者氏名 請求対象者住所			
【筆頭者氏名(対象者氏名)】 【本籍】			

新旧対照表 改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正後 改正前 305000-003 戸籍謄本等の交付請求書 305000-003 戸籍謄本等の交付請求書 【調理要領】 【調理要領】 1 (省略) 1 (同左) 2 調理要領 2 調理要領 (1)~(10) (省略) (1)~(10) (同左) (11) 「請求の対象とする戸籍の筆頭者の氏名」欄には、交付請求の対象とする戸籍の筆 (11) 「請求の対象とする氏名」欄には、交付請求の対象とする者の氏名を表示する。 頭者の氏名を表示する。

(12) 「請求の対象とする<u>戸籍</u>の本籍」欄には、交付請求の対象とする<u>戸籍</u>の本籍を表示する。

(13) 「請求の対象とする事務の種類」欄には、交付請求を必要とする事務の種類を表示する。

「国税等の滞納処分」を表示する。

(14) (省略)

(15) 「利用目的<u>・請求事由</u>」欄は、税務調査等における戸籍記載事項の利用目的を表示する。

「親族関係の把握」を表示する。

(16) (省略)

(17) 一度に多数の者の戸籍謄本等の交付を請求する際、1件別に作成するより簡易となる場合には、別紙を用いて、交付請求書を作成する。

なお、この場合、割り印を押なつする等により、別紙が交付請求書の一部である ことを明確にする必要があることに留意する。 (12) 「請求の対象とする<u>者</u>の本籍」欄には、交付請求の対象とする<u>者</u>の本籍を<u>で</u>表示する。

(13) 「請求の対象とする事務の種類」欄には、交付請求を必要とする事務の種類を表示する。

「国税滞納処分のため」を表示する。

(14) (同左)

(15) 「<u>戸籍の記載事項の</u>利用目的」欄は、税務調査等における戸籍記載事項の利用目的を表示する。

「親族関係の把握」を表示する。

(16) (同左)

(新設)

改 正 後	改 正 前
305000-012 年金の支給状況等の照会について	(新設)
【様式】	
[[] [[] [] [] [[] [] [] [] [] [] [] [] [	
平成○年○月○日	
○○ 税務署長 印	
TO TOTAL A ME	
年金の支給状況等の照会について	
下記の者の国税等の滞納処分のために必要ですので、照会日現在における年金等の支給の状況を下欄にご記入 の上、〇月〇日までに御回答ください。	
なお、本件は、国税徴収法第141条に基づく照会です。	
「フリガナ 氏名 (男・女)	
住所	
照会対象者	
高年の企画学 第0全コード 備者	
※ 基礎年金番号・年金コードはわかる場合のみ記載しています。	
斯 鳳 氏 名 電 話 (内線)	
○○稅務署長 殿	
日本年金機構 中央年金センター長 (公印省略)	
年金の支給状況等について(回答)	
基礎年金番号・年金コード ―― ――	
年金受給の有無 有 ・ 無 直近1年の支給状況	
井兼親原由告北河 年金受給 有 の場合、別添回答票のとおりとなります。	
なお、扶養親族申告状況については課税対象者の場合のみ添付しております。 振込先金融機関 口麻種類・番号	
口座名義人 上記照会対象者欄のプリガナと相違の場合( )	
担保設定の有無等 有 (設定年月日: 設定機関名(※):福祉 ・政策 ・ 沖縄 )・ 無	
差押えの有無等 有 (差押年月日: 執行機関名: )・無	
備考	
※担保設定機関名は以下のとおりです。	
福祉: 独立行政法人福祉医療機構 政策: 日本政策金融公庫	
沖繩·沖繩振興開発金融公庫	

				/ダーラインの箇所である。
改 正 後		改 ፲	E 前	
305000-012 年金の支給状況等の照会について	(新設)			
<u>【調理要領】</u>				
1 目 的				
等を日本年金機構に照会するために使用する。				
1 C I TT I WIGHTOMA ) STOCKTON IN STOCKTON				
2 調理要領 (4) 「四人日本 (4) 「日日日 (4) 「日日 (4) 「日 (4)				
(1) 「照会対象者」欄に照会対象者の氏名 (カナを含む。)、性別、住所、生年月日及び				
<u>基礎年金番号・年金コードを記載する。</u>				
<u>なお、基礎年金番号・年金コードについては、これらを把握している場合に記載す</u>				
<u>ర</u> ం.				
(2) 「連絡先」欄に調査担当者の氏名等を記載する。				
(注) 1 基礎年金番号は「基礎年金番号・年金コード」欄の上10桁(4桁-6桁)、年				
金コードは同欄の下4桁に記載する。				
2 基礎年金番号のみ把握している場合は、「基礎年金番号・年金コード」欄に基				
ください。」と記載する。				
3 基礎年金番号及び年金コードを把握していない場合は、「基礎年金番号・年金				
コード」欄を空欄とし、「備考」欄に「全ての年金についてご回答ください。」と				
<u>記載する。</u>				

改 正 後	改 正 前
305000-083 照会書 (KDDI・携帯電話番号等に基づく照会) 【様式】	(新設)
〒 163-8502 新宿区西新宿2-3-2 KDDIビル 平成 年 月 日 KDDI株式会社 情報管理センター 情報囲金グループ 情報管理センター長 殿	
携帯電話関係の照会について (携帯電話番号等に基づく契約情報等額会用)  御多忙のところ大変恐縮ですが、	
(1) 契約情報	

改 正 後	改正的方はアンダーフィンの固別である。
	(新設)
別紙	
照会年月日 平成 年 月 日	
照会者     税務署長       ベージ数     枚のうち     枚目	
以下の照会(調査)対象携帯電話番号等の契約者に関する事項について御回答願います。	
携 帯 電 話 番 号	
※照会文書に記載された調査対象期間や回答希望項目等と同条件で照会されます。	

	改	E 後		改 正 前	
			(新設)		
		別紙			
		照会年月日 平成 年 月 日			
		照会者 税務署長			
		ベージ数 枚のうち 枚目			
以下の照会(調査)	対象携帯電話番号等の契	約者に関する事項について御回答願います。			
フリガナ	生年月日	住所			
氏名	11				
	-				
-					
	1				
		-			
※照会文書に記載され	た調査対象期間や回答希望	項目等と同条件で照会されます。			

おし ローダ	ひ正部分はアンダーラインの箇所である。
改 正 後	改 正 前
305000-083 照会書 (KDDI・携帯電話番号等に基づく照会)	(新設)
【調理要領】	
1 照会の目的・根拠法令	
照会文書の本文中の「」の空欄には、「国税等の滞納処分のため」と表示し、	
照会 (調査) 対象、照会 (調査) 対象期間等を考慮した適切な回答期限を設定する。	
また、照会文書の※欄に、根拠条文として「国税徴収法第 141 条」を表示する。	
2 照会(調査)対象	
次表①のとおり、「携帯電話番号」で照会する場合には、「氏名・名称(屋号)、フリ	
ガナ」、「生年月日(和暦)」及び「住所・所在地等」の表示は不要である。	
なお、「氏名・名称(屋号)、フリガナ」、「生年月日(和暦)」、「住所・所在地等」で	
照会する場合には、次表②又は③の組合せを表示し、「生年月日(和暦)」と「住所・所	
在地等」の組合せで表示しない。	
ただし、国税徴収法第 141 条に基づく照会の場合は、原則として「携帯電話番号」で	
照会した場合のみ回答される。「氏名・名称(屋号)、フリガナ」等で照会する場合には、	
調査対象者とKDDIとの間に、契約関係があると認めるに足りる相当の理由がある旨	
を、照会(調査)対象欄の空欄等に表示する。	
また、表示した照会(調査)対象により、KDDIからの回答内容が異なることに留	
意する(次表参照)。	
おって、表示に当たっては、以下の「表示上の留意事項」を確認する。	
P77 A / SP7 P77 A / SP7	
照会 (調 照会 (調 回答内容 (項目)	
査) 対象 1     査) 対象 2       (1) 契約情報(ポストペイド、プリペイド、製造	
① <u>番号、機種名)</u> (2) 利用状況(サービス状態、開始日、サービス	
単一の番号 開始日、解介日、サービス終了日、通	
記載	
(4) 請求先情報(請求先住所、氏名、連絡先) (5) 支払情報(支払方法、金融機関名、支店名、	
預金者名、種別、口座番号、クレジット会社名、	

	<u>改正部分はアンダーラインの箇所である。</u>
改 正 後	改 正 前
クレジットカード番号)         (6) その他回答(改番前電話番号、改番後電話番号、その他利用期間、MNP(転出先事業者名・転出日))         (1) 契約情報(携帯電話番号、ポストペイド、プリ	
②       氏名・名 称 (屋号) フリガナ       マ川カナ       本(屋号) フリガナ       フリガナ       生年月日 (和暦)       生年月日 (和暦)       (2) 利用状況(サービス状態、開始日、サービス開始日、解約日(終了日)、サービス終了日、通停日、譲渡日、一時休止日) (3) 契約者情報(契約者住所、連絡先) (4) 請求先情報(請求先住所、氏名、連絡先) (5) 支払情報(支払方法、金融機関名、支店名、預金者名、種別、口座番号、クレジット会社名、クレジットカード番号) (6) その他回答(改番前電話番号、改番後電話番号、その他利用期間、MNP(転出先事業者名・転出日))	
③       氏名・名         複数の 記載 で照会 可能       在地等         (2) 利用状況(サービス状態、開始日、サービス 関始日、解約日(終了日)、サービス終了日、通停日、譲渡日、一時休止日)         (3) 契約者情報(生年月日、連絡先)         (4) 請求先情報(請求先住所、氏名、連絡先)         (5) 支払情報(支払方法、金融機関名、支店名、預金者名、種別、口座番号、クレジット会社名、クレジットカード番号)         (6) その他回答(改番前電話番号、改番後電話番号、その他利用期間、MNP(転出先事業者名・転出日))	
表示上の留意事項  1 携帯電話番号は、「ー (ハイフン)」を記載する。 (例) 090-1234-5678  2 「氏名・名称 (屋号)、フリガナ」は、KDDIに登録された「氏名・名称 (屋号)、フリガナ」と全て一致しなければ、「該当なし」と回答されることに留意する(「崎」、「崎」、「碕」等、漢字が複数想定される場合には併記するなどにより対応する。フリガナは、濁点・半濁点の有無については同一として判定される。)。  3 「氏名・名称 (屋号)、フリガナ」及び「生年月日 (和暦)」又は「住所・所在地等」を記載して照会した場合は、検索条件に該当する者全てが回答されることから、調査対象者と別人の情報である可能性があることに留意する。	

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改

正前

4	「氏名	・名称	(屋号)、	フリガ	ナ」、	「生年月日	1 (	(和暦)」及び	「住所	・所在地等」
を	全て記	載した	場合は、	全てが-	一致	しなければ	Ĕ、	「該当なし」	と回答	されること
1.7	図音す	· X								

改正後

- 5 外国人の氏名についてはアルファベット(漢字氏名の者は漢字)で記載する。 なお、KDDIにおける調査に当たってはフリガナが検索キーであることから、 フリガナが複数想定される場合は併記する。
- 6 「住所・所在地等」は、KDDIに登録された「住所・所在地等」と全て一致 しなければ、「該当なし」と回答されることから、一つの住所・所在地等に対し て複数の表記を要するなどにより対応する。

なお、複数表記した場合には、それぞれの住所・所在地等について判定される。 ※ 住所表示をハイフン表記した場合(下記(2))は、一般的な範囲において漢字

※ 住所表示をハイフン表記した場合(下記(2))は、一般的な範囲において漢字 表記(下記(1))と同一とみなされるが、建物名や棟番号表示、部屋番号の有無 などにより判別しにくい場合は完全一致とみなされない場合があることから、 その場合は複数の表記をするなどして対応する。

#### 【複数の表記(例)】

- (1) 千代田区霞が関3丁目1番1号 霞が関ビル501号室
- (2) 千代田区霞が関3-1-1-501
- <u>7</u> 支店や営業所などでの契約が想定される場合には、それらの「住所・所在地等」 についても併せて記載することに留意する。
- 8 クレジット名義人の情報は、KDDIにおいて保有していないので追加で照会しないことに留意する。
- 9 既に解約されている契約に係る情報については、解約後8か月を経過すると削除されることから、当該契約者について照会した場合には、「該当なし」として回答される。

#### 3 回答希望項目

<u>項目</u>	内容
(1) 契約情報	プリペイド式 (携帯電話) による契約状況の
ポストペイド、プリペイド	確認。
	ポストペイド:料金の支払いを後払いする方
	<u>式</u>
	プリペイド:料金の支払いを前払いする方
	式
(2) 利用状況	「開始日」と「サービス開始日」、「解約日(終
サービス状態、開始日、サー	<u>了日)」と「サービス終了日」は、「ポストペイ</u>

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改

正 前

改	正 後
ビス開始日、解約日(終了日)、 サービス終了日、通停日、譲渡 日、一時休止日	ド契約」・「プリペイド契約」の違いにより呼称 が異なるものであり、内容に差異はない。
(6) その他回答 改番前電話番号、改番後電話 番号、その利用期間	改番とは、変更手数料を支払って、電話番号を変更すること。 提示された 11 桁の番号を選択することや 11 桁のうち下 4 桁を任意の番号に変更することが可能。
(6) その他回答 MNP (転出先事業者名・転 出日)	MNP (携帯番号ポータビリティー) とは、 携帯電話事業者を変更しても、電話番号を変更 せずに使えるようにする制度。 KDD I に割り当てられた携帯電話番号の 契約者が他事業者へ転出した状況について把 握することが可能。

#### 4 その他の留意事項

照会(調査)対象が複数にわたる場合は、別紙に照会(調査)対象を表示することとし、照会文書には表示しない。

この場合においては、照会文書の「□ 別紙のとおり」にチェックを入れるとともに、 添付する別紙の枚数を表示する。また、1 枚の照会文書に両者の別紙を合わせて添付せず、それぞれ照会文書を作成する。

なお、別紙を添付する際には、様式の右上に、①照会年月日、②税務署長名及び③別 紙の枚数・別紙のページ番号(例:5枚のうち1枚目 など)を表示する。

おって、別紙の様式は、上記の留意事項を踏まえた上で、適宜の様式を使用しても差 し支えない。

	改立	E 後		改 正 前	
<u>305000-0</u> 【様式】	305000-084 照会書(KDDI・メールアドレス変更履歴照会)				
(200000 0000000000000000000000000000000	-3-2 KDDIビル 報管理センター 情報照会グループ 情報管理センター長 殿	平成 年 月 日 税務署長 印			
	携帯電話関係の照会について (メールアドレスの変更履歴組会用)				
番号のメール	御多忙のところ大変恐縮ですが、				
照会(調査) 対象 1	携帯電話番号 照会(調査) 対象期間 (自) 平成	年月日 ~ (至) 平成 年 月 日			
照会(調査) 対象 2	携帯電話番号	(注) (關会文書の発行日) 年 月 日 ~ (至) 平成 年 月 日			
照会(調査) 対象 3	携帯電話番号	(協会文書の発行日)			
※ 段慈養にお掛	発行日から遡って3月以内の任意の日を記載 けいただいた電話は、自動音声で御案内してい は、音声案内で「2」を選択した後、交換手に内				
<del>-</del>					

# 新 旧 対 照 表

701 IH A.		Ş	女正部分はアンダーラインの箇所である。
改 正 後	改	正	前
305000-084 照会書 (KDDI・メールアドレス変更履歴照会)	(新設)		
【調理要領】			
1 照会の目的・根拠法令			
照会文書の本文中の「 」の空欄には、「国税等の滞納処分のため」と表示し、			
照会 (調査) 対象、照会 (調査) 対象期間等を考慮した適切な回答期限を設定する。			
また、照会文書の※欄に、根拠条文として「国税徴収法第 141 条」を表示する。			
2 照会(調査)対象メールアドレス			
1枚の照会文書につき、1つの照会(調査)対象メールアドレスを表示する。複数の			
メールアドレスについて照会 (調査) する場合は、新たに照会文書を作成するものとし、			
別紙の添付はしない。照会文書を複数枚作成した場合は、照会文書をまとめて送付して			
差し支えないが、照会文書の枚数分の返信用封筒を同封するものとする。			
なお、照会 (調査) 対象メールアドレスに係るフリガナは、「1 (ローマ字のエル)」			
及び「1(数字のイチ)」を記載した場合にのみ、それぞれ「エル」、「イチ」と記載する。			
メールアドレスの「@」以下は、「@ezweb. ne. jp」又は「@******* biz. ezweb. ne. jp」			
<u>となる。</u>			
※ 「@****** biz. ezweb. ne. jp」(「******* ) には、半角英数字及び - (ハイフ			
ン)が入る。)となるのは、事業者向けのサービスであり、法人や一定規模以上の個			
<u>人事業者が契約して利用できるアドレスである。</u>			
3 照会(調査)対象期間			
KDDIにおける調査日から遡って3月以内の期間において照会可能であるため、回			
答が必要な期間を表示する。			
照会 (調査) 対象期間の開始日が、調査日から遡って3月より前の日であっても、調			
査日から遡って3月以内の期間について回答される。ただし、照会(調査)対象期間の			
全体が調査日から遡って3月より前の場合は、当該照会文書は受付されず返送される。			

改 正 後	改 正 前
305000-085 照会書 (KDDI・メールアドレスに基づく照会)	(新設)
【様式】	
〒 163-8502	
新宿区西新宿2-3-2 KDDIピル 平成 年 月 日 KDDI株式会社 情報管理センター 情報照金グループ	
情報管理センター長 殿 税務署長 印	
携帯電話関係の照会について 〈メールアドレスに基づ〈契約情報等照会用〉	
御多忙のところ大変恐縮ですが、必要ですので、以下の照会(調査)対象メールアドレスの照会(調査)対象期間内における契約者に関する事項について 平成年月日までに御回答願います。	
※ この照会は、の規定に基づくものです。	
1 照会(調査)対象メールアドレス ( つりガナ ) ( )	
メールアドレス ② ezweb.ne.jp (注) フリガナについては、「1 (ローマ字のエル)」、「1 (数字の1)」を記載した場合にのみ、それぞれ「エル」、「イテ」と記載する。	
2 照会(調査)対象期間	
(自) 平成 <u>年</u> 月 <u>日</u> 日(注)~ (至) 平成 年 月 日 (照会文書の発行日)	
<ul><li>(注) 照会文書の発行日から遡って3月以内の任意の日を記載する(回答されるのは調査日から遡って3月以内の状況となる。)。</li><li>3 回答希望項目(□欄に「■」を記載した項目のみ)</li></ul>	
(1) 契約情報	
(3) 契約者情報  □ 契約者情報  □ 契約者情報  (4) 請求先情報	
□ 請求先往所、氏名、連絡先 (5) 支払情報 □ 支払方法、金融機関名、支店名、預金者名、種別、口座番号、クレジット会社名、クレジットカード番号	
(6) その他回答	
② 投落等にお掛けいただいた電話は、自動音声で卵楽内しています。 お調合せの際は、音声変内で「2」を選択した後、交換手に内障番号 と組合者をお解文ください。 (機・1 ・	

改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正後 改 正 前 305000-085 照会書 (KDDI・メールアドレスに基づく照会) (新設) 【調理要領】 1 照会の目的・根拠法令 照会文書の本文中の「」の空欄には、「国税等の滞納処分のため」と表示し、 照会(調査)対象、照会(調査)対象期間等を考慮した適切な回答期限を設定する。 また、照会文書の※欄に、根拠条文として「国税徴収法第141条」を表示する。 2 照会(調査)対象 1枚の照会文書につき、3件まで照会を行うことができる。 4件以上について照会(調査)を行う場合は、新たに照会文書を作成するものとし、 別紙の添付はしない。照会文書を複数枚作成した場合は、照会文書をまとめて送付して 差し支えないが、照会文書の枚数分の返信用封筒を同封するものとする。 (1) 携帯電話番号 調査対象の携帯電話番号を記載する。携帯電話番号は、「・(ハイフン)」を記載 する。 (例) 090-1234-5678 (2) 照会(調査)対象期間 KDDIにおける調査日から遡って3月以内の期間において照会可能であるため、 回答が必要な期間を記載する。 照会(調査)対象期間の開始日が、調査日から遡って3月より前の日であっても、 調査日から遡って3月以内の期間について回答される。ただし、照会(調査)対象期 間の全体が調査日から遡って3月より前の場合は、当該照会文書は受け付けされず返 送される。

改 正 後	改正前
(削除)	306010-070 登録の目的等(自動車の登録) 【様式】
	登録の目的等
	自動車登録番号 車 台 番 号
	□差押登録 □参加差押登録 □抵当権付債権差押登録 □抵当権付債権差押登録 (平成 年 月 日受理第 号) □参加差押登録抹消登録 (平成 年 月 日受理第 号) □抵当権付債権差押登録抹消登録 (平成 年 月 日受理第 号) □所有権移転登録 (平成 年 月 日受理第 号) □ 株消登録 (平成 年 月 日受理第 号) □抵当権股定登録 □及理第 号) □抵当権股定登録 □根抵当権股定登録 □抵当権股定登録 □根抵当権股定登録 「平成 年 月 日受理第 号) □抵当権股定登録 「早成 年 月 日受理第 号) □抵当権股定登録 「平成 年 月 日受理第 号) □抵当権股定登録 「平成 年 月 日受理第 号) □抵当権股定登録抹消登録 (平成 年 月 日受理第 号) □根抵当権股定登録抹消登録 (平成 年 月 日受理第 号)
	平成 年 月 日 □滞納処分による差押之 □滞納処分による参加差押え □滞納処分による多加差押え □滞納処分による抵当権付債権差押え □差押解除 □参加差押解除 □抵当権付債権差押解除 □ 公売処分による売却決定 □ 平成 年度 税及びその附帯税について の猶予による担保徴取 □ 平成 年度 月 日以後に課される 税について保全担保徴取 □ 平成 年度 税及びその附帯税について平成 年 月 日の 猶予による追加担保徴取 □ 単成 年度 税及びその附帯税について平成 年 月 日の 1 日の 1 日の 1 日の
	債 権 額
	债 務 者
	□差押調書謄本 □差押解除通知書謄本 □参加差押解除通知書謄本 □参加差押解除通知書謄本 □参加差押解除通知書謄本 □売出決定通知書 □配当計算書謄本 □保全担保提供書謄本 □保全担保提供書謄本 □保全担保提供書謄本 □保全担保に係る抵当権設定通知書謄本及び納税者に到達したことを証する書面 □担保解除通知書謄本

#### 新 旧 対 照 表

改 正 後	改正部分はアンターラインの園所である。 改 正 前
(削除)	306010-070 登録の目的等(自動車の登録)
	「登録の目的等」は、自動車に係る登録の嘱託をする場合に、その嘱託の目的等を明
	らかにするために作成し、登録嘱託書(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式
	を定める省令の第6号様式)に添付する。
	2 調理要領
	(1) 「登録の目的」欄は、該当する箇所に✔印を付する。
	なお、差押え等の抹消登録又は抵当権設定等の抹消登録の場合には、それぞれ差押
	<u>え等又は抵当権設定等の登録年月日及び受理番号を、抵当権等担保物権の追加設定登</u>
	録の場合には、当初の抵当権設定等の登録年月日及び受理番号を記載する。
	(2) 「登録の原因及びその日付」欄は、登録の原因の日付を記入し、その原因の該当箇
	所に✔印を付するとともに、所要の事項を記載する。
	(3) 「債権額」欄は、抵当権設定又は根抵当権設定の登録の嘱託をする場合に、次に掲
	げる金額を記載する。_
	イ 抵当権設定の登録の嘱託の場合には、猶予をした国税の額と猶予期限までに確定
	すると見込まれる延滞税の額との合計額
	ロ 根抵当権設定の登録の嘱託の場合には、債権極度額である「保全担保提供命令書」
	又は「保全担保に係る抵当権設定通知書」の「担保される金額」欄に記載された金
	<u>額</u>
	(4) 「債務者」欄は、納税者の住所及び氏名を記載する。
	(5) 「添付書類」欄は、該当する箇所に✔印を付する。
	なお、同一の陸運支局長等に対して同時に2両以上の自動車の登録を嘱託する場
	<u>合に、登録の目的及び原因が同一であるときには、そのうちの1件に添付書類を添</u>
	付し、他の用紙に「自動車登録番号〇〇〇の書類を援用」と記載する。
	(注) 添付書類のうち「保全担保に係る抵当権設定通知書が納税者に到達したこ
	とを証する書面」については、徴基通第 158 条関係 12 を参照のこと。

 改 正 後			
306012-001 登録事項等証明書交付請求書 【様式】			
の			
No   No   No   No   No   No   No   No			
第〇の大学・大学 の の 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日			
24.4 25 24 3 24 3 24 3 24 3 24 3 24 3 24 3			
(日本の事業等級の職の対し、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、のが、			
(日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
日本語   日本			
を計画			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
201701			

		改止部分はアンターフイ	ノの固別である。
改 正 後	改	正前	
<u>306012-001 登録事項等証明書交付請求書</u>	(新設)		
【調理要領】			
1 目 的			
「登録事項等証明書交付請求書」(以下「交付請求書」という。)は、自動車に係る登			
録事項等証明書の交付を請求する場合に使用する。			
2 調理要領			
(1) 交付請求書を記載するときは、請求すべき事項を記載した上、所要の文字又は数			
字を鉛筆で記入する。			
(2) 「①業務種別」欄は、「5」と記載する。			
(3) 「②手数料」欄は、「1」と記載する。			
(4) 「⑬証明書」欄は、滞納処分の執行上特に支障がないときは、現在の事項(「1」)			
について請求する。			
なお、詳細登録事項等証明書の交付を請求する場合には、「2」と記載する。			
(5) 「②自動車登録番号」欄			
- 「支局等表示文字」、「分類番号」、「仮名文字」及び「番号」について、自動車登			
録番号標に記載されている事項に基づいて記載する。			
記入例 品川 300 さ 123			
品 川			
なお、登録事項等証明書の交付請求は、最寄りの運輸管理部、運輸支局、自動車			
検査登録事務所又は沖縄総合事務局各事務所においてもすることができる(道路運			
送車両法施行令 15 条 2 項 1 号、自動車登録規則 30 条 2 項)。			

			改正部分はアンダーラインの箇所である。		
改	正 後		改	正	前
宛先 所轄の地方運輸局運輸支局長 (例えば、○○運輸局△△運輸支局長)	送付先 左に同じ ただし、使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所 の管轄区域に属する場合には、その自動車検査登録 事務所長(例えば、△△運輸支局□□自動車検査登録事務所長) 沖縄県にあっては、沖縄総合事務局各事務所長				
(7) 栓子の臼間に ツキー イは 何所然	ファヘルプロ上六済十四のウルフ甘滋)で泣入上フュ				
	について国土交通大臣の定める基準に適合するも 庁から別途配付する用紙を使用し、折損又は汚損				
	月から別述能刊りる用紙を使用し、別損又は7月				
しないように留意する。	1 1 1 1 4 体を併用べたフ				
なお、従来使用していたOCRシ	ゲートも引き続き使用できる。 -				

- 49 -

7. 7 //	以上の力はアング・プインの固力である。 フィーエー デ
改 正 後	改正前
<u>306012-002 登録嘱託書</u>	(新設)
【調理要領】	
1 目 的	
「登録嘱託書」は、自動車の差押え等の登録の嘱託、抵当権付債権の差押えの登録	
の嘱託、差押え等の登録の抹消登録の嘱託、抵当権付債権の差押えの登録の抹消登録	
の嘱託、公売処分による所有権移転の登録の嘱託及び換価に伴い消滅する権利に係る	
登録の抹消登録を嘱託する場合並びに自動車について抵当権の設定の登録の嘱託、根	
抵当権の設定の登録の嘱託、抵当権担保物件追加設定登録の嘱託、抵当権設定登録の	
抹消登録の嘱託及び根抵当権設定登録の抹消登録を嘱託する場合に使用する。	
_2 調理要領	
(1) 自動車1両ごとに1枚作成する。	
(2) 「⑦自動車登録番号」欄は、「登録事項等証明書交付請求書」(様式 306012-001)	
なお、差押え等の登録がされている自動車又は抵当自動車(税務署長が抵当権設	
定の登録をした自動車をいう。)について運輸支局等から自動車登録令第 44 条の規	
定による自動車登録番号の変更の通知があり、その後に差押え等の登録の抹消登録、	
換価による権利移転の登録又は抵当自動車の担保物処分による差押登録の嘱託をす	
るときは、変更後の自動車登録番号を記載する。	
(3) 「⑧車台番号」欄は、下7桁を記載する。	
記入例 車台番号 ABC12-2123456	
2 1 2 3 4 5 6	
(4) 「②嘱託者の名称」欄は、嘱託者の名称を記載する。	
記入例 麹町税務署長	
麹 町 税 務 署 長	
(5) 「⑯債権者又は抵当権者の氏名又は名称」欄は、抵当権及び根抵当権の設定の登	
録を嘱託する場合に記載するものであり、この場合には「財務省」と記入する。	
記入例 財務省	

改 正 後	改正前
財務省	
(6) 「③債権者又は債務者の住所」欄は、抵当権及び根抵当権の設定の登録を嘱託す	
る場合における債務者の都道府県コード等を記入する。	
なお、都道府県コードは、嘱託先の運輸支局等に照会の上記載する。	
記入例 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	
(7) 「②債務者の氏名又は名称」欄は、抵当権及び根抵当権の設定の登録を嘱託する	
場合に記載する。	
記入例 株式会社 国税	
株 式 会 社 国 税	
[8] 「⑩抵当権設定通知年月日」欄は、徴収法第158条第5項の「第3項の書面が同	
項の納税者に到達したことを証する書面」に記載されている年月日を記入する。	
記入例 平成 28 年 11 月 2 日	
<u>-2811002</u>	
(9) 「⑪極度額」欄は、①抵当権の設定の登録の嘱託をする場合には、「登録の目的	
等(自動車の登録)」(様式 306012-003)(以下「登記の目的等」という。)の調理	
要領(3)のイの金額を、②根抵当権の設定の登録の嘱託をする場合には、「登録の目	
的等」の調理要領(3)の口の金額を、それぞれ記入する。	
10 「登録権利者」欄は、差押え及び参加差押えの解除に伴う差押登録、参加差押え	
及び抵当権付債権の差押登録、抵当権設定登録又は根抵当権設定登録の抹消登録を	
嘱託する場合、差押登録、参加差押登録、抵当権付債権の差押登録、抵当権設定登	
録又は根抵当権設定登録の時における自動車登録ファイル上の登録名義人(納税	
者)の住所及び氏名又は名称を記載する。	
(11) 「登録の原因とその日付」欄は、「登録の目的等」に記載済みと記載する。	
(12) 「登記嘱託書」の宛先等は、「交付請求書」の調理要領の(6)に準ずる。	
(13) 差押え等の登録の嘱託をする場合は、「差押調書謄本」又は「参加差押調書謄本」	
<u>を添付する。</u>	
(14) 抵当権設定の登録を嘱託する場合は、「担保提供書(謄本)」(様式307010-087)を	

	改正部分はアンダーラインの箇所である。
改 正 後	改 正 前
添付する。	
なお、これについては、抵当権の設定の登録をした後に、同一の国税を担保する	
ための他の自動車について抵当権の設定の登録を嘱託する場合(以下「抵当権担保	
物件追加設定登録の嘱託」という。)も同様であるが、前の登録を表示するに足る事	
項を記載する (自動車登録令 53条)。	
(15) 保全担保(徴収法 158 条)として根抵当権を設定しその登録の嘱託をする場合は、	
「保全担保提供書(謄本)」(様式 310000-016)又は保全担保に係る抵当権設定通知	
書謄本及びその通知書が納税者に到達したことを証する書面(徴収法 158 条 5 項)を	
添付する。_	
16 抵当権又は根抵当権の設定の登録の抹消登録を嘱託する場合は、「担保(一部)解	
除通知書(謄本)」(様式 307010-096)を添付する。	
(17) 自動車を目的とする抵当権付債権を差し押さえた場合に、その債権の差押えの登録	
の嘱託をするときは、「差押調書謄本」を添付する。	
(18) 自動車を目的とする抵当権付債権の差押えを解除した場合に、その差押えの登録の	
抹消登録を嘱託するときは、差押解除通知書謄本を添付する。	
19 様式の印刷に当たっては、紙質等について国土交通大臣の定める基準に適合するも	
のである必要があることから、国税庁から別途配付する用紙を使用し、折損又は汚損	
しないように留意する。	
なお、従来使用していたOCRシートも引き続き使用できる。_	

				E部分はアンダーラインの箇所で <i>は</i>	める。
改 正 後		改	正前	前	
306012-003 登録の目的等(自動車の登録)	(新設)				
1 目 的					
「登録の目的等」は、自動車に係る登録の嘱託をする場合に、その嘱託の目的等を明					
らかにするために使用し、「登録嘱託書」(様式 306012-002) に添付する。					
2 調理要領					
(1) 「登録の目的」欄は、該当する箇所に✔印を付する。					
なお、差押え等の抹消登録又は抵当権設定等の抹消登録の場合は、それぞれ差押え					
等又は抵当権設定等の登録年月日及び受理番号を、抵当権等担保物権の追加設定登録					
の場合は、当初の抵当権設定等の登録年月日及び受理番号を記載する。					
(2) 「登録の原因及びその日付」欄は、登録の原因の日付を記入し、その原因の該当箇					
所に✔印を付するとともに、所要の事項を記載する。					
(3) 「債権額」欄は、抵当権設定又は根抵当権設定の登録の嘱託をする場合に、次に掲					
げる金額を記載する。					
イ 抵当権設定の登録の嘱託の場合には、猶予をした国税の額と猶予期限までに確定					
<u>すると見込まれる延滞税の額との合計額</u>					
ロ 根抵当権設定の登録の嘱託の場合には、債権極度額である「保全担保提供命令書」					
又は「保全担保に係る抵当権設定通知書」の「担保される金額」欄に記載された金					
<u>額</u>					
(4) 「債務者」欄は、納税者の住所及び氏名を記載する。					
(5) 「添付書類」欄は、該当する箇所に✔印を付する。					
なお、同一の陸運支局長等に対して同時に2両以上の自動車の登録を嘱託する場					
合に、登録の目的及び原因が同一であるときには、そのうちの1件に添付書類を添					
付し、他の用紙に「自動車登録番号○○○の書類を援用」と記載する。					
(注) 添付書類のうち「保全担保に係る抵当権設定通知書が納税者に到達したこ					
とを証する書面」については、徴基通第 158 条関係 12 を参照のこと。					
(6) 差押え等の登録がされている自動車又は抵当自動車 (署長等が抵当権設定の登録を					

改 正 後	改正的がはアンダーフィンの固所にある。
した自動車をいう。) について、運輸支局等から自動車登録令第44条の規定による自	
動車登録番号の変更の通知があった場合で、その後に差押え等の登録の抹消登録、換	
価による権利移転の登録又は抵当自動車の担保物処分による差押登録の嘱託をする	
ときは、「自動車登録番号」の欄には、変更後の自動車登録番号を記載する。	

# 新 旧 対 照 表

改正後	改 正 前
307010-005-1 財産目録	307010-005-1 財産目録
	【様式】
<b>整理番号</b>	数理器号 (2.40)
財産 目 録	<b>財 産 目 録</b> 平成 年 月 日
<b>住所·氏名等</b> 住 所	1 <b>住所·氏名等</b>
対象の収況 (1) 前呼を参加を及	2 財産の状況
(1) 担明金等の収配 金融機関等の名称 - 頂貯金等 - 頂貯金等 の額 - 金融機関等の名称 - 頂貯金等 - 頂 貯金等の額 - 小種類 - 一 の種類	(1) 預貯金等の状況     金融 機関等の名称    預貯金等    預貯金等    の種類    預貯金等    の種類    預貯金等    の種類    の種類    で食
手持5現金 現金 円 円	手持5型金 現金 円
H H H	Н Н
预 貯 金 等 合 計 (A) 円	预 貯 金 等 合 計 (A) 円
② 売用金・貸付金等の状況       売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所 機類 回収予定日 回収方法 売 掛 金 等 の 類	(2) 型掛金 資付金等の状況       売 掛 先 等 の 名 称 ・ 住 所 種類 回収予定日 回収方法 売 掛 金 等 の 額
元 好 元 マ ジ 右 作 E 71	元 折 元 等 ジ 右 か ・ 臣 内 ・ 徳泉 ・ 回収が定 ・ 元 折 至 等 ジ 納 平成・・ 日
平成 · ·	年成・・ 円
Wait · ·   円	平成 ・ 円
平成・・   円	(3) その他の財産の状況
財産の 種類 担保等 直が付け 女でれる金額	財 産 の 権 類 担保等 <u>またはも金額</u>
国 债 · 株 欢 等	国 債 · 株 式 等
不 動 産 等	不動 巌 等
4к рд	ж ра
その態財産	その他 財 産 - 円
(教金、保証金、保険等)	(敷金, 降証金, 保練等) 合 計 (B) 円
(4) 能入を・質料金の状況 借入、先等の名称 借入金等の金額 月額双済額 近洋終了(実施) 時期借入 担保機供財産等	(4) 借入金 質排金の状況     借入 外 等 の 名 称     借入金等の金額     月 額 返 済 額     返済所「(支払) 追加暗入 年月 の可否     担 保 提 供 財 産 等
借入先等の名称 借入金等の金額 月額返済額 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	借入 先 等 の 名 称
円 円 円 元成 ※ ヵ 可・否	四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四四
円 円 平成 4 7 可・否	円 円 平成 年 月 可・否
当面の必要を金額         内容	3. 現在執付可能資金額         現在執付可能資金額(A)+(B))         ②当面の必要資金額(下記(O)から転記)         ②現在執付可能資金額(①-②)(D)
· 事業支出 円	<u> </u>
生活費円は接種族人】	②当面の必要資金額 の内容   ※(D)は、車崩書の③「現在納付可能資金額 様へ転記   項 日 金 額   内 容
(個人の場合のみ)	支 事業支出 円
収入見込 円	出 見 以、 生活費 【扶養複終 人】
支出見込] — (収入見込] (0)   円 マイナスになった場合は0円	(個人の場合のみ)
現在納付可能資金額 ※(C)は、下記4至「当面の必要資金額」標へ転記	収入是込 <b>円</b>
①当節音を額( <b>(A)+®</b> ) ②当面の必要音を額 上記 <b>(C)</b> から転記 ③現在前付可能音を額(①−② <b>(D)</b> □ □ □ □	(実出見込) - (収入見込) (C) 円 マイナスになった場合は0円
ユー ※(D)は、申請書の③「現在納付可能資金額」収へ転記	※(C)は、上記32 「当画の必要資金額」場へ転記

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改 正 後 改 正 前 307010-005-1 財産目録 307010-005-1 財産目録

#### 【調理要領】

1 (同左)

#### 2 調理要領

(1)・(2) (同左)

(削除)

(3) 「3 当面の必要資金額」欄

#### イ 「事業支出」欄

提出日からおおむね1月以内に支出する、納税者の事業の継続のために必要不可 欠な金額及びその主な内容を記載する。

なお、提出日からおおむね1月を超える期間における支出のために資金手当てを しておかなければ、その事業を継続することができなくなると認められる場合等に おいては、必要最小限度の範囲内の所要資金を算定して、この欄の金額に含める。

- (注)1 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となる。
  - 2 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合は、その日までの支出見込金額を記載して差し支えない。
- 口 「生活費」欄(個人の場合のみ)

猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載す

#### 【調理要領】

1 (同左)

#### 2 調理要領

(1)・(2) (同左)

(3) 「3 現在納付可能資金額」欄

イ 「①当座資金額 ((A)+(B))」欄

次の金額の合計額を記載する。

- (イ) 「2(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額
- (p) 「2(3) その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額
- ロ 「②当面の必要資金額 ((C))」欄

次のとおり、「『②当面の必要資金額』の内容」欄において計算した金額を記載する。

(1) 「事業支出」欄

提出日からおおむね1月以内に支出する、納税者の事業の継続のために必要不可欠な金額及びその主な内容を記載する。

なお、提出日からおおむね1月を超える期間における支出のために資金手当てをしておかなければ、その事業を継続することができなくなると認められる場合等においては、必要最小限度の範囲内の所要資金を算定して、この欄の金額に含める。

- (注) 1 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となる。
  - 2 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる 日が明らかである場合は、その日までの支出見込金額を記載して差し支え ない。
- (ロ) 「生活費」欄(個人の場合のみ)

猶予通達 64(2)《生活の維持のために通常必要とされる費用の額》により記載

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後

#### ハ 「収入見込」欄

る。

提出日からおおむね1月以内に入金予定の事業収入、給与収入その他の収入金額 及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は取 引先の名称・所在地等)を記載する。

- (注) 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が 明らかである場合は、その日までの収入見込金額を記載して差し支えない。
- ニ 「(支出見込) (収入見込)(C) | 欄

次により計算した金額(マイナスの場合は、0円とする。)を記載し、この欄の 金額を「②当面の必要資金額」欄に転記する。

「事業支出」欄の金額 + 「生活費」欄の金額 | 「収入見込」欄の

金額

(削除)

- (4) 「4 現在納付可能資金額」欄
  - イ 「①当座資金額 ((A)+(B))」欄

次の金額の合計額を記載する。

- (イ) 「2(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計(A)」欄の金額
- (p) 「2(3) その他の財産の状況」欄の「合計(B)」欄の金額
- ロ 「②当面の必要資金額(上記(C)から転記)」欄
  - 「3 当面の必要資金額」欄の「(支出見込) (収入見込) (C)」欄の金額
- ハ 「③現在納付可能資金額(①-②)(D) | 欄

「①当座資金額((A)+(B))」欄から「②当面の必要資金額(上記(C)から転 記) 欄の金額を差し引いた金額を記載する。

- (5) 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載する。
- (6) この書類を受理したときは、総務課に回付して、収受日付印の押なつを受ける。

する。

#### (ハ) 「収入見込」欄

提出日からおおむね1月以内に入金予定の事業収入、給与収入その他の収入金 額及びその主な内容(給与収入の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合 は取引先の名称・所在地等)を記載する。

改正前

- (注) 提出日から1月以内において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日 が明らかである場合は、その日までの収入見込金額を記載して差し支えな V)
- (a) 「(支出見込) (収入見込) (C) | 欄

次により計算した金額(マイナスの場合は、0円とする。)を記載し、この欄 の金額を「②当面の必要資金額」欄に転記する。

「事業支出」欄の金額 | + | 「生活費」欄の金額 - 「収入見込」欄の

#### 金額

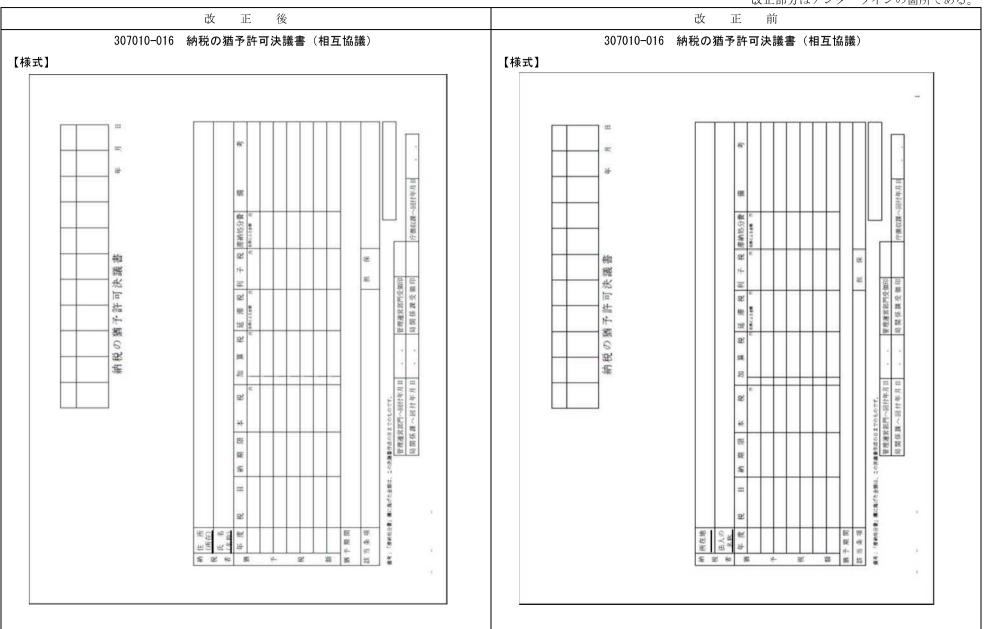
ハ 「③現在納付可能資金額(①-②)」欄

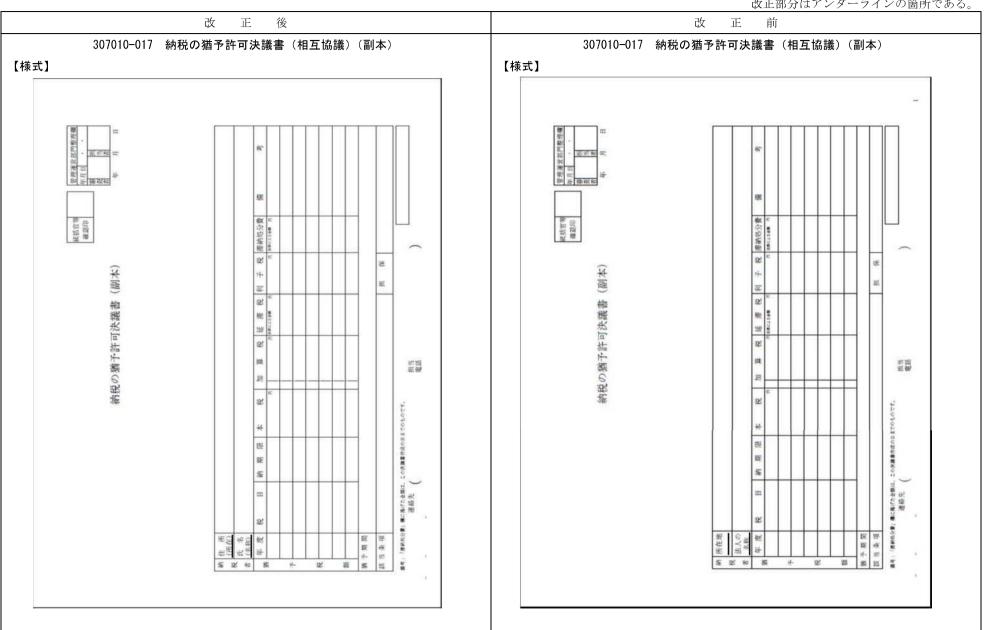
「①当座資金額((A)+(B))」欄から「②当面の必要資金額((C))」欄の金額 を差し引いた金額を記載する。

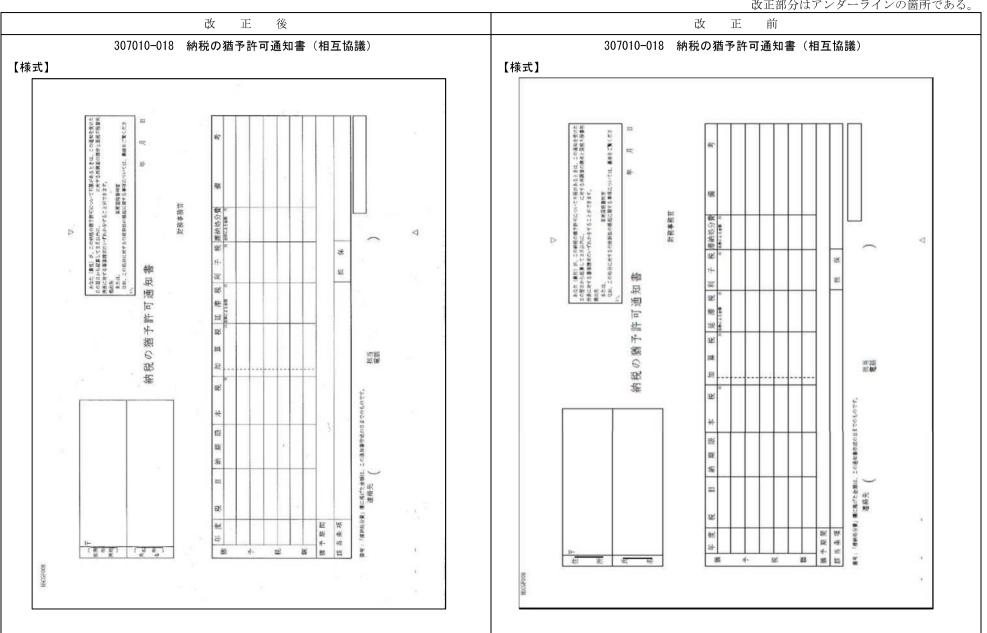
(新設)

- (4) 各欄に記載しきれない場合は、適宜の用紙に記載する。
- (5) この書類を受理したときは、総務課に回付して、収受日付印の押なつを受ける。

307010-006 納税の猶予申請書(相互協議) 【調理要領】 1 (省略) 2 調理要領 (1)~(8) (省略) (9) (省略) イ (省略) ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法第 40条の3の3第3項、同法第66条の4第8項第1号又は同法第68条の88第8項	改 正 後	改正部分はアンダーラインの箇所である。      改 正 前
【調理要領】       【調理要領】         2 調理要領       2 調理要領         (1)~(8) (省略)       (1)~(8) (同左)         (9) (省略)       (1)~(8) (同左)         ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法第40条の3の3第3項、同法第66条の4第8項第1号又は同法第68条の88第8項に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額があること及び当該法人税の額がおりませる。       (6) 条の4第16項第1号又は同法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定しまり納付すべき法人税の額が相互協議の対象と		
(1)~(8) (省略) (9) (省略) イ (省略) ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法第 40条の3の3第3項、同法第66条の4第8項第1号又は同法第68条の88第8項 に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が より納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が	【調理要領】 1 (省略)	【調理要領】 1 (同左)
(9) (省略) イ (省略) ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法 <u>第</u> 40条の3の3第3項、同法第66条の4第8項第1号又は同法第68条の88第8項 に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が より納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が		
	(1)~(8) (省略) (9) (省略) イ (省略) ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法 <u>第</u> 40条の3の3第3項、同法第66条の4第8項第1号又は同法第68条の88第8項 に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が	<ul> <li>(1)~(8) (同左)</li> <li>(9) (同左)</li> <li>イ (同左)</li> <li>ロ 移転価格課税に係る法人税のうち納税の猶予を受けようとする金額が租特法第</li> <li>66条の4第16項第1号又は同法第68条の88第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額であること及び当該法人税の額が相互協議の対象とな</li> </ul>







	改正部分はアンダーラインの箇所である。
改 正 後	改 正 前
307010-016 納税の猶予許可決議書(相互協議)	307010-016 納税の猶予許可決議書(相互協議)
307010-017 納税の猶予許可決議書(相互協議)(副本)	307010-017 納税の猶予許可決議書(相互協議)(副本)
307010-018 納税の猶予許可通知書(相互協議)	307010-018 納税の猶予許可通知書(相互協議)
【調理要領】	【調理要領】
「納税の猶予許可決議書(相互協議)」	「納税の猶予許可決議書(相互協議)」
1 目 的	1 目 的
「納税の猶予許可決議書(相互協議)」は、下の表に掲げる規定により、納税の猶予	「納税の猶予許可決議書(相互協議)」は、租特法第 66 条の4の2第1項又は同法第
を許可する場合に使用する。	
項番 該当条項	(新設)
<u>1</u> 租税特別措置法第 40 条の 3 の 4 第 1 項	
<u>租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項 (租税特別措置法第 40 条</u>	
<u></u>	
3 租税特別措置法第66条の4の2第1項	
<u>租税特別措置法第 66 条の 4 の 3 第 11 項(租税特別措置法第 66 条</u>	
<u>の4の2第1項準用)</u>	
<u> 租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項 (租税特別措置法第 66 条の 4</u>	
<u>の2第1項準用)</u>	
<u>6</u> 租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 1 項	
租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68   7   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
G =8778 # AT	
2 調理要領 (1) 不 の (1) (2 の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2 調理要領
(1) この帳票は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面から作	(新設)
成する。 (a) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A	
(2) (省略) (a) [24:4 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	( <u>1)</u> (同左)
(3) 「猶予税額」欄は、上記画面で入力した国税を表示する。	(新設)
(4) 「猶予期間」欄および「該当条項」欄は、上記画面の「該当条項」欄で選択した条	(新設)

改正部分はアンダーラインの箇所である。

改正後改正前

項に応じて定型文言を表示する。

なお、当該画面において「上記以外」を選択した場合は、各定型文言の条項部分を「別紙該当条項」と表示するため、徴収システムの様式ファイルダウンロードから『別紙「該当条項」』をダウンロードの上調理し、決議書に添付する。

(削除)

(削除)

「納税の猶予許可通知書(相互協議)」

1 目 的

「納税の猶予許可通知書」は、<u>納税の猶予許可決議により</u>納税の猶予を許可した場合に、下の表に掲げる規定により、その旨を納税者に通知するために使用する。

項番	<u>該当条項</u>
1	租税特別措置法第40条の3の4第4項
	租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項(租税特別
2	措置法第 40 条の 3 の 4 第 4 項準用)
3	租税特別措置法第 66 条の4の2第4項

- (2) この帳票は、「財産目録(別紙 横)」、「猶予決議(別紙 猶予税額)及び「猶予決 議(別紙 納付計画)」を添付する。
- (3) 一部不許可を行う場合の処分理由附記については、以下のとおり定型文言を記載する。

年月日付で納税の猶予申請があった貴社の国税については、下記のとおり許可しましたから、租税特別措置法第66条の4の2第4項(租税特別措置法第68条の88の2第4項)の規定により通知します。ただし、別紙「処分理由」により、猶予申請に係る国税のうち一部の国税については納税の猶予を許可できません。

また、併せて別紙を添付して記載する。

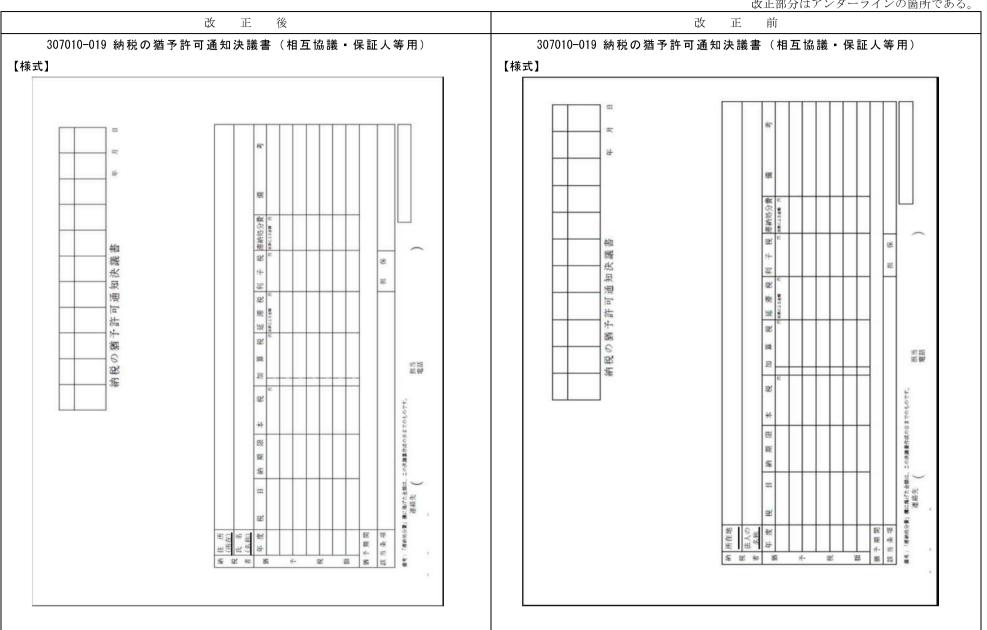
### 「納税の猶予許可通知書(相互協議)」

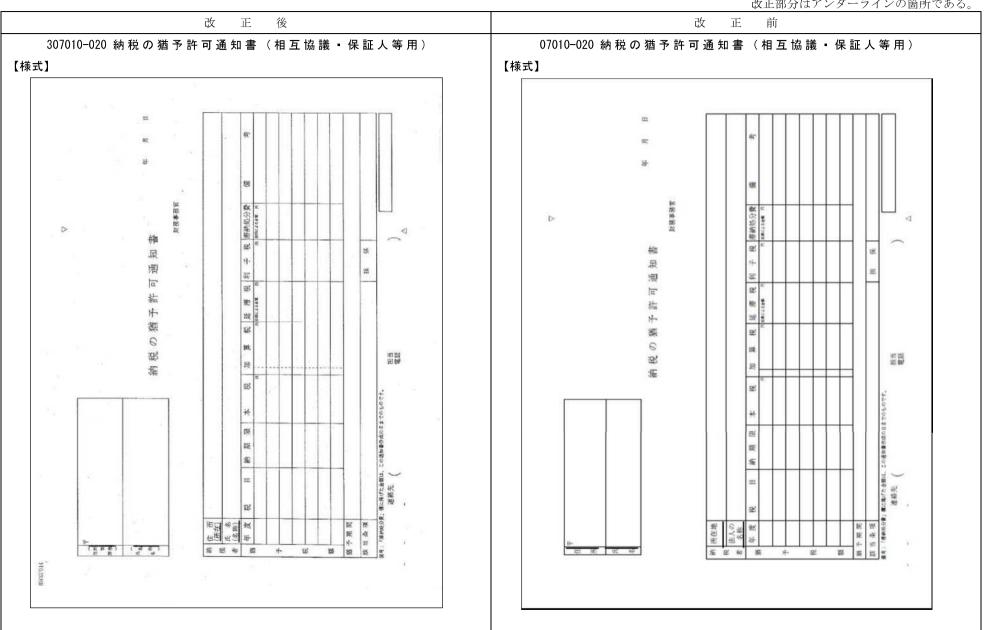
1 目 的

「納税の猶予許可通知書」は、<u>上記により</u>納税の猶予を許可した場合に、<u>租特法第</u>66条の4の2第4項又は同法第68条の88の2第4項の規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。

(新設)

		ひ正部分はアンダーラインの箇所である。 
	改正後	改正前
4	租税特別措置法第 66 条の4の3第11項(租税特別	
	措置法第66条の4の2第4項準用)	
5	租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項(租税特別措置	
<u>5</u>	法第66条の4の2第4項準用)	
<u>6</u>	租税特別措置法第68条の88の2第4項	
7	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特	
7	別措置法第 68 条の 88 の 2 第 4 項準用)	
2 調理要領		2 調理要領
(1) (省略)		(1) (同左)
(2) 柱書には、役	数収システムの「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面の	<u>該当</u> (新設)
条項」欄で選択	Rした条項に応じて定型文言を表示する。	
なお、一部を	下許可を行う場合は、本様式(別紙「処分理由」を含む。)をシン	<u></u>
から出力する:	ことができないため、手書きで作成することに留意する。	
<b>※</b> 「(通知条	項)」には、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」 画面の「該当	条項」
欄で選択し	た条項に応じた通知条項が印字され、同画面で「上記以外」を建	<u>択し</u>
<u>た場合は「</u>	別紙該当条項」と印字される。	
(3) 「上記以外」	を選択した場合の調理については上記「納税の猶予許可決議書	(相互
協議)」に準ず		
納税者に対す	ける「納税の猶予許可通知書(相互協議)」は、裏面に「不服申立	て又 <u>(2)</u> 納税者に対する「納税の猶予許可通知書(相互協議)」は、裏面に「不服申立て又
	この提起に関するお知らせ」が印字される。	は取消しの訴えに関するお知らせ」が印字される。
( <u>4)</u> (省略)		( <u>3)</u> (同左)





改 正 後

改 正 前

307010-019 納税の猶予許可通知決議書(相互協議・保証人等用) 307010-020 納税の猶予許可通知書(相互協議・保証人等用)

#### 【調理要領】

### 1 目 的

「納税の猶予許可通知書(保証人等用)」は、<u>以下の表に掲げる</u>規定により納税の猶予を許可する場合に、保証人及び担保財産の権利者に通知する場合に作成する。

項番	該当条項
1	租税特別措置法第40条の3の4第1項
0	租税特別措置法第41条の19の5第10項(租税特別措置法第40条の
2	3の4第1項準用)
3	租税特別措置法第66条の4の2第1項
	租税特別措置法第66条の4の3第11項 (租税特別措置法第66条の4
4	の2第1項準用)
	租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項(租税特別措置法第 66 条の 4 の
<u>5</u>	2第1項準用)
6	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 1 項
	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項 (租税特別措置法第 68 条の
7	88の2第1項準用)

#### 2 調理要領

- (1) 各欄の記載要領は、「納税の猶予許可決議書(相互協議)」に準ずる。
- (2) 「送付先」欄には、<u>徴収システムの「猶予決議(相互協議)」画面で選択した</u>保証 人の氏名(名称)及び住所(所在地)を表示する。

(3) (省略)

307010-019 納税の猶予許可通知決議書(相互協議・保証人等用) 307010-020 納税の猶予許可通知書(相互協議・保証人等用)

#### 【調理要領】

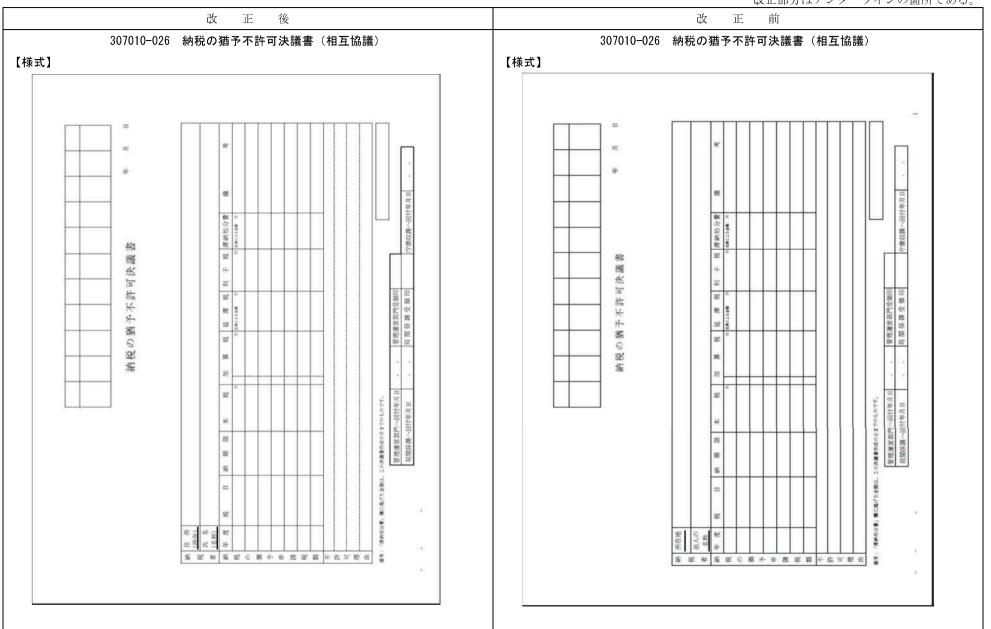
### 1 目 的

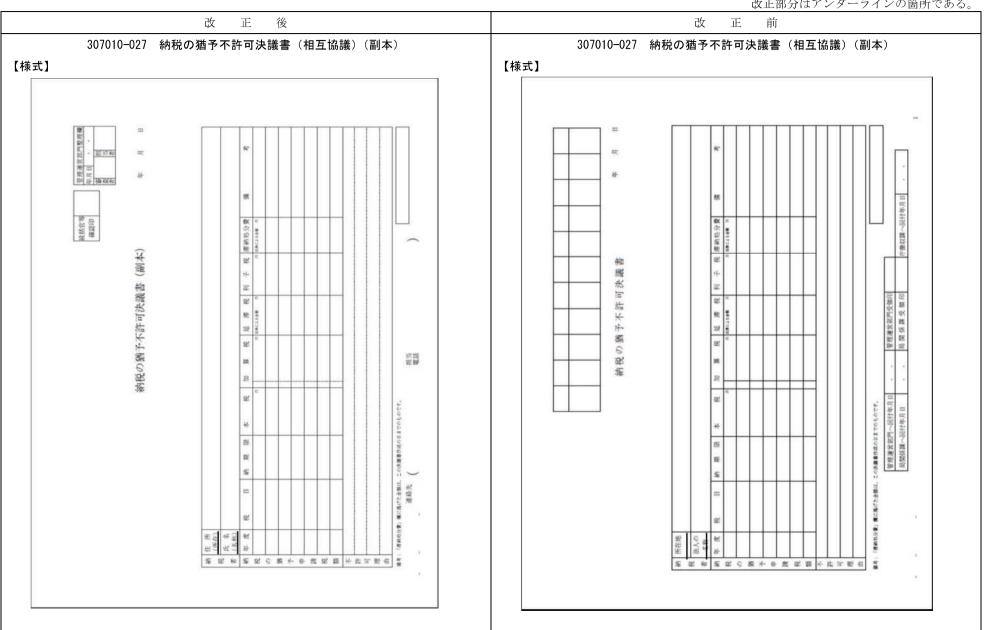
「納税の猶予許可通知書(保証人等用)」は、<u>租特法第66条の4の2第1項又は同法第68条の88の2第1項の</u>規定により納税の猶予を許可する場合に、保証人及び担保財産の権利者に通知する場合に作成する。

### 2 調理要領

(新設)

- (1) 「送付先」欄は、保証人の氏名(名称)及び住所(所在地)を表示する。
- (2) (同左)





改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正後 改正前 307010-026 納税の猶予不許可決議書(相互協議) 307010-026 納税の猶予不許可決議書(相互協議) 307010-027 納税の猶予不許可決議書(相互協議)(副本) 307010-027 納税の猶予不許可決議書(相互協議)(副本) 307010-028 納税の猶予不許可通知書(相互協議) 307010-028 納税の猶予不許可通知書(相互協議) 【調理要領】 【調理要領】 「納税の猶予不許可決議書(相互協議)」 「納税の猶予不許可決議書(相互協議)」 1 (省略) 1 (同左) 2 調理要領 2 調理要領 (1) この帳票は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面から作 (新設) 成する。 (2) (省略) (1) (同左) (3) 「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面で入力した理由 (2) 「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面で入力した理由 を表示する。 を表示する。 例: 租税特別措置法第66条の4の2に該当する事実がないため。 例: 和税特別措置法第66条の4の2に該当する事実がないため。 なお、入力した不許可理由が印字可能範囲を超過した場合は、「処分理由(別紙)」 が作成される。 (削除) (3) この帳票は、「猶予決議(別紙 猶予税額)」を添付する。 (削除) (4) 処分理由附記については、以下のとおり定型文言を記載する。 年 月 日付で納税の猶予の申請があったあなた(貴社)の国税に ついては、下記の理由により許可できません。租税特別措置法第66条の4の 2第4項 租税特別措置法第68条の88の2第4項の規定により通知します。 また、併せて別紙を添付して記載する。

#### 「納税の猶予不許可通知書(相互協議)」

1 目 的

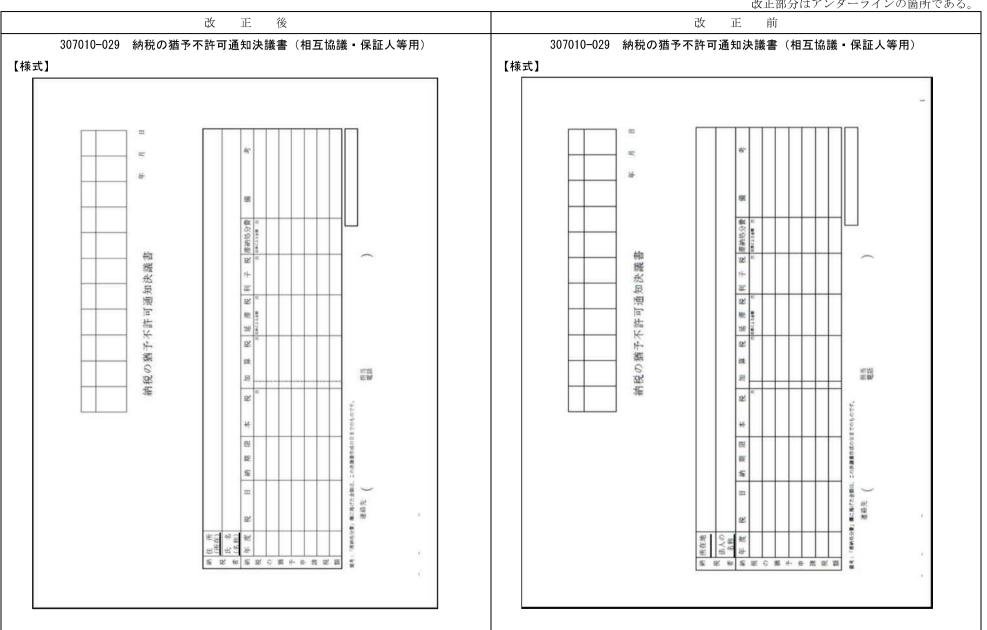
「納税の猶予不許可通知書(相互協議)」は、納税の猶予申請を不許可とした場合に、

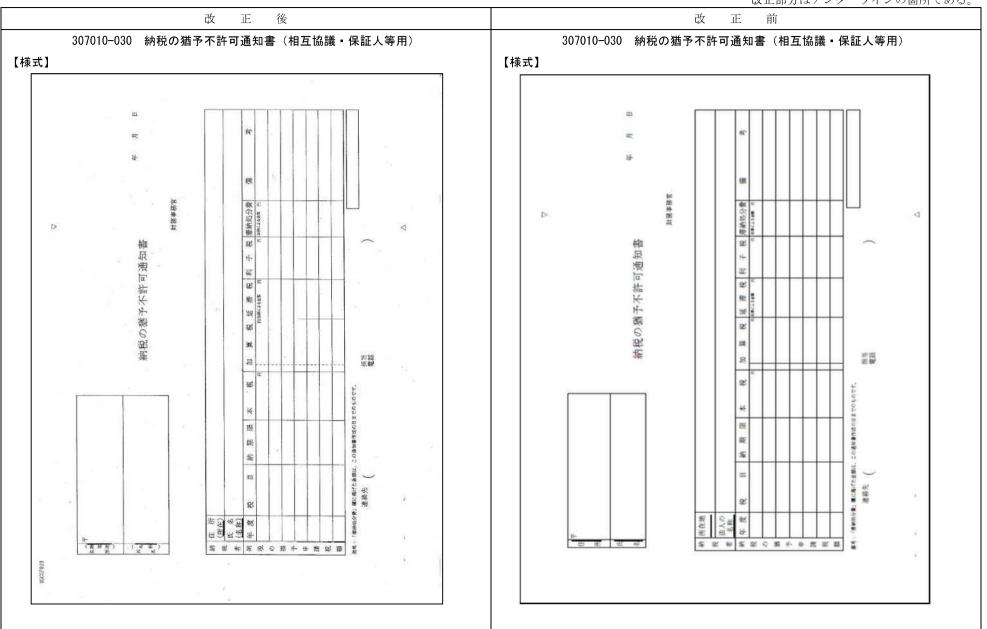
「納税の猶予不許可通知書 (相互協議)」

1 目 的

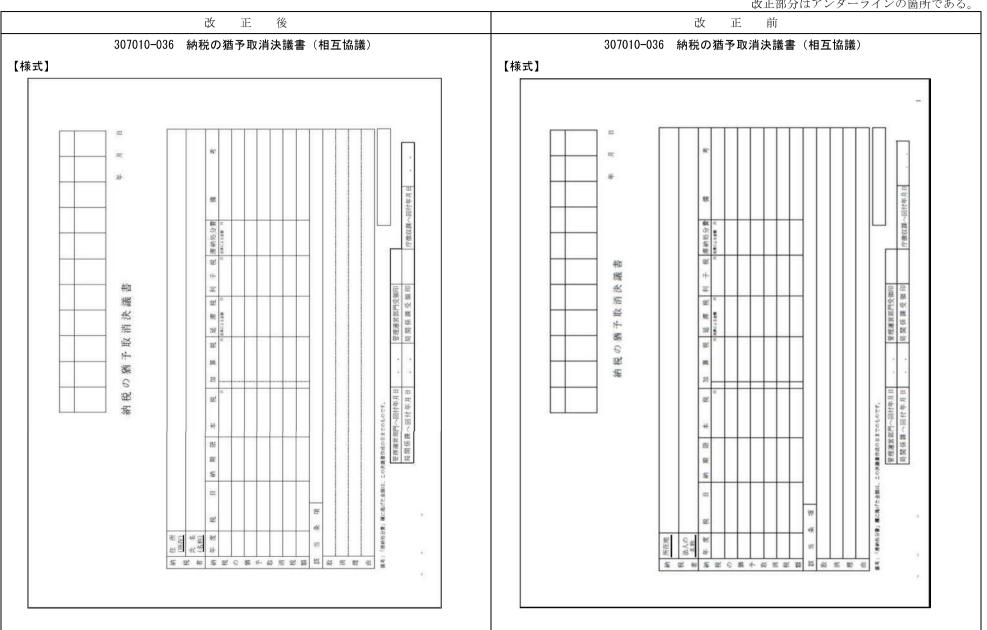
「納税の猶予不許可通知書(相互協議)」は、上記により納税の猶予申請を不許可と

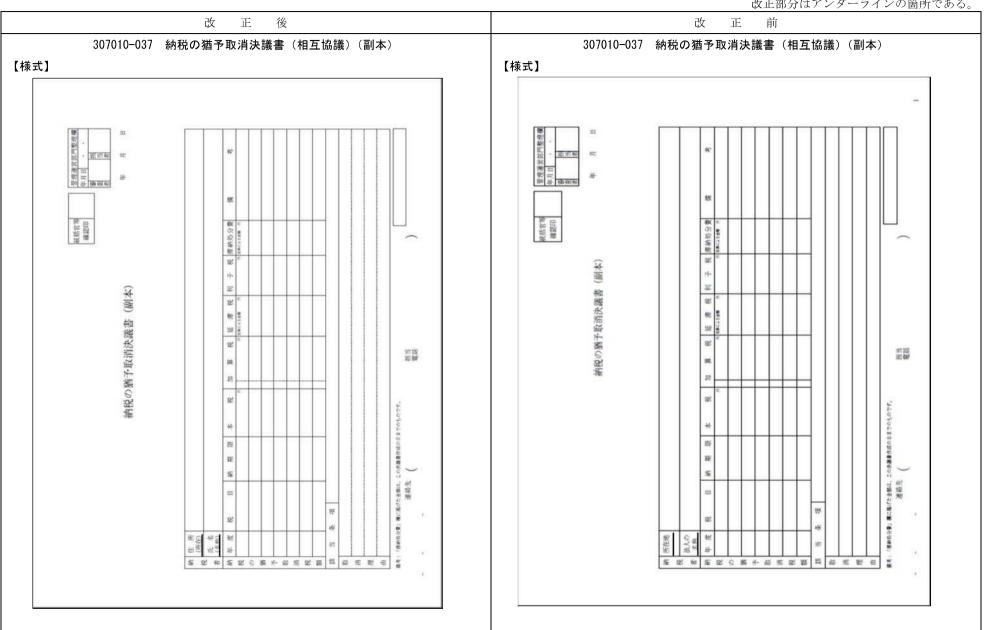
		改正部分はアンダーラインの箇所である。
	改 正 後	改 正 前
下の表に掲	<u>制げる</u> 規定によりその旨を納税者に通知するために使用する。	した場合に、租特法第66条の4の2第4項又は同法第68条の88の2第4項の規定に
		よりその旨を納税者に通知するために使用する。
項番	該当条項	(新設)
<u>1</u>	租税特別措置法第40条の3の4第4項	
	租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項(租税特別措置法第 40 条	
2	の3の4第4項準用)	
3	租税特別措置法第66条の4の2第4項	
4	租税特別措置法第66条の4の3第11項(租税特別措置法第66条の	
4	4の2第4項準用)	
_	租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項(租税特別措置法第 66 条の 4	
<u>5</u>	の2第4項準用)	
6	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 4 項	
	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68	
7	条の88の2第4項準用)	
	<u> </u>	
2 調理要領	İ	
(1) (省略	;)	(1) (同左)
(2) <u>柱書</u> に	は、以下のとおり定型文言を表示する。	(新設)
なお、	通知条項部分は空欄となるため、該当条項を手補正により追記する。	
(3) (省略	<b>š</b> )	(2) (同左)

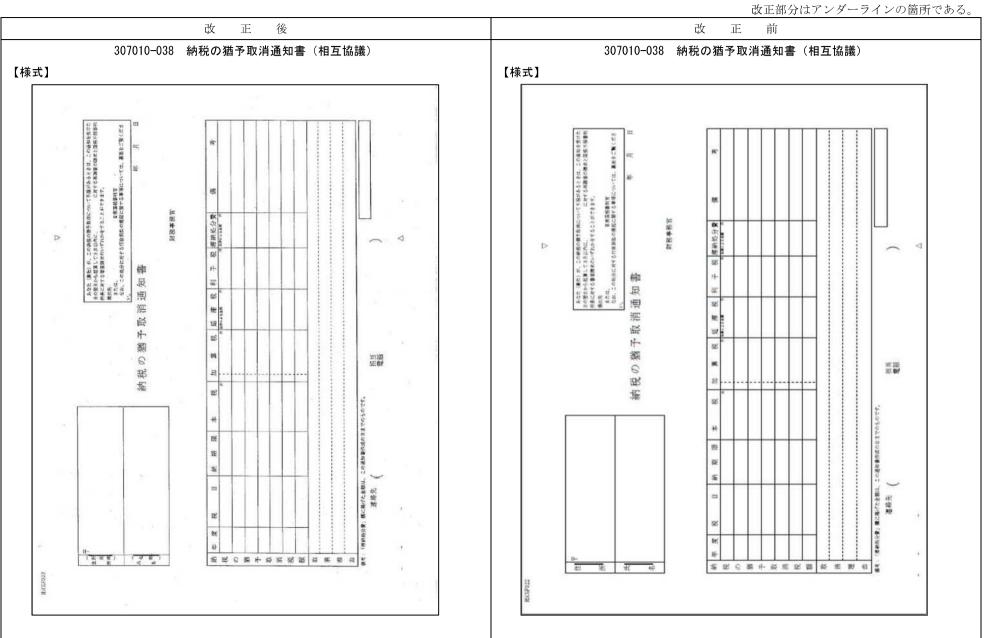




改 正 後	改正部分はアンターラインの固所である。 改正前
   307010-030 納税の猶予不許可通知書(相互協議・保証人等用)	   307010-030 納税の猶予不許可通知書(相互協議・保証人等用)
【調理要領】	【調理要領】
1 目 的	1 目 的
(省略)	(同左)
2 調理要領	2 調理要領
(1) 各欄の記載要領は、「納税の猶予不許可決議書(相互協議)」及び「納税の猶予不許	(新設)
可通知書(相互協議)」に準ずる。	
(2) (省略)	( <u>1)</u> (同左)
(3) (省略)	(2) (同左)
(4) 「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面で入力した理由	(3) 「不許可理由」欄は、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面で入力した理由
を表示する。	を表示する。
例:租税特別措置法66条の4の2に該当する事実がないため。	例:租税特別措置法66条の4の2に該当する事実がないため。
なお、入力した不許可理由が印字可能範囲を超過した場合は、「処分理由(別紙)」	
が作成される。	







### 站 四 县 四 丰

新日本	寸 照 表	
	改正部分はアンダーラインの箇所である。	
改 正 後	改 正 前	
307010-036 納税の猶予取消決議書(相互協議)	307010-036 納税の猶予取消決議書 (相互協議)	
307010-037 納税の猶予取消決議書(相互協議)(副本)	307010-037 納税の猶予取消決議書(相互協議)(副本)	
307010-038 納税の猶予取消通知書(相互協議)	307010-038 納税の猶予取消通知書(相互協議)	
【調理要領】	【調理要領】	
「納税の猶予取消決議書(相互協議)」	「納税の猶予取消決議書(相互協議)」	
1 目 的	1 目 的	
「納税の猶予取消決議書(相互協議)」は <u>以下に掲げる</u> 規定により、納税の猶予申請	「納税の猶予取消決議書(相互協議)」は、租特法第66条の4の2第5項又は同法第	
を取り消す場合に使用する。	<u>68 条の 88 の 2 第 5 項の</u> 規定により、納税の猶予申請を取り消す場合に使用する。	

項番	該当条項
1	租税特別措置法第40条の3の4第5項第1号
2	租税特別措置法第40条の3の4第5項第2号
3	租税特別措置法第40条の3の4第5項第3号
4	租税特別措置法第40条の3の4第5項第4号
<u>5</u>	租税特別措置法第40条の3の4第5項第5号
<u>6</u>	租税特別措置法第40条の3の4第5項第6号
7	租税特別措置法第41条の19の5第10項(租税特別措置法第40条の3の4
	第5項第1号準用)
	租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項 (租税特別措置法第 40 条の 3 の 4
8	第5項第2号準用)
	租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項 (租税特別措置法第 40 条の 3 の 4
9	第5項第3号準用)
1.0	租税特別措置法第 41 条の 19 の 5 第 10 項 (租税特別措置法第 40 条の 3 の 4
10	第5項第4号準用)

<u>68 条の 88 の 2 第 5 頃の</u>規定により、納税の猶予甲請を取り消す場合に使用する。

(新設)

### 新 旧 対 照 表

	改 正 後	改	正
11	租税特別措置法第41条の19の5第10項(租税特別措置法第40条の3の4		
	<u>第 5 項第 5 号準用)</u>		
12	租税特別措置法第41条の19の5第10項(租税特別措置法第40条の3の4		
	第5項第6号準用)		
<u>13</u>	租税特別措置法第66条の4の2第5項第1号		
<u>14</u>	租税特別措置法第66条の4の2第5項第2号		
<u>15</u>	租税特別措置法第66条の4の2第5項第3号		
<u>16</u>	租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 5 項第 4 号		
<u>17</u>	租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 5 項第 5 号		
<u>18</u>	租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 5 項第 6 号		
	租税特別措置法第66条の4の3第11項(租税特別措置法第66条の4の2		
<u>19</u>	第5項第1号準用)		
	租税特別措置法第66条の4の3第11項(租税特別措置法第66条の4の2		
<u>20</u>	第5項第2号準用)		
	租税特別措置法第 66 条の4の3第 11 項(租税特別措置法第 66 条の4の2		
<u>21</u>	第5項第3号準用)		
	租税特別措置法第 66 条の4の3第 11 項(租税特別措置法第 66 条の4の2		
<u>22</u>	第5項第4号準用)		
	租税特別措置法第 66 条の4の3第 11 項(租税特別措置法第 66 条の4の2		
<u>23</u>	第5項第5号準用)		
0.4	租税特別措置法第 66 条の4の3第 11 項(租税特別措置法第 66 条の4の2		
24	第5項第6号準用)		
0.5	租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項 (租税特別措置法第 66 条の 4 の 2 第 5		
<u>25</u>	項第1号準用)		
0.0	租税特別措置法第67条の18第10項(租税特別措置法第66条の4の2第5		
<u>26</u>	項第2号準用)		

### 新 旧 対 照 表

	改 正 後
97	租税特別措置法第 67 条の 18 第 10 項 (租税特別措置法第 66 条の4の2第 5
<u>27</u>	項第3号準用)
28	租税特別措置法第67条の18第10項(租税特別措置法第66条の4の2第5
<u> 20</u>	項第4号準用)
<u>29</u>	租税特別措置法第67条の18第10項(租税特別措置法第66条の4の2第5
	項第5号準用)
<u>30</u>	租税特別措置法第67条の18第10項(租税特別措置法第66条の4の2第5
	項第6号準用)
<u>31</u>	租税特別措置法第68条の88の2第5項第1号
<u>32</u>	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 5 項第 2 号
33	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 5 項第 3 号
34	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 5 項第 4 号
<u>35</u>	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 5 項第 5 号
<u>36</u>	租税特別措置法第 68 条の 88 の 2 第 5 項第 6 号
0.7	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68 条の 88
<u>37</u>	の2第5項第1号準用)
20	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第10項(租税特別措置法第 68 条の 88
38	の2第5項第2号準用)
39	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68 条の 88
39	の2第5項第3号準用)
<u>40</u>	租税特別措置法第68条の107の2第10項(租税特別措置法第68条の88
40	の2第5項第4号準用)
41	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68 条の 88
	の2第5項第5号準用)
<u>42</u>	租税特別措置法第 68 条の 107 の 2 第 10 項(租税特別措置法第 68 条の 88
	の2第5項第6号準用)

改正部分はアンダーラインの箇所である。

2 調理要領

(1) この帳票は、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面から作成する。

後

改 正

(2) (省略)

(3) 「猶予の取消税額」欄は、上記画面で入力した国税を表示する。

(4) 「該当条項」欄は、上記画面の「該当条項」欄で選択した条項に応じて定型文言を 表示する。

なお、当該画面において「上記以外」を選択した場合は、定型文言の条項部分を「別 紙該当条項」と表示するため、徴収システムの様式ファイルダウンロードから『別紙 「該当条項」』をダウンロードの上調理し、決議書に添付する。

(5) 「取消理由」欄は、上記画面で入力した理由を表示する。

例:相互協議の申立てが取り下げられたため

なお、入力した取消理由が印字可能範囲を超過した場合は、「処分理由 (別紙)」が 作成される。

(削除)

「納税の猶予取消通知書(相互協議)」

1 目 的

「納税の猶予取消通知書(相互協議)」は、上記により納税の猶予を取り消した場合に、租特法第40条の3の4第5項、同法第66条の4の2第5項又は同法第68条の88の2第5項の規定によりその旨を納税者に通知する場合に作成する。

2 調理要領

(新設)

(1) (同左)

(新設)

(新設)

(2) 「取消理由」欄は、<u>徴収システムにおける「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)</u> 画面で入力した理由を表示する。

改

正 前

例:相互協議の申立てが取り下げられたため。

(3) この帳票は、「猶予決議 (別紙猶予税額)」を添付する。

(4) 以下のとおり定型文言が表示されるため、納税の猶予を許可した日付を記載する。

年月日付で納税の猶予を許可しましたあなた(貴社)の国税については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してください。

租税特別措置法第66条の4の2第5項 租税特別措置法第68条の88の2第5項の規定により通知します。

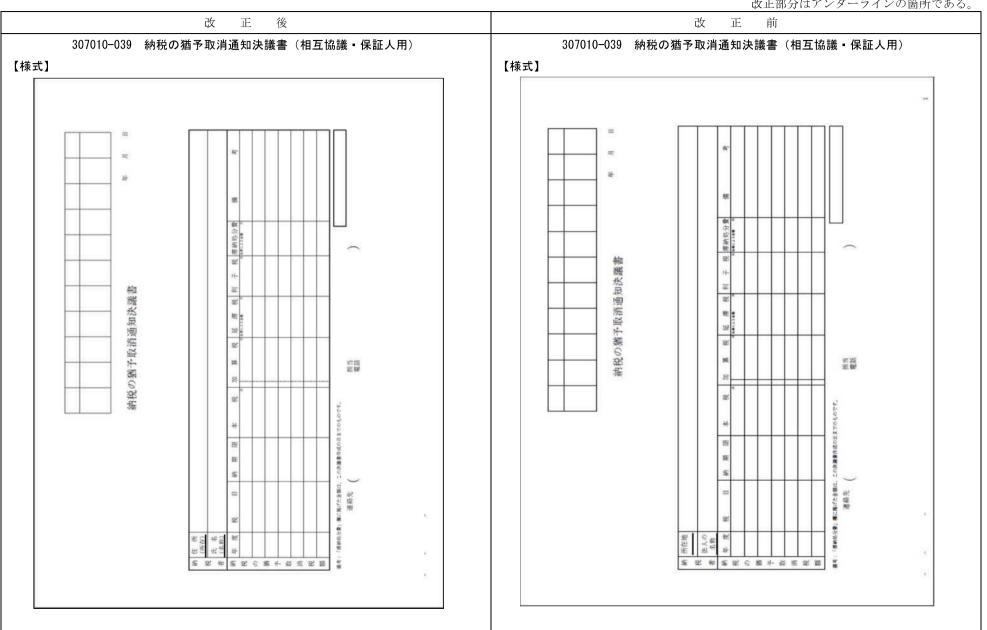
「納税の猶予取消通知書(相互協議)」

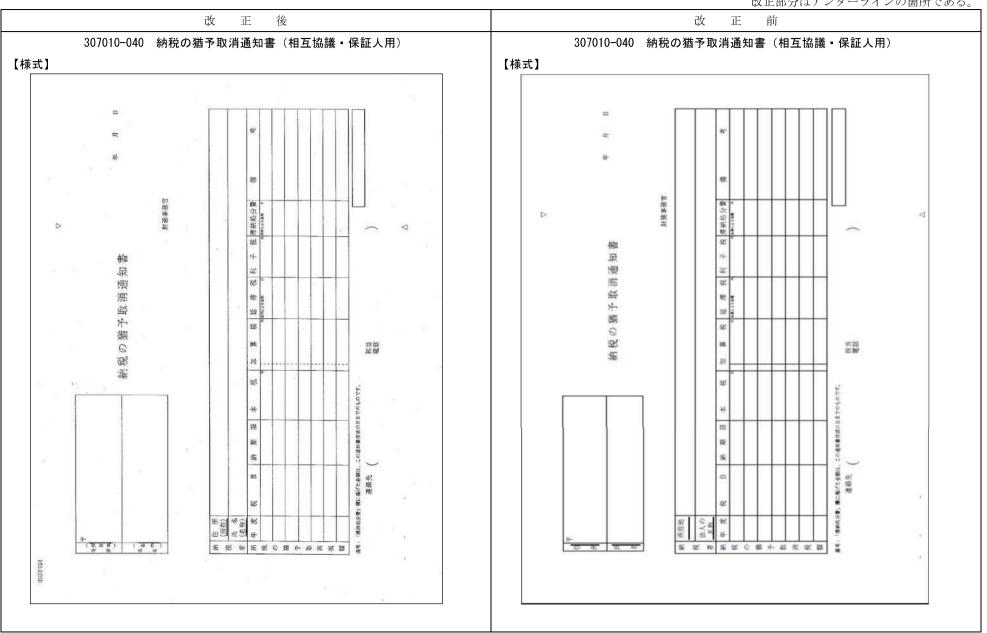
1 目 的

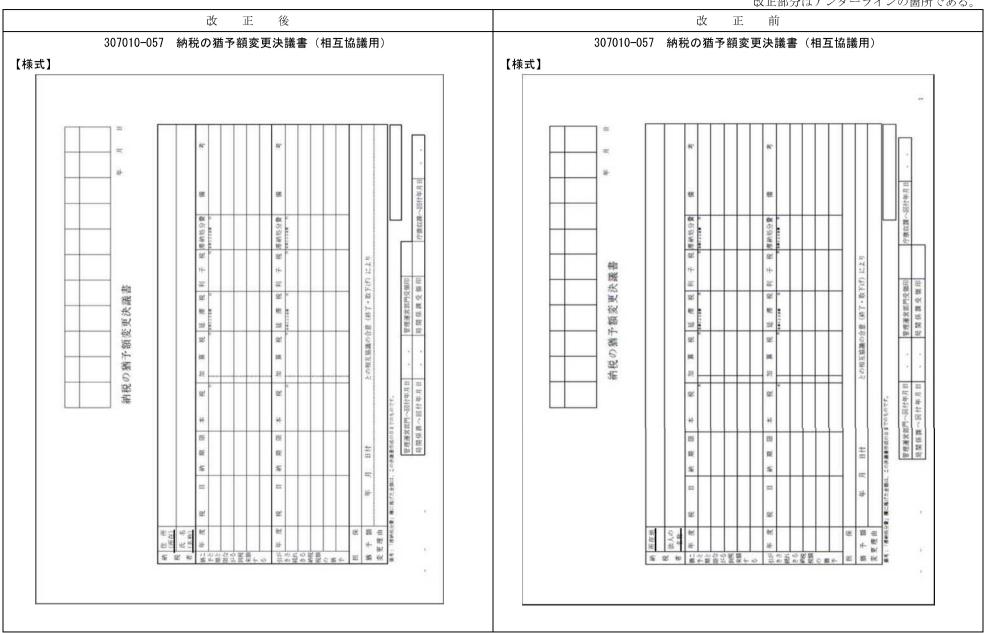
「納税の猶予取消通知書(相互協議)」は、上記により納税の猶予を取り消した場合に、租特法第66条の4の2第5項又は同法第68条の88の2第5項の規定によりその旨を納税者に通知する場合に作成する。

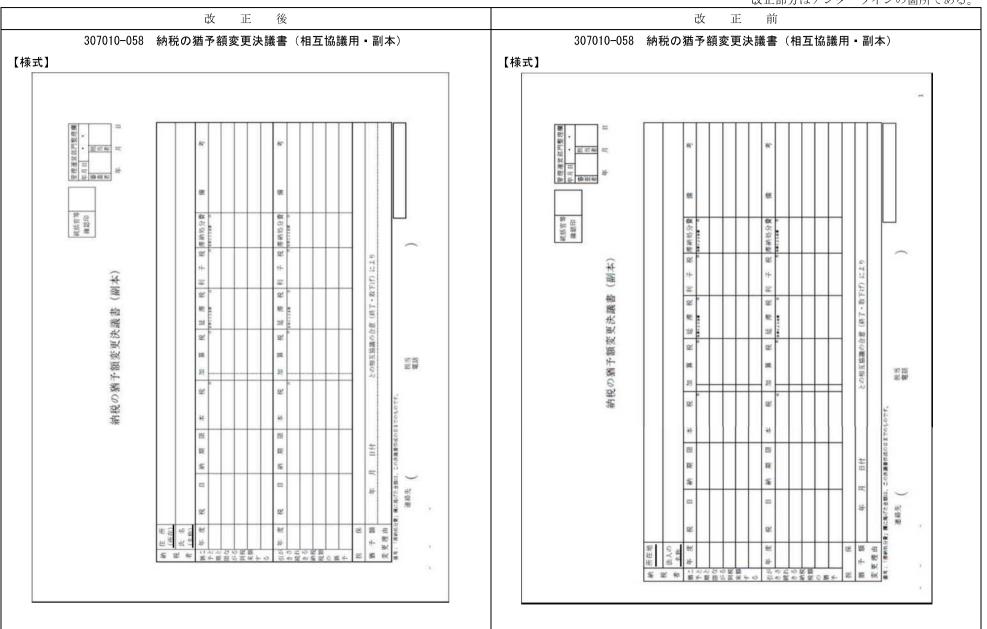
# 新 旧 対 照 表

	改正部分はアンダーラインの箇所である。
改正後	改 正 前
2 調理要領	2 調理要領
(1) (省略)	(1) (同左)
(2) 柱書には、徴収システムの「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面の「該当	(新設)
条項」欄で選択した条項に応じて、以下のとおり定型文言を表示する。	
平成●●年●●月●●日付で納税の猶予を許可しましたあなた(貴社)の国税	
については、下記のとおり納税の猶予を取り消しましたから直ちに納付してくだ	
<u>さい。</u>	
(	
※ 「(通知条項)」には、「猶予決議・猶予取消決議(相互協議)」画面の「該当条	
項」欄で選択した条項に応じた通知条項を表示し、同画面で「上記以外」を選択	
した場合は「別紙該当条項」と表示する。	
「上記以外」を選択した場合の調理については上記「納税の猶予許可決議書(相	
<u> 互協議)」に準ずる。</u>	(2) (同左)
(3) (省略)	<u>(2)</u> (同左)

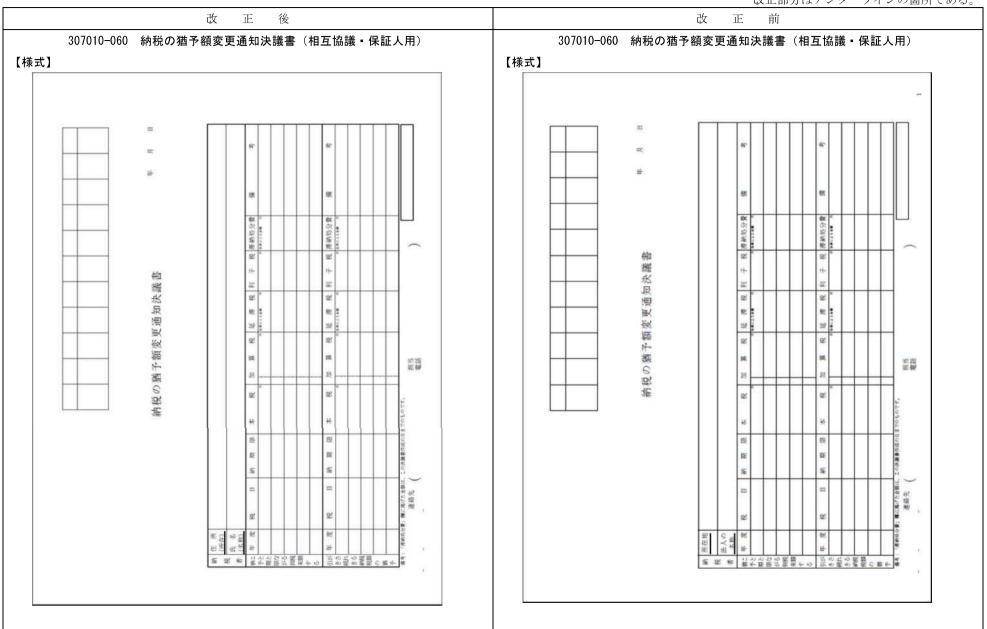




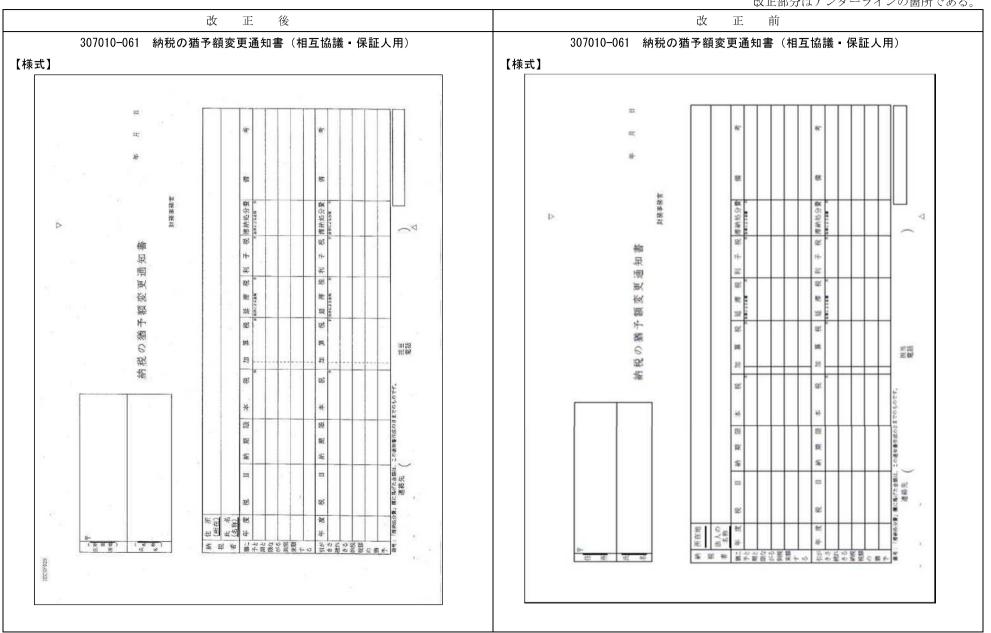




新旧対照表 改正部分はアンダーラインの箇所である。 改正後 改正前 307010-057 納税の猶予額変更決議書(相互協議) 307010-057 納税の猶予額変更決議書(相互協議) 307010-058 納税の猶予額変更決議書(相互協議)(副本) 307010-058 納税の猶予額変更決議書(相互協議)(副本) 307010-059 納税の猶予額変更通知書(相互協議) 307010-059 納税の猶予額変更通知書(相互協議) 【調理要領】 【調理要領】 1 (同左) 1 (省略) 2 調理要領 2 調理要領 (1) (省略) (1) (同左) (2) 「猶予期限が到来することとなる税額」欄は、納税の猶予をしている所得税又は法 (2)「猶予期限が到来することとなる税額」欄は、納税の猶予をしている法人税の額(納 人税の額(納税の猶予額変更決議書の作成時における金額をいう。以下同じ。)から 税の猶予額変更決議書の作成時における金額をいう。以下同じ。)から上記「移転価 上記「移転価格課税に係る納税の猶予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度 格課税に係る納税の猶予限度額について (通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額 額」欄の金額を差し引いた金額(ただし、両金額が同額である場合及び納税の猶予 を差し引いた金額(ただし、両金額が同額である場合及び納税の猶予をしている法 をしている所得税又は法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額であ 人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額である場合は「0」)を記載す る場合は「0」)を記載する。 (3) 「引き続き納税の猶予がされる税額」欄には、上記「移転価格課税に係る納税の猶 (3) 「引き続き納税の猶予がされる税額」欄には、上記「移転価格課税に係る納税の猶 予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額(ただし、納税の猶予 予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額(ただし、納税の猶予 をしている所得税又は法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額である をしている法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額であるときは当該 ときは当該納税の猶予をしている所得税又は法人税の額)を記載する。 納税の猶予をしている法人税の額)を記載する。 (4) (省略) (4) (同左)



新旧対照表



改正後

改 正 前

307010-060 納税の猶予額変更通知決議書(相互協議・保証人等用) 307010-061 納税の猶予額変更通知書(相互協議・保証人等用)

#### 【調理要領】

1 (省略)

#### 2 調理要領

- (1) (省略)
- (2) 「猶予期限が到来することとなる税額」欄は、納税の猶予をしている<u>所得税又は</u>法人税の額(納税の猶予額変更決議書の作成時における金額をいう。以下同じ。)から上記「移転価格課税に係る納税の猶予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額を差し引いた金額(ただし、両金額が同額である場合及び納税の猶予をしている<u>所得税又は</u>法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額である場合は「0」)を記載する。
- (3) 「引き続き納税の猶予がされる税額」欄には、上記「移転価格課税に係る納税の猶予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額(ただし、納税の猶予をしている<u>所得税又は</u>法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額であるときは当該納税の猶予をしている所得税又は法人税の額)を記載する。

307010-060 納税の猶予額変更通知決議書(相互協議・保証人等用) 307010-061 納税の猶予額変更通知書(相互協議・保証人等用)

#### 【調理要領】

1 (同左)

#### 2 調理要領

- (1) (同左)
- (2) 「猶予期限が到来することとなる税額」欄は、納税の猶予をしている法人税の額(納税の猶予額変更決議書の作成時における金額をいう。以下同じ。)から上記「移転価格課税に係る納税の猶予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額を差し引いた金額(ただし、両金額が同額である場合及び納税の猶予をしている法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額である場合は「0」)を記載する。
- (3) 「引き続き納税の猶予がされる税額」欄には、上記「移転価格課税に係る納税の猶予限度額について(通知)」の「納税の猶予限度額」欄の金額(ただし、納税の猶予をしている法人税の額が当該「納税の猶予限度額」よりも少ない額であるときは当該納税の猶予をしている法人税の額)を記載する。

【榛式】

対 照 表 改正部分はアンダーラインの箇所である。

##	年 月 日	〒	式]	
備 考 「	## 「	年 月 日		307
備 考 「 ( 南	## 1	新 画 税 等		020-009 滞納処分の停止]
年 (五 (五 (五 (五 (五 (五 (五) (五) (五)	年 月 日	停止事由     国税 <u>敬収</u> 法第153条第1項第 号該当       備     考       考     「需納処分費、側に掲げた金額は、この通知事件法の日までのものです。       連絡先     担当       電話     )       滞 納 者 第 号		· 多句書
		任 所 氏 <sub>2</sub> 年 月 日		30

**-** 93 **-**

改正後	改正部分はアンターラインの固所である。  改 正 前
311000-013 第二次納税義務額の消滅通知書	311000-013 第二次納税義務額の消滅通知書
311000-013 第二次納代義務額の用級通知者 【調理要領】 1・2 (省略)	【調理要領】 【1 - 2 (同左)
< 参考>	< 参考>      ・ 昭和 52 年 6 月 7 日付徴徴 2 ー 9 ほか 6 課共同「第二次納税義務関係事務提要の
制定について」(事務運営指針)の別冊の第1編第2章第1節39参照	制定について」(法令解釈通達)の別冊の第1編第2章第1節 42 参照